

置戸町地域防災計画

令和 5 年 3 月（一部改訂）

置戸町防災会議

沿 革

置戸町防災会議条例制定……昭和38年 6月29日条例第10号

置戸町地域防災計画……昭和39年 7月 1日作成

〃 一部修正協議……昭和59年 9月29日

〃 一部修正協議承認……昭和59年10月 6日付け防災第1055号

〃 第2刷作成……昭和59年11月 1日

〃 全面修正協議……平成10年 3月 2日

〃 全面修正協議承認……平成10年 3月10日付け北防災第73号

〃 第3刷作成……平成10年 4月 1日

〃 一部修正協議……平成17年 7月22日

〃 一部修正協議承認……平成17年 8月12日付け防災第978号

〃 一部修正協議……平成20年 3月13日

〃 一部修正協議承認……平成20年 3月26日付け防災第2288号

〃 軽微な修正……平成21年 6月 1日

〃 全面修正……平成27年 3月27日

〃 一部修正……令和 5年 3月27日

置戸町水防計画

〃 事前協議……平成 9年 6月29日

〃 本協議……平成 9年10月31日

〃 本協議承認……平成 9年11月25日付け網地政第847号

〃 作 成……平成10年 4月 1日

〃 一部修正協議……平成17年 7月22日

〃 一部修正協議承認……平成17年 8月17日付け網地政第1973号

〃 一部修正協議……平成20年 3月13日

〃 一部修正協議承認……平成20年 3月18日付け網地政第4542号

〃 軽微な修正……平成21年 6月 1日

〃 地域防災計画へ統合……平成27年 3月27日

置戸町洪水ハザードマップ……平成17年8月作成

置戸町防災マップ……平成29年3月作成

置戸町防災ガイドファイル……令和 3年3月作成

令和 4年9月一部改訂

目 次

第1章	総則	1-1
第1節	計画策定の目的	1-1
第2節	計画の構成・用語	1-1
第3節	計画推進に当たっての基本となる事項	1-1
第4節	計画の修正要領	1-2
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1-2
第6節	町民及び事業所の基本的責務	1-6
第2章	置戸町の概況	2-1
第1節	置戸町の自然条件	2-1
第2節	置戸町の災害の概況	2-2
第3章	防災組織	3-1
第1節	組織計画	3-1
第2節	気象業務に関する計画	3-11
第4章	災害予防計画	4-1
第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	4-1
第2節	防災訓練計画	4-5
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	4-7
第4節	相互応援（受援）体制整備計画	4-8
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	4-10
第6節	避難体制整備計画	4-15
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	4-20
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	4-23
第9節	建築物災害予防計画	4-24
第10節	消防計画	4-24
第11節	水害予防計画	4-31

第12節	風害予防計画	4-42
第13節	雪害予防計画	4-43
第14節	融雪災害予防計画	4-44
第15節	土砂災害の予防計画	4-45
第16節	積雪・寒冷対策計画	4-49
第17節	複合災害に関する計画	4-51
第18節	重要警戒区域及び整備計画	4-52
第19節	地震に強いまちづくり推進計画	4-56

第5章	災害応急対策計画	5-1
第1節	災害情報収集・伝達計画	5-1
第2節	災害通信計画	5-6
第3節	災害広報・情報提供計画	5-9
第4節	避難対策計画	5-13
第5節	応急措置実施計画	5-19
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	5-23
第7節	広域応援・受援計画	5-26
第8節	ヘリコプター活用計画	5-27
第9節	救助救出計画	5-30
第10節	医療救護計画	5-35
第11節	防疫計画	5-38
第12節	災害警備計画	5-41
第13節	交通応急対策計画	5-43
第14節	輸送計画	5-48
第15節	食料供給計画	5-49
第16節	給水計画	5-52
第17節	衣料、生活必需物資供給計画	5-54
第18節	石油類燃料供給計画	5-56
第19節	電力施設災害応急計画	5-56
第20節	ガス施設災害応急計画	5-56

第 21 節	上下水道施設対策計画	5-57
第 22 節	応急土木対策計画	5-58
第 23 節	被災宅地安全対策計画	5-60
第 24 節	住宅対策計画	5-62
第 25 節	障害物除去計画	5-66
第 26 節	文教対策計画	5-67
第 27 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬計画	5-70
第 28 節	家庭動物等対策計画	5-73
第 29 節	応急飼料計画	5-74
第 30 節	廃棄物等処理計画	5-75
第 31 節	防災ボランティアとの連携計画	5-77
第 32 節	労務供給計画	5-79
第 33 節	職員派遣計画	5-81
第 34 節	災害救助法の適用と実施	5-83

第 6 章	地震災害対策計画	6-1
第 1 節	計画策定の目的	6-1
第 2 節	計画の性格	6-1
第 3 節	計画の基本方針	6-1
第 4 節	地震防災面から見た状況	6-4
第 5 節	防災組織	6-8
第 6 節	地震情報の伝達計画	6-8
第 7 節	災害予防計画	6-12
第 8 節	地震に関する防災知識の普及・啓発	6-15
第 9 節	防災訓練計画	6-16
第10節	避難体制整備計画	6-17
第11節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	6-18
第12節	火災予防計画	6-18
第13節	危険物等災害予防計画	6-19
第14節	建築物等災害予防計画	6-19

第15節	土砂災害の予防計画	6-23
第16節	液状化災害予防計画	6-24
第17節	積雪・寒冷対策計画	6-25
第18節	業務継続計画の策定	6-25
第19節	複合災害に関する計画	6-26
第20節	災害応急対策計画	6-26
第21節	災害復旧計画	6-28
第7章	火山災害対策計画	7-1
第8章	原子力災害対策計画	8-1
第9章	事故災害対策計画	9-1
第1節	航空災害対策計画	9-1
第2節	道路災害対策計画	9-4
第3節	危険物等災害対策計画	9-8
第4節	大規模な火事災害対策計画	9-10
第5節	林野火災対策計画	9-14
第10章	災害復旧・被災者援護計画	10-1
第1節	災害復旧計画	10-1
第2節	被災者援護計画	10-3

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき置戸町防災会議が作成する計画であり、置戸町の地域にかかわる防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための具体的事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

第2節 計画の構成・用語

置戸町地域防災計画は、本編及び資料編から構成される。

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
町防災会議	置戸町防災会議
本 部（長）	置戸町災害対策本部（長）
町 計 画	置戸町地域防災計画
災 害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
災 害 時	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
要 配 慮 者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等をふまえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組

- み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（自治体及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに自治体及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
 - 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防止意識の向上を図らなければならない。
 - 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
 - 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

置戸町地域防災計画は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
- 2 社会・経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の変更（改正）が行われたとき。
- 6 その他防災会議が必要と認めたとき。

なお、修正を行った場合にはその結果を北海道知事に報告するものとする。

第5節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

置戸町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
網走開発建設部 北見道路事務所 北見河川事務所 (鹿ノ子ダム管理支所) 北見農業事務所	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 2 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 3 所轄河川の災害予防、災害応急対策及び災害復旧工事に関すること。 4 河川管理施設の維持管理に関すること。 5 所轄河川の洪水予警報の伝達に関すること。 6 鹿ノ子ダムの操作に関すること。 7 洪水調節、流水の正常な機能の維持等に関すること。 8 鹿ノ子ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 9 国営農業基盤整備事業の災害復旧に関すること。
北海道農政事務所 北見地域センター	1 災害時における応急食料の調達及び供給に関すること。 2 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急資料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
網走中部森林管理署	1 林野火災の予防対策に関すること。 2 治山対策に関すること。 3 災害時において公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関すること。 4 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。 5 林野火災の予防対策を立て、その未然防止を行うこと。
網走地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 5 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、北海道や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 7 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
北海道総合通信局	1 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 2 非常通信協議会の運営に関すること。

2 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 美幌駐屯地	1 災害派遣要請権者の要請等に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関すること。

3 北海道（北海道知事部局）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
オホーツク総合振興局	1 オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事。 2 防災に関する組織の整備及び災害予防措置に関する事。 3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け、総合調整に関する事。 5 自衛隊の災害派遣要請を行う事。
オホーツク総合振興局 網走建設管理部 北見出張所	1 所轄河川の改良維持、修繕及び災害復旧工事に関する事。 2 所轄堤防の維持管理に関する事。 3 道道の維持、災害復旧等に関する事。
オホーツク総合振興局 東部森林室	1 林野火災の予防対策に関する事。 2 直轄道有林の治山に関する事。 3 災害時において公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関する調整 4 災害対策上、所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事。
オホーツク総合振興局 保健環境部 北見地域保健室	1 災害時における各医療機関の連絡調整に関する事。 2 災害時における防疫活動の指導助言に関する事。 3 食品及び環境衛生の監視指導に関する事。 4 防疫薬剤供給対策に関する事。 5 死亡獣畜の処理に係る指導助言に関する事。 6 狂犬病予防に係る指導助言に関する事。 7 被災者の健康管理に関する事。 8 災害時の応急給水に係る指導助言に関する事。

4 北海道警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北見警察署	1 災害時における避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制に関する事。 2 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関する事。

5 北海道教育委員会

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道教育庁 オホーツク教育局	1 災害時における被災児童及び生徒の救護応急教育の指導に関する事。 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。

6 置戸町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
置戸町役場	1 町防災会議に関すること。 2 防災対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 3 災害時における給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。 4 災害復旧対策に関すること。 5 防災訓練に関すること。 6 防災思想の普及に関すること。
置戸町教育委員会	1 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。 2 文教施設及び文化財の保全並びに被害調査等に関すること。
(消防機関) 北見地区消防組合消防署 置戸支署	1 災害時における人命救助、財産保護、消防及び水防に関すること。 2 災害時における避難誘導に関すること。 3 災害時における消防団の出動命令に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社北海道事業部	1 災害時における通信施設の安全確保に関すること。 2 非常及び緊急通信の取扱を行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
置戸赤十字病院	1 災害時の応急医療、防疫対策について関係機関の支援に関すること。 2 災害救助法が適用された場合、医療班を編成し医療、助産、遺体処理等救助業務の実施に関すること。
北海道電力株式会社 北見支店	1 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 2 災害時における電力施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。
置 戸 郵 便 局 (境野郵便局) (勝山郵便局)	1 災害時における郵便送達の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。 2 郵便の非常取扱いを行うこと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人北見医師会	1 災害時における医療及び助産に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新生紀森林組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 リ災組合員に対する融資のあっせんに関すること。 3 林野火災の予防対策に関すること。 4 林野火災時における消火及び応急対策に関すること。

置戸町建設業協会	1 災害時における応急土木工事の支援に関すること。
電気通信事業者	1 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。
社会福祉法人 置戸町社会福祉協議会	1 災害時における被災者救護の支援に関すること。
一般病院・診療所	1 医療防疫対策についての協力に関すること。
一般輸送業者	1 災害時における救助物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関すること。 2 災害による復旧資材の輸送協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保全に関すること。
きたみらい農業協同組合置戸地区事務所	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策、指導に関すること。 3 農業生産資材及び生活物資の確保、あっせんに関すること。 4 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策に関すること。 5 農作物の需給調整に関すること。 6 被害農家に対する融資のあっせんに関すること。 7 災害時における物価の安定及び救助物資の確保についての協力に関すること。 8 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。
置戸町商工会	1 商工業者に対する融資のあっせんに関すること。 2 災害時における商工業者の経営指導及び中央資金の導入に関すること。 3 物価の安定に関すること。 4 災害時における救助物資、復旧資材の確保協力に関すること。

第6節 町民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人一人や事業者等が取り組む「自助」や、身近なコミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害（地震）発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害（地震）による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

第1 町民の責務

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- イ 崖崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(2) 災害発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 素早く火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛びださず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ク みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ 取りあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確保すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 災害発生時の心得

- ア 素早く火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同志で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する

こと。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオ等で災害（地震）情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中し、交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

4 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

(1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定

(2) 防災体制の整備

(3) 事業所の耐震化の促進

- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

※サプライチェーン【supply chain】

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案をふまえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町内における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

災害時協定書等一覧表

【R4.4現在】

No	協定月日	協定及び申合せの相手方	協定及び申合せ表題	備 考	内 容
1	平成20年6月10日	北海道知事及び北海道市長会長	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	写しのみ 北海道町村会長に委任	道及び他の市町村長に応援要請ができる。 他の市町村は、避難所の提供など
2	平成20年7月1日	置戸町建設業協会会長	災害時における応急対策業務に関する協定書		土砂や倒木などの除去。車両など必要機材の提供等
3	平成20年7月14日	郵便局株式会社 置戸郵便局長	災害発生時における置戸郵便局と 置戸町の協力に関する協定		郵便局が発見した道路などの破損状況の報告。被災者が差し出す郵便物の料金免除など
4	平成22年5月31日	北海道開発局長	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ		被害箇所の把握報告。二次災害の防止措置など
5	平成22年9月16日	北海道エルピーガス災害対策協議会 災害対策協議会本部長	災害等の発生時における置戸町と北海道エルピーガス 災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書		LPガスの設置。ガスの供給。火災現場の安全確保など
6	平成23年1月19日	財団法人北海道電気保安協会 理事長	災害時協力協定書		災害時の電力復旧工事の安全確保など
7	平成24年2月29日	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書		避難所や医療機関、緊急車両への石油類の優先供給など
8	平成24年9月28日	北見地方石油業協同組合理事長	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書		スポンサー・ぼっぼ・役場の自販機の災害時飲料無償提供
9	平成25年2月7日	社団法人北見医師会長	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	写しのみ 管内町村会長に委任	避難所などでの歯科医療の提供。検死など
10	平成25年2月8日	自衛隊帯広地方協力本部及び陸上自衛隊美幌駐屯地	防災・減災対策への支援に関する協定書	駐屯地区内の市町村	初動救助、避難所支援、訓練、講演など
11	平成25年7月15日	自衛隊帯広地方協力本部及び陸上自衛隊美幌駐屯地	大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書	駐屯地区内の市町村	初動救助、避難所支援、訓練、講演など
12	平成26年2月8日	東京都多摩市長	災害時における相互応援に関する協定	自治体との協定	相互応援、職員の派遣、ボランティアの斡旋など
13	平成26年3月11日	北海道知事及び財務省北海道財務局 及び北海道市長会及び北海道町村会	災害時の応援に関する協定	写しのみ 管内町村会長に委任	避難施設運営補助、災害ボランティア及び支援物資の受付、被災証明の受付など
14	平成29年3月27日	東日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書		停電時など公衆電話の無料設置・通話など(7か所)
15	平成29年7月18日	一般社団法人 北見地区トラック協会 会長	緊急時における輸送業務に関する協定		災害時、優先的な物資の輸送協力など
16	令和1年10月11日	明治安田生命保険相互会社釧路支社	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定		水、タオル等の提供など
17	令和2年7月27日	きたみらい農業協同組合	災害時における石油類燃料等の供給に関する協定		避難所や医療機関、緊急車両への石油類の優先供給など
18	令和4年3月31日	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害時相互協力に関する基本協定		大規模災害時、停電情報等の町への提供 復旧資機材・作業員の協力(可能な範囲で)等
19	令和4年3月31日	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去 作業の支援に関する細目協定	18番の細目協定①	電柱等の除去についての相互協力 (安全監督は北海道電力が行う)
20	令和4年3月31日	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害時における樹木・土砂などの障害物(電力設備を除く)の 除去作業の支援に関する細目協定	18番の細目協定②	樹木・土砂等の除去についての相互協力 (安全監督は北海道電力が行う)

第2章 置戸町の概況

第1節 置戸町の自然条件

第1 位置及び面積

置戸町は、北緯 43 度 46 分 24 秒から 43 度 30 分 20 秒、東経 143 度 40 分 30 秒から 143 度 10 分 35 秒に位置し、東西 40.30km、南北 29.60km で、面積 527.27 km²である。

オホーツク総合振興局管内の南西内陸部にあつて、北は北見市留辺蘂町、東は訓子府町と隣接し、南と西は十勝総合振興局との境界である。

第2 地 勢

南西に走る千島火山帯の 1,000m 前後の山脈と北側の北見山脈とに囲まれ、この間を常呂川など 55 の河川が流れており、南西に高く北東に向かって漸次低下していく段丘波状地帯とに区分される。

また、常呂川の最上流部には、洪水調節や流水の正常な機能の維持等を目的とする鹿ノ子ダムが建設され、2.1 km²の貯水池を有する。

第3 地 質

常呂川流域の平坦地は、凝灰岩、安山岩、火山灰を母材とする比較的新しい河成沖積土で、周辺の丘陵台地は母材を同じくする洪積土及び崩積土である。

第4 気 候

本道中央山岳地帯の一部分を占めるため、内陸型で夏冬、及び昼夜の寒暖の差は極めて大きく、冬期はオホーツク海沿岸に接岸する流氷の影響を受け、著しく気温の低下をみることがある。

年平均気温の平年値は 5.2℃と低く、年間降水量の平年値は 733.5mm と少ない。積雪は比較的少ないが、低温のため根雪期間は長い。また、初霜は一般には 10 月中旬、晩霜は 5 月中旬であるが、強い寒気や放射冷却等の状況では、初霜は 9 月下旬、晩霜は 6 月中旬に発現する年もあり、無霜期間は極めて短い。

1 置戸町の過去における気象概況

置戸町の過去における気象概況は資料編を参照。

第2節 置戸町の災害の概況

第1 気象災害の概況

1 干 害

置戸町は雨が少なく、夏季の気温が高く、日照が多くて風が弱く、この気象条件によって各種の作物が成育するが、また逆にこの条件によって干害が起こることが予想される。

2 冷 害

夏季、優勢な太平洋高気圧の勢力が弱く、北日本に北極から南下する寒冷気団が停滞し、南の暖気団との間が前線帯となって、北海道に低気圧の来襲が多くなる現象が見られる。このような年に本町では日照は少なく、降雨が続くことにより農作物に甚大な影響を及ぼし冷害の現象を呈する。

3 水 害

雨量の比較的少ない地帯であるので、毎年水害を被ることはないが、北海道付近を通過する低気圧又は台風等が原因となって、集中的に降雨量が増大した時に発生している。

大正8年、11年、昭和14年、32年、35年、39年、50年、54年、58年にかなりの水害が各地で見受けられ、河川災害、道路橋梁の破損、家屋の浸水、農作物の冠水等大きな被害をもたらした。

洪水は、8月下旬から9月上旬の間に最も多く、また、融雪期に起こった例もある。

4 雨 害

雨害は水害とともに冷害の年に発生する傾向があるが、近年は大きな被害は見られない。

第2 一般火災

本町の火災は、3・4月及び12月が多発期であり、年間総発生件数の約40%を占める。昭和31年から昭和57年までの火災発生年間平均数は8.4件であるが、暖房設備の発達と防火意識の普及等により、昭和53年以降の発生件数は減少している。

第3 林野火災

最も乾燥する5月に多発しているが、近年は乾燥期間の火入れの自粛と山火予防意識の向上により発生が激減している。

第4 災害記録

置戸町の災害記録は資料編を参照。

第3章 防 災 組 織

災害の予防応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害対策の実施体制を確立するものとする。

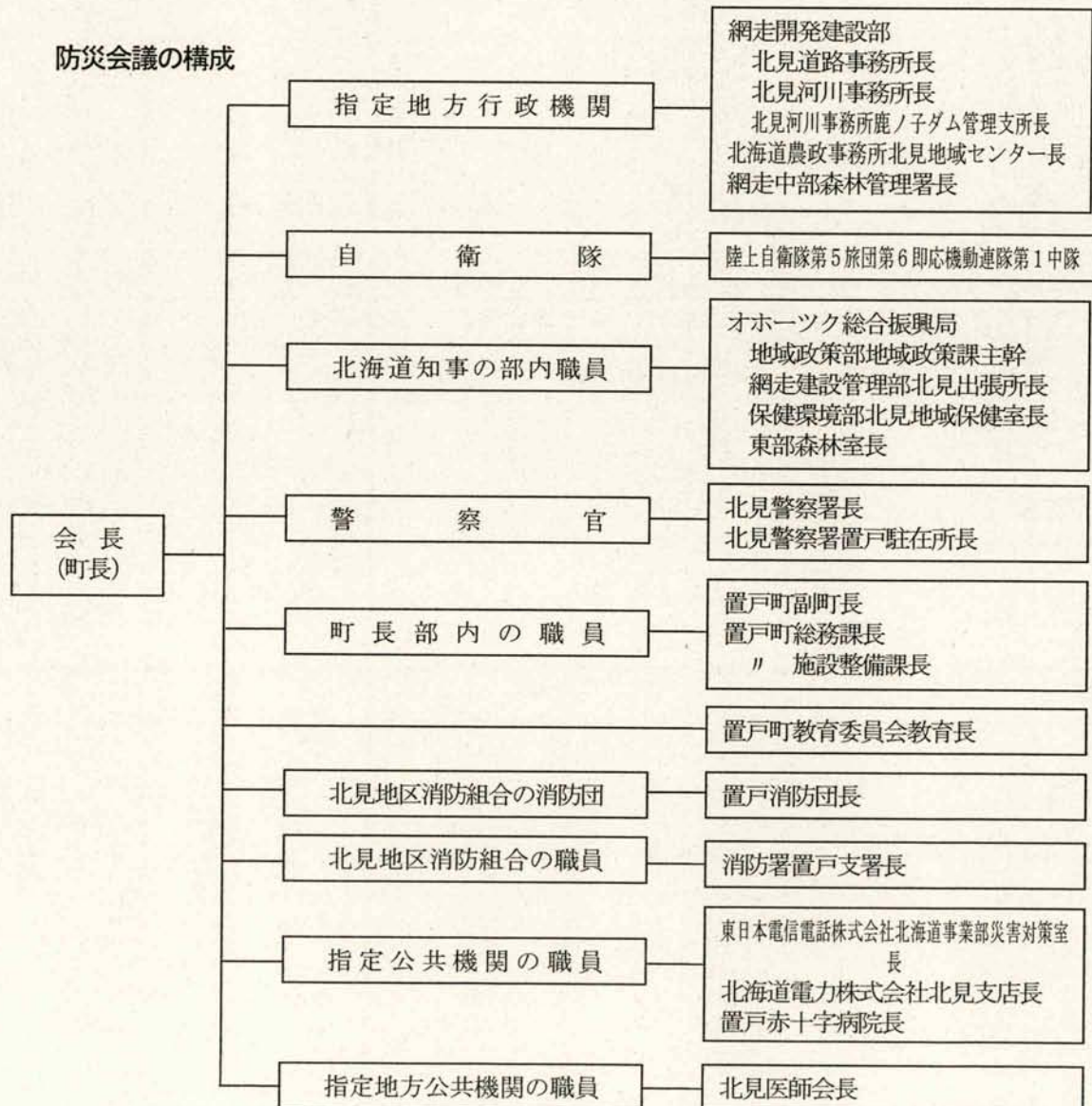
第1節 組織計画

第1 防災会議

置戸町における防災行政を総合的に運営するために、基本法第16条の規定に基づき、置戸町防災会議を設置し、その構成及び運営は次のとおりとする。

1 防災会議の構成

町防災会議は、置戸町防災会議条例第3条第5項の規定により以下の構成とする。



2 防災会議の業務

置戸町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を図り、災害情報の収集と機関相互の連絡調整を行なう。

第2 災害対策本部

町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第 23 条2の規定に基づき、次により本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 本部の設置

区 分	法 に 基 づ く 設 置
設 置	本部の設置は、基本法第 23 条第 1 項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めたときに設置する。
	災 害 対 策 本 部 設 置 基 準
	1 風 水 害 ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要な風水害のとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
	2 雪 害 ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・被害が大規模で、広域にわたるとき。
	3 火 山 ・特別警報（噴火警報（噴火警戒レベル4以上）又は噴火警報（居住地域））が発表され、居住地域又は山麓等に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるとき。
	4 地 震 ・震度5弱以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する必要があるとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。
	5 航 空 災 害 ・航空機が消息を絶ったとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	6 道 路 災 害 ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。
	7 危険物等災害 ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	8 大規模災害 ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	9 林 野 火 災 ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
	10 冷（湿）害 ・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。
名 称	置戸町〇〇〇災害対策本部
場 所	置戸町役場に災害対策本部を設置する。なお、役場が被災し災害対策本部を設置できない場合には、北見地区消防組合消防署置戸支署を充て、さらに北見地区消防組合消防署置戸支署を充てることができない場合は置戸中学校を充てる。
公 表	直ちに、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。 1 オホーツク総合振興局 2 置戸町防災会議構成機関 3 隣接の市町
廃 止	町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害対策活動が完了した場合に廃止する。廃止の公表は、設置公表に準ずる。

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織図は、第1図のとおりとする。

3 運営

(1) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部の職務遂行上、重要事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催する。

イ 本部員会議は、本部長が招集する。

ウ 災害の規模及び態様によって本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。

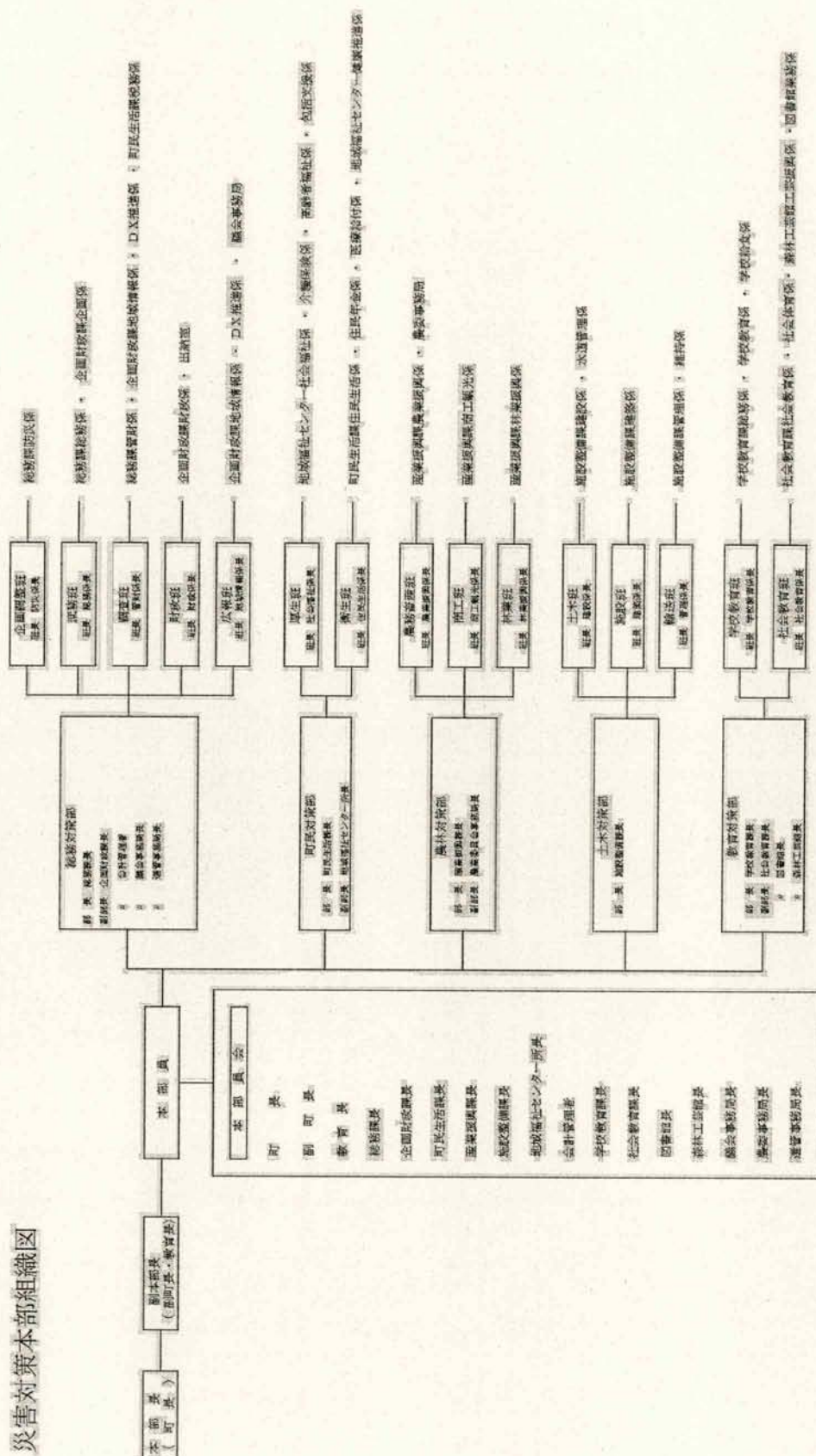
(2) 本部連絡員

本部連絡員は、各班長（災害対策本部の組織の各班長）をもって充て、本部との情報及びその調整をはかる。

4 災害対策本部の業務分担

本部の各部、班の業務分担は、第1表のとおりとする。

第1図 災害対策本部組織図



第1表 災害対策本部の各部・班の業務分担

部名	班名	対 策 業 務
総務対策部	企画調整班	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 各部・各班の連絡調整に関すること。 6 災害の状況及び措置概要等を一元的に収集整理し、その報告に関すること。 7 気象等の予警報及び災害情報の受理、伝達に関すること。 8 その他災害対策の総合企画に関すること。 9 その他各班に属しない事項に関すること。
	庶務班	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 3 警察官その他の防災関係機関及び団体の出動要請に関すること。 4 他市町村消防団の応援要請に関すること。 5 災害救助法、又は災害対策基本法に基づく強制命令権の執行及び公用令書の交付に関すること。
	調査班	1 一般的被害（人的被害・住宅被害等）の調査に関すること。 2 被災者名簿の作成に関すること。 3 被災者の税の減免についての資料収集に関すること。 4 町有施設（財産）の被害調査及び復旧対策に関すること。
	財政班	1 災害予算及び決算に関すること。 2 災害の応急及び復旧対策に要する資金計画に関すること。 3 災害応急対策等に要する資材・物品の購入、経理に関すること。
	広報班	1 災害広報及び広聴の企画実施に関すること。 2 報道機関との連絡及び広報車等による緊急避難の周知に関すること。 3 対策本部の災害応急対策について広報活動を行うこと。 4 災害報道記事及び災害写真の収集に関すること。 5 被災地の巡回広聴活動に関すること。
町民対策部	厚生班	1 被災者及び災害従事者に対する炊出し、食品の給与に関すること。 2 救助物資の配布及び被服、寝具その他生活必需品の給与、又は貸与に関すること。 3 被災者の救助計画及び実施に関すること。 4 被災者の避難誘導に関すること。 5 被災者の生活保護に関すること。 6 義援金品の受付、配布に関すること。 7 救援協力団体（ボランティア等）の指揮、連絡に関すること。

部名	班名	対 策 業 務
町民対策部	衛生班	1 災害時の医療及び助産に関すること。 2 災害時の防疫及び清掃に関すること。 3 被災者、事故者の収容に関すること。 4 遺体の処理、埋葬に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。 6 被災者の健康管理指導に関すること。 7 被災地の死亡畜獣処理に関すること。 8 日赤救助活動機関との連絡に関すること。
農林対策部	農務畜産班	1 農業被害に対する応急措置、被害対策に関すること。 2 農業施設、農作物等の被害調査に関すること。 3 農地及び農業施設の災害復旧対策に関すること。 4 被災農家の救護に関すること。 5 農作物の防疫に関すること。 6 家畜の救助計画及び被害対策に関すること。 7 家畜の被害調査に関すること。 8 被災家畜の防疫に関すること。 9 その他農業災害に関し、各班に属さないこと。
	商工班	1 災害時の応急食料、衣料、生活必需品、その他物資の供給計画の作成及び実施に関すること。 2 災害時の物価対策及び生活必需品物資の流通対策に関すること。 3 被災企業の調査及び復旧対策に関すること。 4 商工業関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 5 観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 6 災害時における電力の確保に関すること。 7 災害時の労務供給計画及びその実施に関すること。
	林業班	1 林業施設、林野の災害に関する被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 2 被災林野の病虫害異常発生の防疫に関すること。 3 災害応急及び復旧対策用木材の需給計画に関すること。 4 林野の保全に関すること。
土木対策部	土木班	1 道路、橋梁、河川その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関すること。 2 災害時の関係河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 4 災害時における一般車輛及び土木建設用機械等の運用計画の作成、実施に関すること。 5 上下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 6 飲料水の供給に関すること。

部名	班名	対 策 業 務
土木対策部	施設班	1 災害応急資材の調達、配分備蓄計画の作成及び実施に関すること。 2 市街地の浸水対策に関すること。 3 避難所の設置に関すること。 4 被災地の住宅対策に関すること。 5 被災者の収容施設（応急仮設住宅を含む。）に関すること。 6 被災住宅の応急修理に関すること。 7 被災世帯の調査に関すること。
	輸送班	1 人員、資材及び食料の輸送計画に関すること。 2 諸車の配送計画及び運転手の配置計画に関すること。 3 輸送協力団体の指揮連絡に関すること。 4 道路交通の確保に関すること。
教育対策部	学校教育班	1 り災学校の医療、防疫、給食等に関すること。 2 り災学校の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 3 災害時の学校運営指導等に関すること。 4 災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること。 5 り災学校の児童生徒に対する教科書、学用品等の給与に関すること。
	社会教育班	1 社会教育施設等の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 2 婦人会の出動応援要請に関すること。 3 文化財保護及び応急対策に関すること。 4 施設入場者の避難誘導に関すること。

5 配備体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進をはかるため、非常配備体制をとるものとする。

ただし、本部が設置されていない場合にあって必要と認めたときは、非常配備の基準により、配備体制をとるものとする。

(1) 非常配備基準及び体制

非常配備基準と体制は第2表のとおりである。

第2表 非常配備基準及び体制と職員の動員

種別	配備時期	配備指示者	配備内容	担当部局	動員範囲	任務
第一非常配備	1	災害対策本部長（町長）	情報連絡のため企画調整班（総務課防災係）が当たる。	総務対策部	各担当部局責任者	1 情報の収集 2 関係機関との連絡
						1 団員のうち分団長以上の招集を行うとともに、状況に応じて直ちに出勤できるよう非番の職員についても招集する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視戒を行う。
	2		情報連絡のため各対策部の部長等をもって当たるもので、状況により更に次の配備体制へ円滑に移行できる体制とする。	総務・町民農林・土木教育対策部		
第二非常配備	1 局地的に災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 2 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発表されたとき。 3 大雨警報、洪水警報が発令され、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 4 北海道知事から準備の指示を受けたとき。 5 その他、必要により災害対策本部長が当該非常配備を指令したとき。		各部等の所要の人員をもって当たるもので、災害発生とともに、直ちに非常活動を開始できる体制とする。	全部局	担当職員	1 情報の収集 2 関係機関及び部との連絡連携 3 応急措置の実施 4 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化
第三非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき又は災害が甚大であると予想される場合において災害対策本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発表されたとき。 3 北海道知事から準備の指示を受けたとき。 4 予想されない重大な被害が発生したとき。		災害対策本部全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制とする。		全職員	1 災害対策業務の実施

(3) 非常配備後の活動

- ア 本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を各関係部長に通知するものとする。
- イ 本部長より通知を受けた各部長は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告するものとする。
- ウ 各部長は、職員の動員が迅速かつ適確に行われるよう、常に体制の整備をしなければならない。
- エ 非常配備体制下の活動は、おおむね次のとおりとする。

(7) 第一非常配備

- a 総務対策部長は、本部長の配備指令を受け、各部長に通知するものとする。
- b 総務対策部長は、網走地方気象台その他関係機関との連絡をとり、気象情報、対策通報等を関係部長等に伝達する。
- c 企画調整班長は、雨量、水位等に関する情報を関係機関から収集する。
- d 各部長は、総務対策部長からの情報や連絡に即応して、情報に対応する措置をとるものとする。
- e 第一非常配備につく職員は、各自の所属する課等の所在場所に待機するものとする。

(4) 第二非常配備

- a 本部の機能を円滑にし、非常配備体制を確立するため、必要に応じて災害対策本部員会議を開催する。
- b 総務対策部長その他関係の部長等は、情報の一元的な収集伝達体制を強化する。
- c 総務対策部長は、関係部長等及び置戸町防災会議構成機関との連絡を密にし、緊急措置について本部長に報告するものとする。
- d 各部長等は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ・事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせるものとする。
 - ・装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。
 - ・関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備するものとする。

(5) 第三非常配備

各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に逐次報告するものとする。

6 町長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策にかかる町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

7 現地災害対策本部の設置

町長（本部長）は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

- ア 町長（本部長）は、本部の中から、現地災害対策本部長を指名する。

- イ 現地災害対策本部の設置に当たっては、災害の状況に応じて、臨機応変の対応に必要な対策部で構成する。
- ウ 町長（本部長）は、現地災害対策本部要員として、本部の中から必要な人員を派遣する。
- エ 現地災害対策本部の設置又は廃止の基準は、第三非常配備の規定に準ずる。

8 現地合同対策本部の設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において、災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合に、道が災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町に関わりがある場合に町はこれに参画する。

第2節 気象業務に関する計画

気象警報、災害情報、異常現象発見者による通報等を関係機関相互において迅速かつ確実に収集し、的確な災害対策を実施するための計画である。

網走地方気象台の発表する暴風雪、大雨、大雪及び洪水等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は、第2図の系統により電話、使送、広報車及び行政防災無線等をもって、その状況に応じ最も有効な方法により、通報伝達するものとする。

なお、網走地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の発表基準値は、別記のとおりである。網走地方気象台から発表される特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を受理したときは、次の様式に記録し、各部長に連絡するものとする。

特別警報・警報・注意報並びに気象情報等受理票

令和 年 月 日				午前		時 分		連絡	
				午後		電話・FAX・無線			
発信者					受信者		印		
特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類					発信時刻		午前 午後 時 分		
受理事項									
処理方法									

第1 特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月20日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪をともなう暴風雪が吹くと予想される場合

イ 気象警報

警報発表基準値(置戸町)

警報の種類		発表基準
大雨(*1)	(浸水害)	1時間雨量60mm以上
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準129
洪水		流域雨量指数基準： 訓子府川流域=9、仁居常呂川流域=14、上ホロカトコロ川流域=7 指定河川洪水予報による基準：常呂川〔置戸〕
暴風		平均風速18m/s以上
暴風雪		平均風速16m/s以上、雪による視程障害をともなう
大雪		降雪量40cm以上〔12時間降雪の深さ〕

(*1) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

1km四方ごとの基準値については、気象庁ホームページ参照のこと

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)

ウ 注意報

注意報発表基準値（置戸町）

注意報の種類	発表基準
大 雨（*1）	1 時間雨量 30mm 以上、土壌雨量指数基準 79
洪 水	流域雨量指数基準： 訓子府川流域=7、仁居常呂川流域=11、上ホロカトコロ川流域=4
	指定河川洪水予報による基準：常呂川〔置戸〕
強 風	平均風速 12m/s 以上
風 雪	平均風速 10m/s 以上、雪による視程障害をとまなう
大 雪	降雪量 25cm 以上〔12 時間降雪の深さ〕
雷	落雷等により被害が予想される場合
融 雪	24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計 70mm 以上
濃 霧	視程 200m 以下
乾 燥	最小湿度 30%以下、実効湿度 60%以下
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上
	②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上
低 温	5 月～10 月：平均気温 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続
	11 月～4 月：最低気温 平年より 8℃以上低い
霜	最低気温 3℃以下
着 雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続

（*1）土壌雨量指数基準値は 1 km 四方ごとに設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

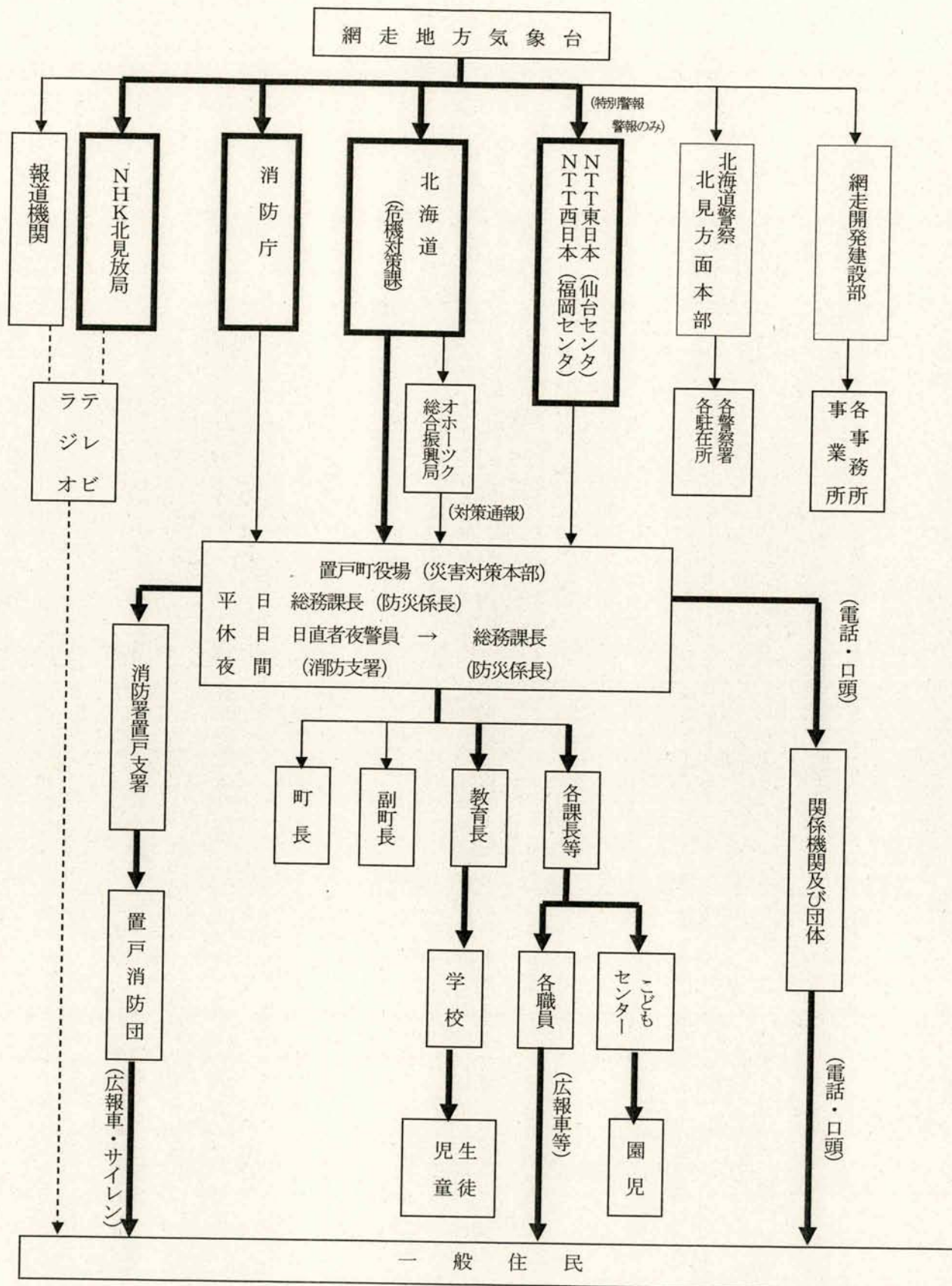
1 km 四方ごとの基準値については、気象庁ホームページ参照のこと。

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html)

エ 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 90mm 以上
------------	----------------

第2図 (1) 気象予警報等の伝達系統図



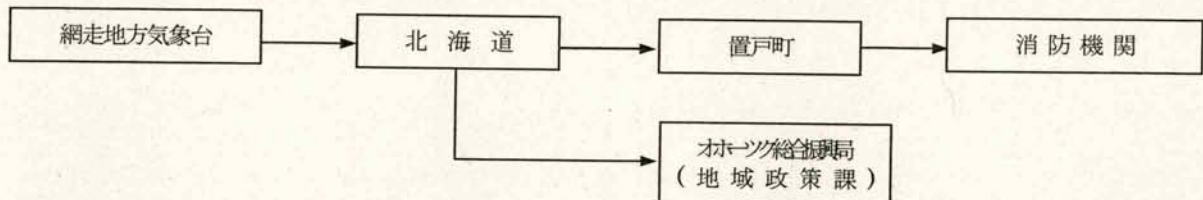
※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。(気象業務法第15条第1項)
 → (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達

2 火災気象通報

網走地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、網走地方気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、置戸町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。

(1) 伝達



(2) 通報基準

発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
網走地方気象台	北見地方	実行湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合若しくは平均風速が陸上で12m/s以上の風が予想される場合。 なお、降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

3 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第9章第5節（林野火災対策計画）により実施する。

4 気象情報等の種類

気象庁が特別警報・警報・注意報に先立って警戒や注意を呼びかけたり、特別警報・警報・注意報を補完したりするために発表する主な気象情報は、次のとおりである。

図表 気象情報等の種類

情報の種類	概 要
(1) 地方気象情報、 府県気象情報	気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。 気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。
(2) 台風に関する 気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。
(3) 記録的短時間 大雨情報	府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。
(4) 竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。

5 異常現象を発見した者の措置等

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合、又は頻発地震、異常音響及び地変等の異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、速やかに町又は、北見警察署若しくは、北見地区消防組合消防署置戸支署等に通報しなければならない。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(2) 通報の取扱い

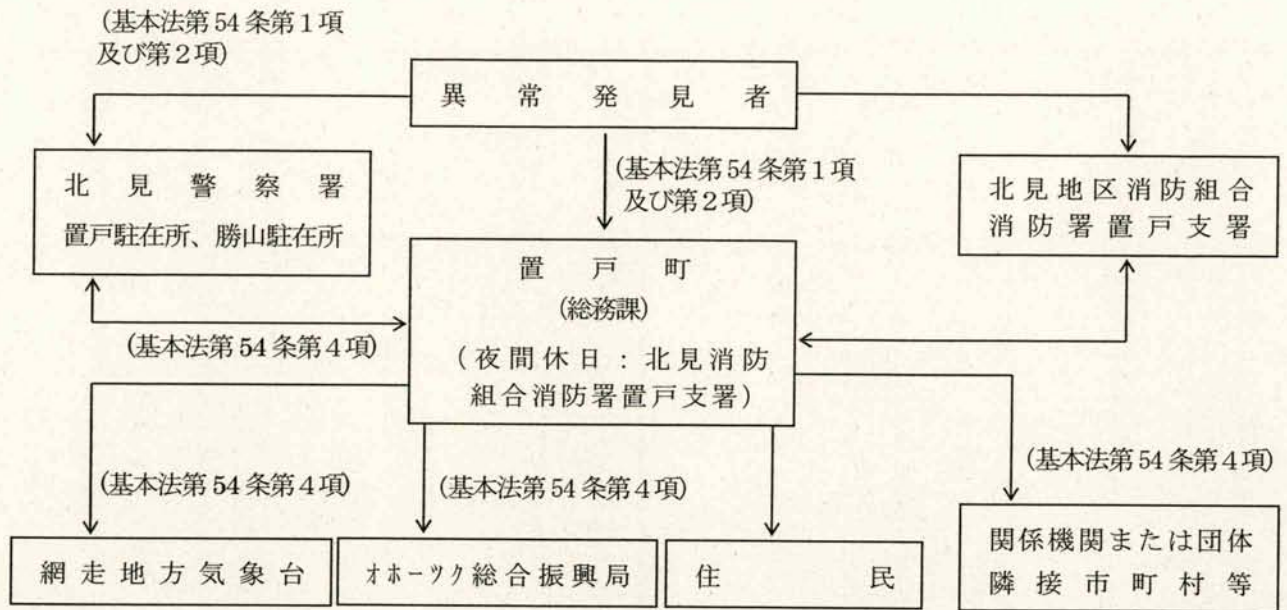
発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務課長（本部設置後は総務対策部長）に報告し、その指示により事務処理に当たる。

休日、夜間にあっては、北見地区消防組合消防署置戸支署が受理し総務課長（本部設置後は総務対策部長）へ報告し、その指示を受ける。

(3) 町から防災関係機関への通報及び住民への通知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは直ちに情報を確認し、必要な措置を講じ、網走地方気象台、関係機関（「異常現象通報の連絡系統」を参照）に通報するとともに住民に周知する。

異常現象発見通報の連絡系統



気象予警報等の伝達責任者一覧

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考
庁内各課	総務課長 (防災係長)	口頭・庁内放送	
防災関係機関	〃	電話・口頭	広報車・無線電話
各自治連合会	〃	〃	
消防署置戸支署	〃	〃	
町内各種機関団体	〃	〃	広報車・無線電話
こどもセンター	地域福祉センター所長	〃	
小中高等学校	学校教育課長	〃	

関係機関等の連絡先一覧

関係機関名	連絡先の 代表者名	所在地	電話番号
鹿ノ子ダム管理支所	支所長	置戸町字常元	54-2341
網走中部森林管理署	署長	〃 字置戸398番地の99	52-3011
置戸郵便局	局長	〃 字置戸62番地の2	52-3844
勝山郵便局	局長	〃 字勝山90番地の1	54-2323
境野郵便局	局長	〃 字境野87番地	55-2030
北見警察署置戸駐在所	所長	〃 字置戸9番地の10	52-3101
北見警察署勝山駐在所	巡査部長	〃 字安住139番地の22	54-2022
きたみらい農業協同組合置戸地区事務所		〃 字置戸46番地	52-3111
置戸町商工会	会長	〃 字置戸465番地の1	52-3520
新生紀森林組合	組合長	〃 字置戸164番地	52-3536
置戸赤十字病院	院長	〃 字置戸77番地	52-3321

第4章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止するために行う業務又は事務についての計画である。

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓をふまえて絶えず改善を図るものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 置戸町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等をふまえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設、インターネットの活用
- 3 新聞、広報紙等の活用
- 4 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 5 広報車両の利用
- 6 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 7 研修、講習会、講演会等の開催
- 8 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 置戸町地域防災計画概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア（家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 自主防災組織の普及

地震等の大災害発生時に、その被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動とあいまって、地域住民による組織的かつ統一的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものと考えられることから、住民に対する防災意識の普及とあわせて、その自発的な防災活動を効果的に行うため自治会等の組織をいかした自主防災組織の普及を図る。

(1) 組織化普及の要件

自主防災組織は、地域住民が最も効果的な防災活動が行えるよう地域の実情を考慮し、町内会、自治会組織等を単位とする。

(2) 組織の編成

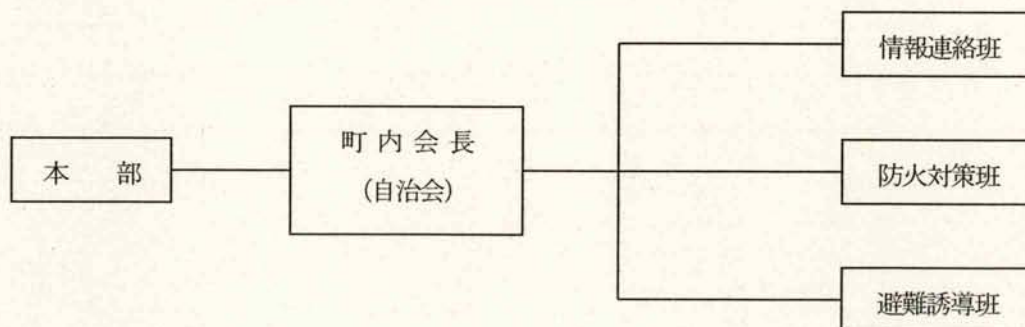
自主防災組織の活動を効果的に行うため、基本的な組織編成として次のような班編成を普及させる。

- ア 情報連絡班 災害情報の収集伝達
- イ 防火対策班 出火防止と消火器などによる初期消火
- ウ 避難誘導班 地域住民の掌握と避難誘導

(3) 組織の形態

組織の形態として、次のような形態を普及させる。

(例)



(4) 組織の活動

自主防災組織の活動にあたっては、次の事項に即した活動を促進させる。

ア 平常時の活動

(イ) 防災知識の普及

- (イ) 地域、家庭の安全点検
- (ロ) 消火器等防災用資機材の点検整備
- (エ) 防災訓練
- イ 災害時の活動
 - (ア) 災害情報の収集伝達
 - (イ) 出火防止と消火器等による初期消火
 - (ロ) 地域住民の掌握と避難誘導

第7 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、及び津波防災の日等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それをふまえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 消防訓練
- 3 救難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練
- 8 その他災害に関する訓練

第3 町防災会議が主唱する訓練

1 水防訓練

町、消防本部、消防団等により、動員及び各種工法、水防資機材の輸送、通報伝達などの訓練を行う。

2 消防訓練

消防訓練は、「第4章 第10節 消防計画」の定めるところによる。

3 避難救出訓練

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、住民の身体生命を保護するため、「避難救出計画」に基づき、住民を安全な場所に避難救出するために訓練を行う。

4 情報通信訓練

災害時における気象予警報の伝達及び災害情報の通報等を迅速かつ適確に実施するため、「情報通信

計画」に基づき、訓練を行う。

5 非常招集訓練

災害時において、迅速に配備体制を整えられるよう、非常招集の発令、伝達及び動員要領に基づいて訓練を行う。

6 総合訓練

水防訓練、消防訓練、救難救助訓練、情報通信訓練、非常招集訓練の各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を行う。実施は、町が主体となり関係防災機関と共同して実施する。

7 防災図上訓練

町、消防本部、消防団等により、各種防災に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 道防災会議が主唱する訓練への協働

次の訓練について、北海道防災会議が主唱し、防災会議構成機関及び関係市町村の協働により実施する。

1 防災総合訓練

災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第5 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第6 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防関係機関、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第7 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果をふまえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。
- 2 あらかじめ食料保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。
- 3 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。なお、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の観点から、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄を推進する。

第2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。また、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

防災資機材倉庫の整備に努める。

町有防災資機材、備蓄倉庫一覧

区 分	所 在 地
置戸町役場	置戸町字置戸 181 番地
北見地区消防組合消防署置戸支署	置戸町字置戸 192 番地
置戸町中央公民館	置戸町字置戸 254 番地の 1
置戸町防災資材保管庫	置戸町字置戸 246 番地の 59

第4節 相互応援(受援) 体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性をふまえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関及び民間事業者から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、災害の種類や被災地域に応じた応援や受援に関する計画・マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援(受援) 体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

2 消防機関

近隣市町村の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

3 防災関係機関等

あらかじめ、町、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、担当者研修会や研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人一人が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考

えられ、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- ・連絡をとる防災関係機関とその手段
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長から避難行動に時間を要する要配慮者などに対する避難準備情報、高齢者等避難及び避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(6) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

第5 住民組織等の活用計画

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても、応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、住民組織や諸団体に対して協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の搬出に関すること。
- (2) 避難所内での手伝い、り災者の世話に関すること。
- (3) 義援金品の募集及び整理に関すること。
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送に関すること。
- (5) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項

2 協力要請先

住民組織等の協力要請先は、下表のとおりとする。

住民組織等の協力要請先

住民組織及び団体の名称	構成員数	代表者名	連絡先	備考
置戸地区自治連合会	885世帯	会長	会長宅	連絡方法は電話、 又は口頭
勝山地区自治連合会	105世帯	〃	〃	
境野地区自治連合会	197世帯	〃	〃	
秋田地区住民協議会	63世帯	〃	〃	
置戸町青年団体連絡協議会	15名	〃	〃	
置戸町女性団体協議会	104名	〃	〃	
JAきたみらい農協女性部置戸支部	21名	支部長	支部長宅	
JAきたみらい農協青年部南支部（置戸分）	20名	〃	〃	
置戸町商工会女性部	31名	部長	部長宅	
置戸町商工会青年部	10名	〃	〃	
置戸町建設業協会	7社	会長	会長宅	

(注) 組織の代表者氏名については毎年度別に名簿を調整する。

第6 地区防災計画

1 目的

地区防災計画は、コミュニティーレベルでの防災活動を推進し、町による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図るものである。

町の防災活動と地区居住者等による防災活動が、効果的に連携したものとするために、本計画において、その考え方を定める。

2 地区防災計画に基づく防災活動の主体及び防災活動の対象範囲

地区防災計画に基づいて防災活動を行う防災活動の主体やその対象範囲については、各地区の特性に応じて、従来の自主防災組織を構成する町内会単位での作成を前提とするとともに、必要に応じ町内の事業者、小中学校等多数の人が利用する施設管理組織などを想定する。

なお、地区防災計画に基づく防災活動が地区居住者等によって主体的かつ継続的に実施されることが重要であることから、以下の事項に留意して地区防災計画を策定する。

- (1) 地区居住者等が計画作成当初の段階からの参加
- (2) 地区居住者等の参加意識の醸成
- (3) 地区居住者等と十分な連携のもと、町防災計画と地区防災計画の整合
- (4) 地区居住者等の意見を広く取り入れ、主体的かつ継続的な地域防災力の向上に向けた取組

3 地区防災計画の見直し

地区防災計画の見直しは、当該地区防災計画に係る地区居住者等が主体的に継続的な見直しを行う。町防災会議においては、当該見直しの内容が実体を伴った実効性のあるものになっているか等の観点から、十分考慮の上、適切な対応を行う。

また、町は、町地域防災計画見直し等による検討を加える際に、地区の特性、地区防災計画の運用状況等をふまえ、地区防災計画の見直しを行うことについて、地区居住者等に働き掛けを行う。

4 地区防災計画に基づく防災活動に対する支援

地区防災計画に基づく当該地区居住者等による防災活動が、地区居住者等の主体性を損なうことなく、実効性のあるものとなるよう適切な支援に努める。

5 地区防災計画に関する計画提案

- (1) 計画提案の手続（基本法第42条の2第1項・第2項、基本法施行規則第1条関係）

ア 計画提案

地区居住者は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案すること（以下「計画提案」という。）ができる。

計画提案の手続は以下のような場合が考えられるが、当該自主防災組織等のメンバーは、計画に基づき、実際に防災活動を実施できる体制にあることが必要である。

- (ア) 実際に防災活動を行う地区居住者等が共同して計画提案を行う場合
- (イ) 自主防災組織との役員等が、共同して、当該地区の計画提案を行う場合

イ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類の提出

共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、町防災会議に提出しなければならない（基本法施行規則第1条）

なお、「計画提案を行うことができる者であることを証する書類」とは、地区居住者等であることを証する書類であり、具体的には、居住者であれば住民票等、事業者であれば法人の登記事項証明書等とする。

(2) 計画提案がなされた場合の町防災会議の判断基準（基本法第42条の2第3項）

計画提案がなされた場合、町防災会議においては、当該計画提案をふまえて、町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるか否かを判断する。

計画提案においては、地区居住者等が提案主体となるが、計画策定の趣旨は目的1～4に掲げるところであり、町防災会議においては、これらの趣旨をふまえ、当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地区に係る地区防災計画を定める。

ただし、原則として、極めて対象範囲が限定された防災計画や、防災活動の内容が地域防災計画の内容にそぐわない計画等については、町地域防災計画に定めるに必要がないものであると判断するが、町は地区居住者等による計画提案に係る地区防災計画素案作成等の支援に努める。

6 地域防災力の充実強化（「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号））

- (1) 町は、地域防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項）
- (2) 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情をふまえて前項に規定する具体的な事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第3項）

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 3 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 4 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2 避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	地震
		管理の基準	居住者等に解放され、居住者等受入用部分(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの					
施設の構造の基準 又は 立地の基準	構造(A)	施設が複数ある場合は、その全てを満たすこと	※下記a2の場合、居住者等受入部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる 想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)					
	立地(B)	(A)・(B)いずれかに該当	異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造体力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1) 安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある					
			施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)					
			当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない					

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。
 - 規模 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
 - 構造 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
 - 立地 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
 - 交通 車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定

町は、避難指示、高齢者等避難、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報をふまえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示・高齢者等避難・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設にともなう被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

第5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（避難場所、避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局、道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7 避難所の運営計画

町は、被災者の安全確保と復旧に向けた支援対策の拠点となる指定緊急避難場所及び指定避難所について、備えるべき機能目標を設定し、その整備方針を定める。

1 運営方針

指定緊急避難場所及び指定避難所は、施設管理者が開設を判断する。

指定緊急避難場所及び指定避難所は、夜間・休日に一定規模以上の地震が発生した場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所の近傍に住む町職員及び施設管理者が参集して開錠する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の運営は、町内会、自主防災組織等を中心とした住民が主体となって、運営を行う。

このため、指定緊急避難場所及び指定避難所は、地域と施設管理者が協力して開設・運営体制を確保し、町は必要な支援や物資供給を行う。

なお、運営に当たっては、指定緊急避難場所及び指定避難所の自主運営組織に、女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した運営に努める。

2 運営に係る対応力及び地域防災力の向上

東日本大震災における避難所運営の教訓などから、地域コミュニティをいかした避難所運営に向け、

行政が行う防災対策はもとより、住民一人一人、家族、企業、町内会などの身近な地域団体などが連携・協力して指定緊急避難場所及び指定避難所の自主運営及びそれに必要な体制を整備する。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所運営マニュアルの策定

町は、1及び2の考え方を基本とし、寒冷な気候や高齢化が進む町の実情等を考慮した上で、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営に関し、町職員、施設管理者、避難者及びボランティアなどが協力・連携して行うことを基本として、別途、指定緊急避難場所及び指定避難所運営マニュアルを定める。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成及び定期的な更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本節に定めるとともに、細目的な部分も含め、置戸町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障害者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

名簿対象者範囲と名簿記載内容は以下のとおりとする。

ア 名簿対象者範囲

名簿の対象者範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方とする。

- (ア) 介護保険の要介護の認定を受けている方
- (イ) 重度の身体障害及び知的障害のある方
- (ロ) 人工透析、酸素療法等の医療依存度が高い方
- (ハ) 独居高齢者
- (ニ) 妊婦、年度内3歳以下の乳幼児
- (ホ) 上記以外で町長が支援の必要を認めた方

イ 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

また、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、消防団、警察、町内会及び避難所の管理責任者（以下、避難支援等関係者という。）に対し名簿情報を提供する。提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援を実施するものとする。

なお、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者の情報を収集し、毎年更新を行う。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、以下の必要な措置を講ずるよう努める。

- ア 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ウ 施錠可能な場所へ名簿の保管を行うように指導すること。
- エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- オ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導すること。
- カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。

(5) 個別避難計画の策定

町は、地域の特性や実情をふまえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(8) 避難態勢の確立及び配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、非難行動要支援者の安全確保に十分に配慮することとする。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障害者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の

施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ道防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有する。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

実施する建築物の予防対策は、次のとおりである。

1 町

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第2 崖地に近接する建築物の防災対策

町は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防除し、その被害を軽減することにある。

第1 消防体制の整備

1 消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、当該区域の地域防災計画の内容をふまえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

2 消防計画の作成

町は、1の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

3 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第二次北海道消防広域化推進計画」をふまえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

第2 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊

の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地市町村において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第5 置戸町 消防計画

この計画は、暴風、異常乾燥及び地震等による大規模な火災又は爆発が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等を定めるものである。

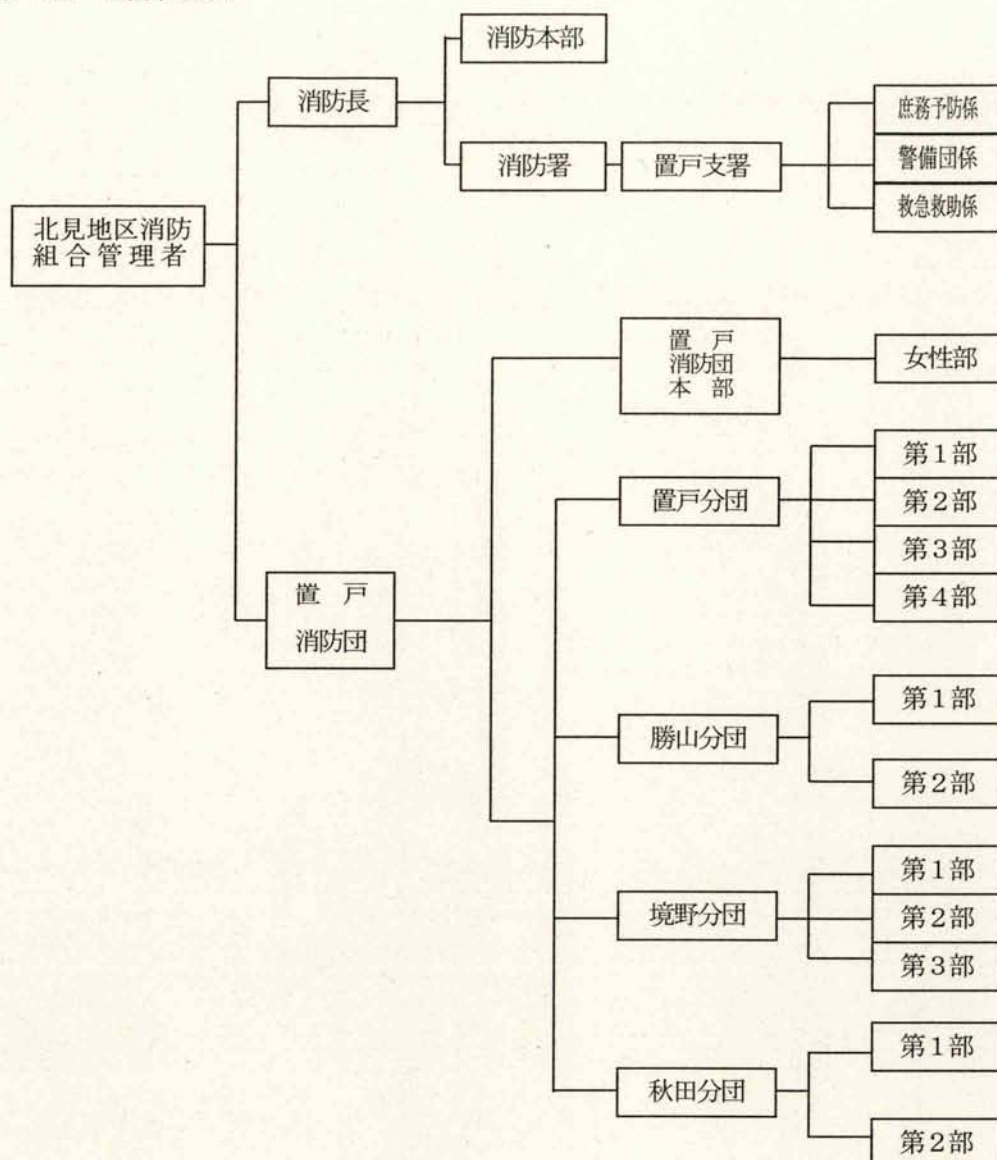
1 組織計画

(1) 組織及び機構

平常時における消防行政に係る事務分掌を円滑かつ迅速に行うために、北見地区消防組合本部規則、北見地区消防組合消防署組織規程、北見地区消防組合警防規程、北見地区消防組合消防団条例の定めるところによる。

消防の組織は、第1図のとおりである。

第1図 消防組織図



2 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察や住民の自主的予防活動の充実を図るとともに防火思想の普及に努める。

(1) 火災防御対策

この計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とした消防の業務計画とし、さらに消防機関が火災以外の災害の防除又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

(2) 消防の対応力強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化基本計画をふまえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

(3) 予防査察

特定防火対象物、危険物貯蔵所及び一般家庭の予防査察を計画的に実施するほか、幼児、高齢者、

身障者等の焼死者防止の徹底を目的とした防火査察、指導を計画的に実施し、火災等の未然防止を図る。

(4) 防火思想、活動の充実

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、各事業所、施設等に対する研修会及び消防訓練の指導、さらに町広報やチラシ、ポスター等の防災資料を配布して防火思想の普及に努める。

イ 民間防火組織による普及

自治会、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに防火推進連絡協議会、危険物安全協会、地区防火推進協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火協力団体に対して、研修会、講習会、防火映画の開催のほか、通報、消火、避難の訓練指導等防火組織の育成、強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵、取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火防災思想の向上とその対策を推進する。

3 警防計画

(1) 災害情報等の伝達

関係機関の通報により必要な場合、気象警報等をサイレン、広報車等を通じて周知を図るとともに、北見地区消防組合警防規程に基づき、警防体制を速やかに確立する。

(2) 消防職員及び消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員及び消防団員を招集して、消防隊を編成し消防力の強化を図る。また、火災時の出動区分は、北見地区消防組合警防規程に基づき、第1種出動から第3種出動までの区分により出動するものとする。

災害時の出動信号は第3表のとおりである。

(3) 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するため、北見地区消防組合警防規程の定めるところにより行う。

(4) 避難誘導

住民及び被災者等の避難誘導は、北見地区消防組合警防規程によるものとする。

4 相互応援協力

消防力の効率的運用を図り、大規模災害において単独では十分な応急対策を実施できない場合、災害の拡大を防止するため、北海道広域消防相互応援協定等により、相互間の連携を密にし防災活動を行う。

5 教育訓練

消防職員、消防団員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機

械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに職員、団員の資質と能力の向上を図る。また、消防人としての人格を高め、学術、技能の修得、体力、気力の練成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を遂行できるようにするため、計画的に「消防学校等における教育訓練等の基準」等に基づく教育訓練を実施するものとする。

第2表 現有消防施設等

(1) 消防施設

名 称	所 在 地	建 物 面 積 (車庫含む)	備 考
北見地区消防組合 消防署置戸支署	置戸町字置戸192番地	995.88㎡	
置戸消防団 置戸分団詰所	置戸町字置戸192番地	※消防署置戸支署と併用	
置戸消防団 勝山分団詰所	置戸町字勝山235番地	144.18㎡	
置戸消防団 境野分団詰所	置戸町字境野84番地の1	137.70㎡	
置戸消防団 秋田分団詰所	置戸町字秋田279番地の8	131.22㎡	

(2) 消防自動車の現況

(令和4年4月1日現在)

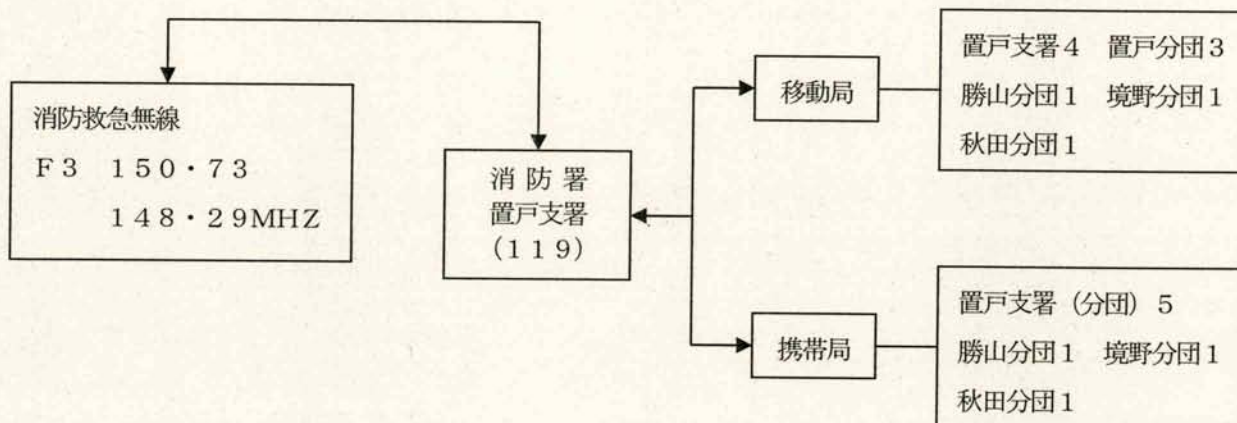
種 別 分団等	広 指 報 車 揮	救 急 車	消防ポンプ自動車		水 槽 付 ポンプ車 小型動力	ボ 動 小 ン プ 力 型
			普 通 ポンプ車	水 槽 付 ポンプ車		
置戸支署	1	1		1		
置戸分団			1	2	1	
勝山分団					1	1
境野分団				1		1
秋田分団					1	1

(3) 消防水利施設

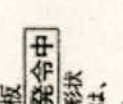
(令和4年4月1日現在)

区分 設置場所	消火栓		防火水槽		防火井戸		その他			
	公設	私設	40 m ³ 以上	40 m ³ 以下	40 m ³ 以上	40 m ³ 以下	河川	池沼	用水路	水道給水式 簡易水槽
合 計	29	1	33		1	4			(マンホール) 47	1
置戸分団	15		20		0	1			42	1
勝山分団	5		4		0	3			5	
境野分団	8	1	7		1	0				
秋田分団	1		2							

(4) 消防通信施設



第3表 災害時の出動信号

消		防		信		号
方 法	種 別	打 鐘 信 号	余韻防止付きサイレン信号	そ の 他 の 信 号		
火 災 信 号	近火信号 支署及び分団詰所から約80 0メートル以内のとき	●—●—●—●—●— (連点)	●△▽●—●— 約3秒 約2秒(短声連点)			
	出動信号 支署・分団出動区域内	●—●—●—●—●— (3点)	●△▽●—●— 約5秒			
	応援信号 支署・分団特命応援出動	●—●—●—●—●— (2点)	●△▽●—●— 約6秒			
	報知信号 出動区域外の火災を認知し たとき	● ● ● ● (1点)				
山 林 火 災 信 号	鎮火信号	● ● — ● — ● — ● — (1点と2点との斑打)				
	出動信号 支署・分団出動区域内	●—●—●—●—●— (3点と2点との斑打)	約10秒 ●△▽●— 約2秒			
	応援信号 支署・分団特命応援出動	同 上	同 上			
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ● — ● — ● — ● — ● — (1点と2点との斑打)	約30秒 ●△▽● 約6秒	掲 示 板 火災警報発令中 赤地に白字形状 及び大きさは、 適宜とする。 	吹流し 	
	火災警報解除信号	● ● ● ● — ● — ● ● ● ● (1点2個と2点との斑点)	約10秒 ●△▽●△ 約3秒	約1分	口頭伝達、掲示板の撤去、 吹流し及び旗の降下	
	演習召集信号	● ● — ● — ● — ● — ● — (1点と3点の斑点)	約15秒 ●△▽●— 約6秒			
備 考	1. 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2. 信号継続時間は、適宜とする。 3. 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。					

第 1 1 節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。
なお、水防活動実施に当たっては、町、道及び消防機関、消防団、水防関係機関等、各機関相互の円滑な連携のもとに実施する。

第 1 水防計画

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下、本節において「法」という。）第 32 条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防御により被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

水防法に定める関係機関及び地域住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりである。

(1) 町（水防管理団体）の責務

水防管理者（町長）は、法第 3 条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 関係機関（北海道開発局等）の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位・雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防関係機関の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

オ 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（現地情報連絡員：リエゾン）

(3) 住民等の責務

町、消防機関の長（消防署長）から、水防に従事することを求められたときは、これに協力する。

2 水防組織

水防組織は、「第 3 章 第 1 節 組織計画」の定めに基づき、災害対策本部により、水防に関する事務を処理する。

3 災害対策本部の所轄事務

災害対策本部による水防に関する事務は、「第 3 章 第 1 節 組織計画」の定めに基づき、所轄する。

4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 雨量、水位観測所

本町の区域に設置された雨量、水位観測所は次のとおりである。

河川名	観測所名 (所管)	雨量水位の別	位 置 (連絡先電話番号)	通 報 水 位	
				水防団 待機推移	はん濫 注意水位
常呂川	境 野 (気象台)	雨 量	境野102-4 (0152-43-4348)	—	—
常呂川	置 戸 (開発局)	水 位 雨 量	置戸258 (23-6118)	212.60m	212.90m
常呂川	鹿ノ子ダム (開発局)	雨 量	常元 (54-2341)	—	—
常呂川	鹿ノ湯 (開発局)	水 位	常元 (54-2341)		
常呂川	峰 映 (開発局)	水 位	常元 (54-2341)		
常呂川	平の沢 (開発局)	雨 量	常元 (54-2341)	—	—
常呂川	旭 山 (開発局)	雨 量	常元 (54-2341)	—	—
常呂川	椎 常 呂 (開発局)	雨 量	常元 (54-2341)	—	—

※所管～気象台（網走地方気象台）

開発局（北見河川事務所・鹿ノ子ダム管理支所）

5 水防活動用気象警報及び注意報

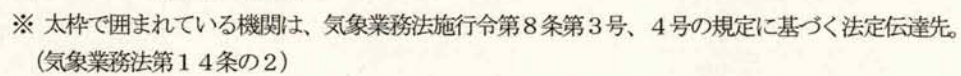
水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる特別警報・警報及び注意報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

水防活動用気象警報・注意報



6 指定河川洪水予報

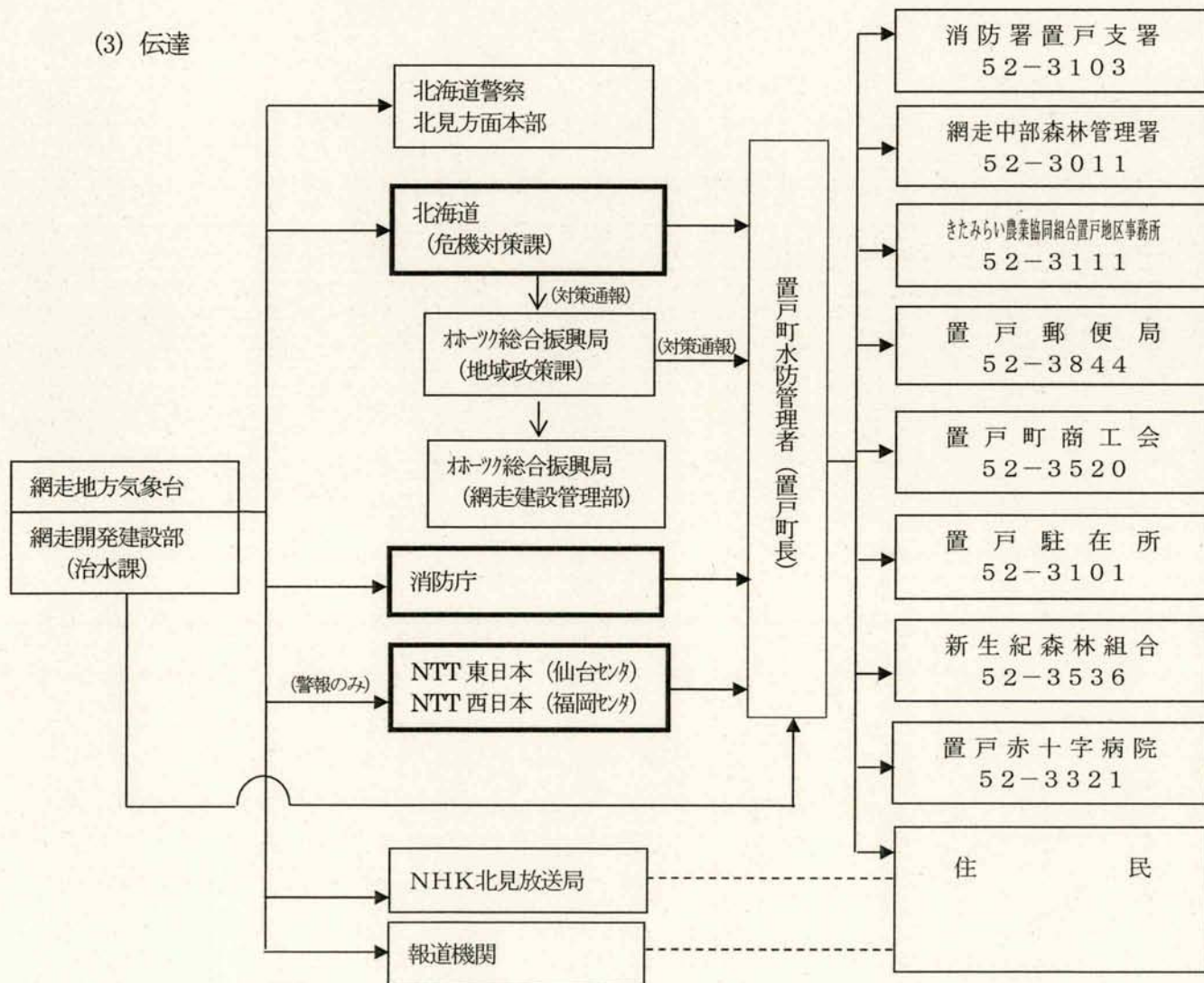
河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。

(1) 対象河川：常呂川

(2) 種類及び発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したときに発表される。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表

(3) 伝達



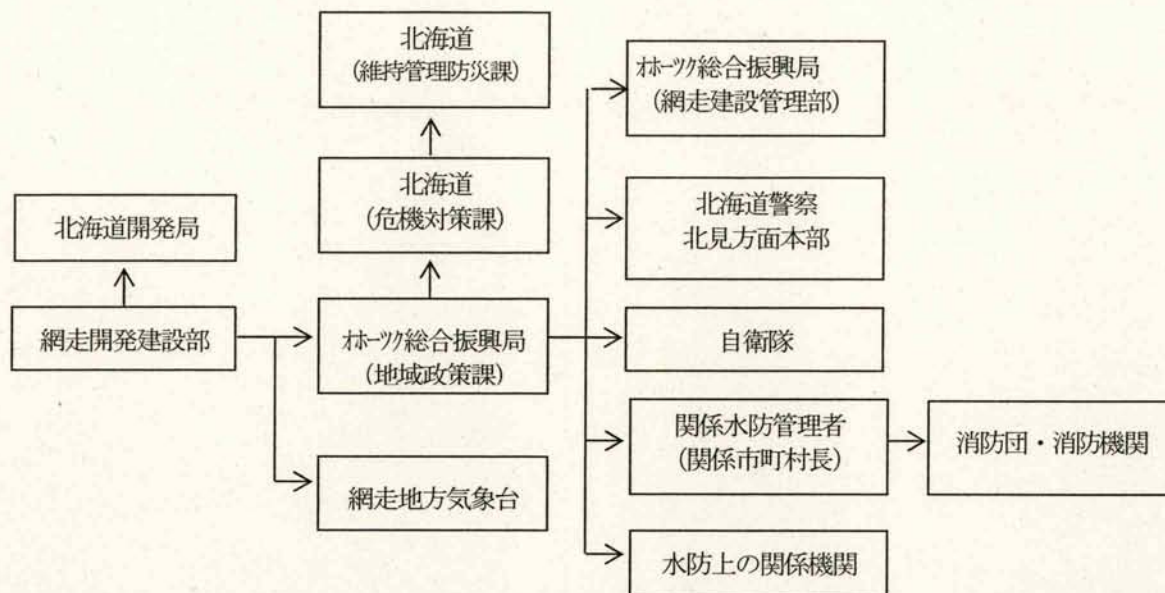
(----- は放送)

※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第4号の規定に基づく法定伝達先。(気象業務法第15条第1項)

7 水防警報

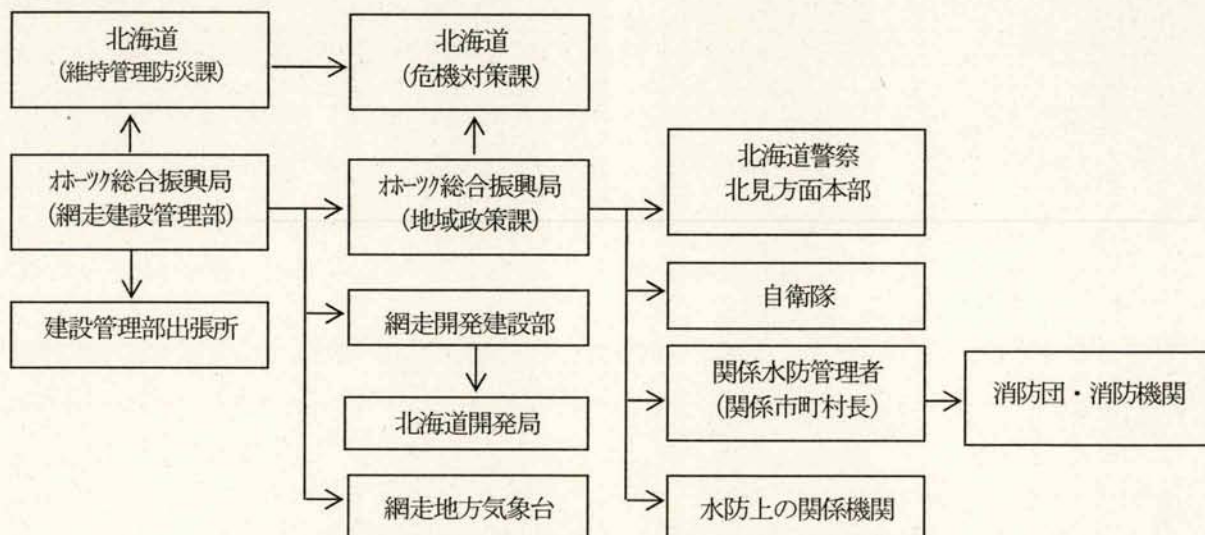
(1) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。



(2) 知事が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。



(3) 決壊通報及びダム放流通報

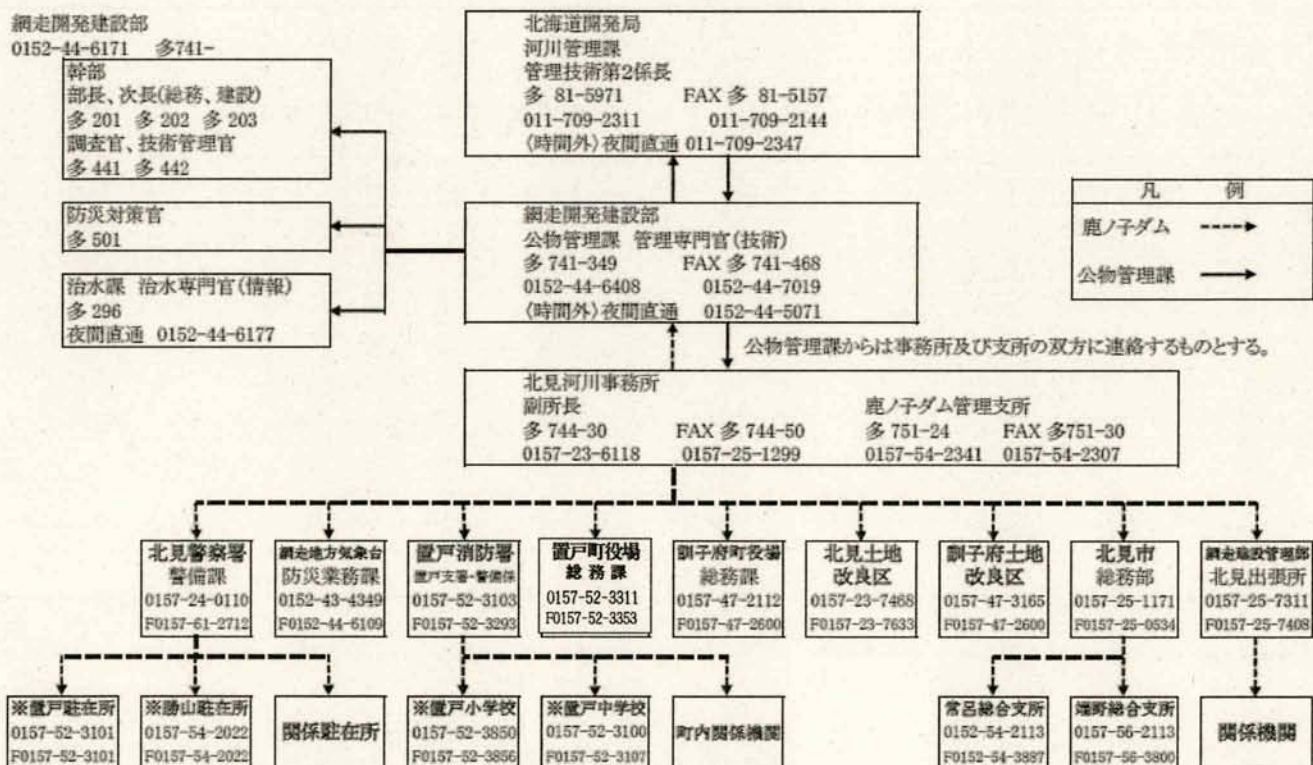
堤防の決壊及びダムが放流した場合において、水防管理者、消防機関の長又はダム等の管理者は、直ちに次により通報するものとする。

堤防等の決壊通報系統図

置戸町水防管理者 (総務課長)	通 報 先	担 当 者	電 話
	北見警察署長	警 備 課	24-0110
北見地区消防組合消防長 (消防署置戸支署長)	北見河川事務所長	計 画 課	23-6118
	建管北見出張所長	施設保全室	25-7311
	ホ-ツ総合振興局	地域政策課	0152-41-0625
	訓子府町長	総 務 課	47-2111
	住民		47-2111

ダム放流の通報系統図

鹿ノ子ダム通報及び通知連絡系統図



※印の機関はただし書き操作を執る場合、鹿ノ子ダム管理所より通知文を直接FAX又は電話する。

(4) 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理団体、消防機関の長及び消防団、水防関係機関の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

9 避難及び立退き

町長は、堤防等が決壊した場合、又は破堤のおそれがあるときは、「第5章 第4節 避難対策計画」による。

10 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び高齢者等避難、避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次による。

区分	方法	警鐘信号	サイレン	摘 要
警戒信号		● 休止 ● 休止 ● 休止	● 休止 ● 休止 ● 休止 5秒-15秒5秒-15秒5秒-15秒	はん濫注意水位に達したことを知らせる信号
出動 第1信号		●●●●●●●●●● ●●●●●	● 休止 ● 休止 ● 休止 5秒-6秒5秒-6秒5秒-6秒	消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号
出動 第2信号		●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	● 休止 ● 休止 ● 休止 10秒-5秒10秒-5秒10秒-5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号
危険信号 (避難・立退き)		乱打	● 休止 ● 休止 1分-5秒 1分-5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車等により周知すること。
 なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

11 主要資機材の備蓄

町は、水防関係機関と連携して、計画的に水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備える。

12 非常監視及び警戒

町長は、町内の水防区域内を巡視、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意すること。

ア 取入口の閉塞状況

イ 流域の山崩れの状態

- ウ 流入水及び浮遊物の状況
- エ 余水及び放水路付近の状況
- オ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

13 非常配備体制

- (1) 町長は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとる。
 - ア 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき。
 - イ 町長が水防活動を必要と判断したとき。
 - ウ 知事から指示があったとき。
- (2) 非常配備の体制・非常配備基準は「第3章 第1節 組織計画」による。

町長が、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

14 警戒区域の設定

- (1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係機関以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命じることができる。この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。
- (2) 前記に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

15 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に水防作業を実施する。
その工法はおおむね次のとおりである。

- (1) 土のうの積み上げ
- (2) 木流し、三基杵等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

16 事業者との連携

町は、町内の建設業者等へ水防関係機関としてあらかじめ協力を要請する等、事業者との連携を図り、出水時の円滑な水防活動を実施に努める。

17 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があると

きは、水防活動への協力を求める。

18 水防解除

町長は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、住民に周知する。

19 水防報告

(1) 水防報告

町長は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長に報告する。

ア 消防機関を出動させるとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告を翌月5日までに、オホーツク総合振興局長に2部提出する。

第2 水防区域

町内河川のうち、水防区域・重要水防箇所は、以下のとおりである。

重要水防区域

No.	河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画堤高	現況堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
1	常呂川	常呂川	左岸	堤防高		B	境野左岸	79.70 ~ 80.10	0.38	箇所	79.80	199.51	200.51	200.99		北見	置戸町	
2	常呂川	常呂川	左岸	堤防高		B	置戸左岸築堤	82.70 ~ 82.90	0.22	箇所	82.80	217.15	218.15	218.13		北見	置戸町	
3	常呂川	常呂川	左岸	堤防高		B	置戸左岸築堤	83.90 ~ 84.10	0.19	箇所	84.00	224.22	225.22	225.25		北見	置戸町	
4	常呂川	常呂川	左岸	堤防高		B	置戸左岸築堤	84.30 ~ 84.50	0.18	箇所	84.40	226.50	227.50	227.43		北見	置戸町	
5	常呂川	常呂川	右岸	堤防高		B	境野右岸築堤	77.30 ~ 77.70	0.38	箇所	77.40	184.94	186.28	185.01		北見	置戸町	
6	常呂川	常呂川	右岸	堤防高		B	置戸川向築堤	82.70 ~ 82.90	0.22	箇所	82.80	217.15	218.15	218.37		北見	置戸町	
7	常呂川	常呂川	右岸	堤防高		B	置戸上流右岸築堤	83.90 ~ 84.10	0.20	箇所	84.00	224.22	225.22	225.47		北見	置戸町	
8	常呂川	常呂川	右岸	堤防高		B	置戸上流右岸築堤	84.50 ~ 84.70	0.23	箇所	84.60	227.80	228.80	229.31		北見	置戸町	
							重要度A		0箇所	0.00	km							
							右岸		0箇所	0.00	km							
							—		箇所		km							
							重要度B		4箇所	0.97	km							
							左岸		4箇所	1.03	km							
							右岸		箇所		km							
9	常呂川	常呂川	右岸	堤防断面		A	境野右岸築堤	77.30 ~ 77.70	0.38	箇所	77.40	184.94	186.28	185.01		北見	置戸町	
							重要度A		0箇所	0.00	km							
							右岸		1箇所	0.38	km							
							—		箇所		km							
							重要度B		0箇所	0.00	km							
							左岸		0箇所	0.00	km							
							右岸		箇所		km							
							—		箇所		km							
10	常呂川	常呂川	左岸	法崩れすべり		B	境野左岸築堤	75.00 ~ 76.50	1.54	箇所	75.80	175.76	177.26	177.61		北見	置戸町	堤防詳細点検
11	常呂川	常呂川	左岸	法崩れすべり		B	境野左岸築堤	79.70 ~ 81.30	1.55	箇所	80.40	202.58	203.58	204.08		北見	置戸町	堤防詳細点検
12	常呂川	常呂川	右岸	法崩れすべり		B	境野右岸築堤	74.70 ~ 77.30	2.29	箇所	76.00	176.99	178.49	179.28		北見	置戸町	堤防詳細点検
13	常呂川	常呂川	右岸	法崩れすべり		B	置戸上流右岸築堤	84.80 ~ 87.30	2.35	箇所	86.00	236.88	237.88	238.62		北見	置戸町	堤防詳細点検
							重要度A		0箇所	0.00	km							
							左岸		0箇所	0.00	km							
							右岸		0箇所	0.00	km							
							—		箇所		km							
							重要度B		2箇所	3.09	km							
							左岸		2箇所	4.64	km							
							右岸		箇所		km							
							—		箇所		km							
14	常呂川	常呂川	—	工作物		B	境野1号橋	75.60	1	箇所	75.60	174.44	175.94	175.35		北見	置戸町	※現況築堤高=橋下高
15	常呂川	常呂川	—	工作物		B	学友橋	82.41	1	箇所	82.41	214.66	215.96	215.52		北見	置戸町	※現況築堤高=橋下高
16	常呂川	常呂川	—	工作物		A	置戸鉄道橋	84.54	1	箇所	84.54	227.35	228.35	227.64		北見	置戸町	※現況築堤高=橋下高

No.	河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	既往築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
17	常呂川	常呂川	-	工作物		B	林友橋	84.59	1箇所		84.59	227.63	228.63	228.94		北見	置戸町	※現況築堤高=桁下高
							重要度A 左岸		0箇所									
							重要度B 左岸		0箇所									
18	常呂川	常呂川	右岸	新堤防		要注意	置戸川向築堤	81.98	1箇所		81.98	212.15	213.15			北見	置戸町	置戸11号樋門 H23施工
19	常呂川	常呂川	右岸	新堤防		要注意	置戸上流右岸築堤	84.72	1箇所		84.72	228.55	229.55			北見	置戸町	緑川樋門 H25施工
							要注意区間 左岸		0箇所									
20	常呂川	常呂川	左岸	旧川跡		要注意	境野左岸築堤	74.95～76.30	1箇所	1.31	75.60	174.59	176.09	176.80		北見	置戸町	
21	常呂川	常呂川	左岸	旧川跡		要注意	境野左岸築堤	77.25～78.35	1箇所	1.02	77.80	187.59	188.85	189.27		北見	置戸町	
22	常呂川	常呂川	左岸	旧川跡		要注意	境野左岸築堤	79.75～80.15	0箇所	0.38	80.00	200.53	201.53	202.04		北見	置戸町	
23	常呂川	常呂川	左岸	旧川跡		要注意	置戸左岸築堤	86.60～87.00	0箇所	0.37	86.80	243.12	244.12	245.03		北見	置戸町	
24	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	境野右岸築堤	74.80～74.85	0箇所	0.04	74.80	169.77	171.27	171.85		北見	置戸町	
25	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	境野右岸築堤	75.10～75.15	0箇所	0.05	75.20	172.23	173.73	174.22		北見	置戸町	
26	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸川向築堤	81.20～81.30	0箇所	0.10	81.20	207.56	208.56	208.92		北見	置戸町	
27	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸川向築堤	81.60～82.35	0箇所	0.72	82.00	212.31	213.31	213.77		北見	置戸町	
28	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸川向築堤	82.50～82.60	0箇所	0.09	82.60	216.09	217.09	217.35		北見	置戸町	
29	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸上流右岸築堤	83.95～84.20	0箇所	0.27	84.00	224.22	225.22	225.47		北見	置戸町	
30	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸上流右岸築堤	86.05～86.55	0箇所	0.52	86.40	239.97	240.97	241.50		北見	置戸町	
							要注意区間 左岸		4箇所	3.08 km								
							右岸		7箇所	1.79 km								
							-		箇所	km								

第3 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第14節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

2 予防対策

- (1) 特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメール、緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

- (2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (ア) 要配慮者利用施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

- (イ) 大規模な工場、その他の施設（ア）を除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

- (3) 上記（2）ウに掲げる事項のある地域は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ

洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

イ 大規模な工場その他の施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

(4) 町は、上記（2）ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(5) 町は、民間事業者や住民組織等を水防関係機関として指定する等、多様な主体参画により、水防体制の一層の充実を図る。

3 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令を判断する時期については、次のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が、河川水位の上昇等の異常を確認した場合は、基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

避難指示等の発令を判断する時期

区 分		判 断 基 準
高齢者等避難	常呂川	ア 水位観測地点の水位がはん濫注意水位に達し、一定時間後には、避難判断水位を超え、避難準備が必要と予想されるとき。 イ はん濫警戒情報が発表されたとき。
	その他の河川	ア 町域における大雨警報（浸水害）（1 時間雨量 60mm）発表後も引き続き降雨が予想されるとき。 イ 気象警報及び河川の巡視により著しい増水がみられる等、状況を総合的に判断し、避難行動要支援者を事前に避難させておく必要があると認められるとき。
避難指示	常呂川	ア 水位観測地点の水位が避難判断水位を超えた状態で、一定時間後には、避難はん濫危険水位に到達すると予想されるとき。 イ 河川管理施設の異常を確認したとき。 ウ その他、河川の増水の状況から、事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川	ア 記録的短時間大雨情報（1 時間雨量 90mm）、又は大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 イ 河川管理施設の異常を確認したとき。 ウ ア～イの状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させておく必要があると判断されるとき。
緊急安全確保	常呂川	ア はん濫危険水位に到達するとき。 イ 堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。）
	その他の河川	ア 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。

4 要配慮者利用施設

町内の要配慮者利用施設は、以下のとおり。

施設名称	所在地	施設の管理者	避難所の電話番号
置戸町地域福祉センター	置戸町字置戸 246 番地の 3	地域福祉センター所長	52-3333

第 12 節 風害予防計画

風による公共施設等の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第 1 予防対策

町は、関係者と連携し次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 町、北海道

町は、道と連携し、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

2 町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市町村は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画に定めるところによる。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、網走開発建設部北見道路事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。

2 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除排雪計画に基づいて、主要幹線より順次除排雪を実施するものとする。

3 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線障害の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道事業部は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

4 電力施設雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社北見支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

5 雪崩防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、雪崩発生予想箇所に防止柵の施設を行い、また、標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

6 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策

(3) 応急教育対策

- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害については、水防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

1 気象情報の把握

融雪期においては、気象警報等により地域内の降雪状況を適確に把握するとともに低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び雪崩、地すべり、山崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町（施設整備課）及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町（施設整備課、総務課）は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町（施設整備課）は、雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、道水路等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行ない、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするために、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材所有者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

6 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、雪崩、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な高齢者等避難・避難指示ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

- (1) 地域防災計画に、警戒区域等、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、災害時要配慮者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等に関する事項について定めるものとする。
- (3) 地域防災計画において、警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第2 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、一たび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による。

土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、国、道と連携して、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 町の予防対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水等）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

地 す べ り の 前 兆

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 斜面に段差ができたり、亀裂が生じる。2 凹地ができたり、湿地が生じる。3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。5 舗装道路にひびが入る。6 樹林、電柱、墓石等が傾く。7 戸やふすま等の建具がゆるみ、開け閉めが悪くなる。 |
|---|

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、一たび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、国、道と連携して、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努める。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水等）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努める。

3 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努める。

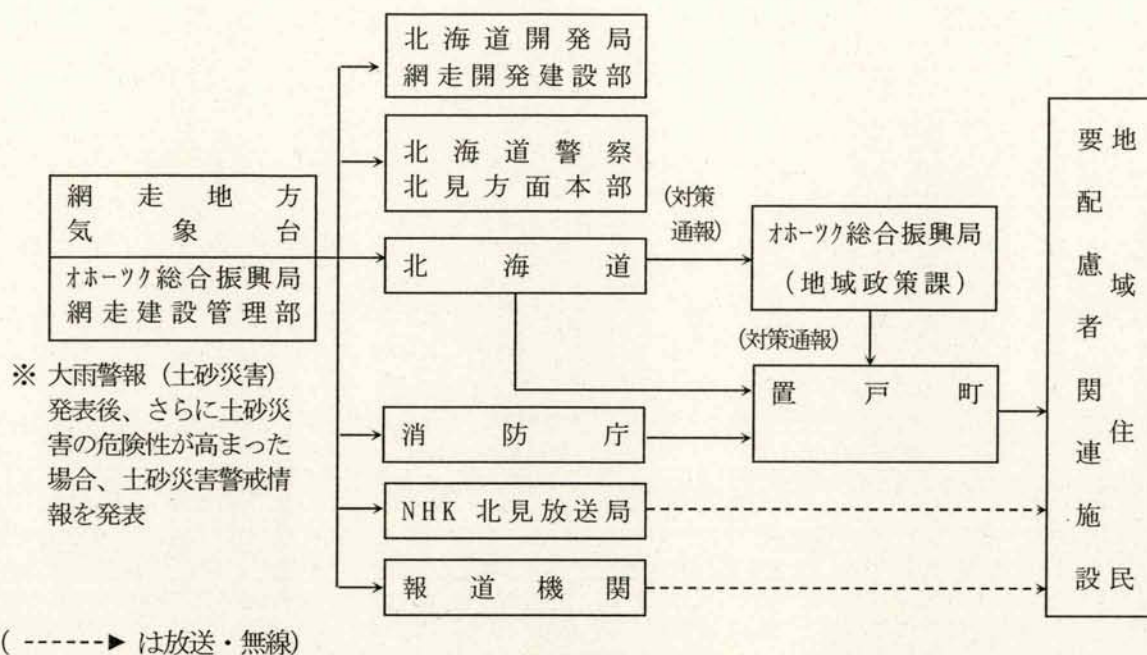
危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

土 石 流 の 前 兆

- 1 山鳴りがする
- 2 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 3 川の流れが濁ったり、流木が混ざり始める

第3 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は、以下に示すとおりである。



大雨警報（土砂災害）発表後、さらに土砂災害の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象ではないことに留意する。

第4 土砂災害等にかかる町の防災対策について

町内の土砂災害等による、避難指示等の発令に当たって、町長は、土砂災害警戒情報、警戒巡視、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等を合わせて総合的に判断を行う。

1 避難指示等の発令基準

崖崩れ等の発生は、一般的に1時間当たり雨量20mm以上、降り始めてからの雨量が100mm以上となったら危険性が増すと言われており、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、気象庁と都道府県から土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。

以上のことから、避難指示等を発令する判断基準については、次のとおりである。

なお、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

避難情報	判 断 基 準
高齢者等避難	ア 大雨警報（土砂災害）が発表とき。 イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合。 ウ 強い強雨を伴う台風が夜間～明け方に接近・通過することが予想される場合。 エ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき。
避難指示	ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 イ 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ウ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊又ははらみ、擁壁・道路等にクラックの発生）が発見されたとき。
緊急安全確保	ア 土砂災害警戒情報が発表されておりさらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。 イ 避難指示発令後、継続して雨が降り続けているとき。 ウ 近隣で土砂災害が発生しているとき。 エ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

2 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、防災行政無線及び広報車等により周知を行う。

3 土砂災害に対する防災意識の高揚

住民組織等（町内会・自治会、自主防災組織等）及び関係機関と連携を取りながら、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、河川等の異常（山鳴り、水位の急激な減少、急

激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

危険度の高い崖	崖崩れの前兆
1 クラック（裂け目）のある崖 2 表土の厚い崖 3 オーバーハング（せり出し）している崖 4 浮石の多い崖 5 割目の多い基岩からなる崖 6 湧水のある崖 7 表流水が集中する崖 8 傾斜度が 30° 以上、高さ 5m 以上の崖	1 崖からの水が濁る 2 崖に亀裂が入る 3 小石がパラパラ落ちてくる

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な高齢者等避難・避難指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道等との整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。町は、孤立が予想される集落の緊急時ヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの確保に努める。

3 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、道と連携、協力して、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあつせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第17節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果をふまえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第18節 重要警戒区域及び整備計画

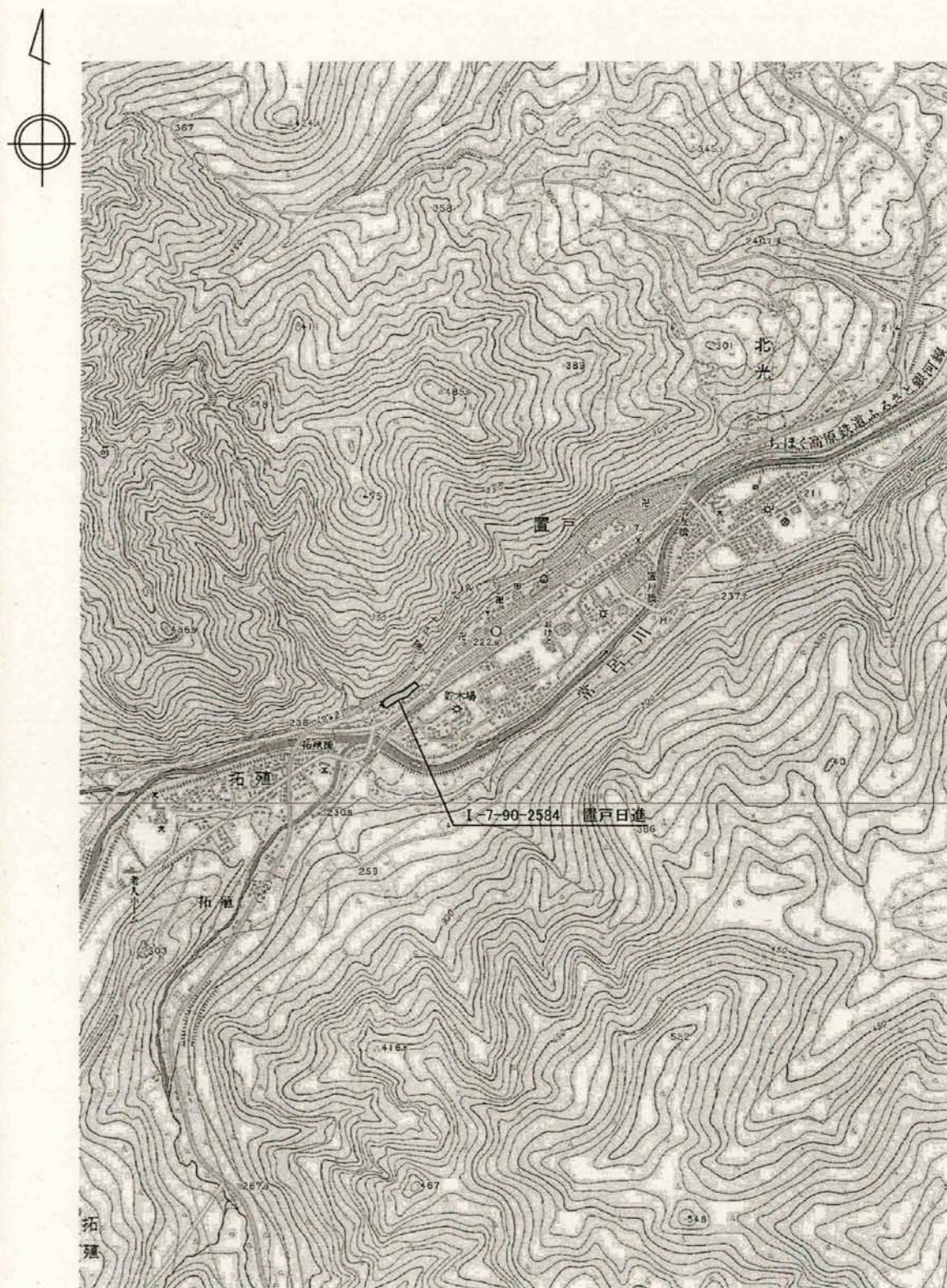
災害の発生が予想される重要警戒区域及びその区域に対する施設等の整備計画は、次のとおりである。
ただし、本節の重要警戒区域及び整備計画は、毎年調査し見直しをするものとする。

1 重要水防区域

重要水防区域は、以下のとおりである。

重要水防区域

No.	河川	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画水位	計画築堤高	既設築堤高	既往災害	事務所	市町村名	備考
1	常呂川	常呂川	左岸	堤防高		B	境野左岸	79.70 ~ 80.10	0.38	箇所	79.80	199.51	200.51	200.99		北見	置戸町	
2	常呂川	常呂川	左岸	堤防高		B	置戸左岸築堤	82.70 ~ 82.90	0.22	箇所	82.80	217.15	218.15	218.13		北見	置戸町	
3	常呂川	常呂川	左岸	堤防高		B	置戸左岸築堤	83.90 ~ 84.10	0.19	箇所	84.00	224.22	225.22	225.25		北見	置戸町	
4	常呂川	常呂川	左岸	堤防高		B	置戸左岸築堤	84.30 ~ 84.50	0.18	箇所	84.40	226.50	227.50	227.43		北見	置戸町	
5	常呂川	常呂川	右岸	堤防高		B	境野右岸築堤	77.30 ~ 77.70	0.38	箇所	77.40	184.94	186.28	185.01		北見	置戸町	
6	常呂川	常呂川	右岸	堤防高		B	置戸川向築堤	82.70 ~ 82.90	0.22	箇所	82.80	217.15	218.15	218.37		北見	置戸町	
7	常呂川	常呂川	右岸	堤防高		B	置戸上流右岸築堤	83.90 ~ 84.10	0.20	箇所	84.00	224.22	225.22	225.47		北見	置戸町	
8	常呂川	常呂川	右岸	堤防高		B	置戸上流右岸築堤	84.50 ~ 84.70	0.23	箇所	84.60	227.80	228.80	229.31		北見	置戸町	
							重要度A 左岸		0箇所	0.00	km							
							重要度A 右岸		0箇所	0.00	km							
							重要度B 左岸		4箇所	0.97	km							
							重要度B 右岸		4箇所	1.03	km							
9	常呂川	常呂川	右岸	堤防断面		A	境野右岸築堤	77.30 ~ 77.70	0.38	箇所	77.40	184.94	186.28	185.01		北見	置戸町	
							重要度A 左岸		0箇所	0.00	km							
							重要度A 右岸		1箇所	0.38	km							
							重要度B 左岸		0箇所	0.00	km							
							重要度B 右岸		0箇所	0.00	km							
10	常呂川	常呂川	左岸	法断れすべり		B	境野左岸築堤	75.00 ~ 76.50	1.54	箇所	75.80	175.76	177.26	177.61		北見	置戸町	堤防詳細点検
11	常呂川	常呂川	左岸	法断れすべり		B	境野左岸築堤	79.70 ~ 81.30	1.55	箇所	80.40	202.58	203.58	204.08		北見	置戸町	堤防詳細点検
12	常呂川	常呂川	右岸	法断れすべり		B	境野右岸築堤	74.70 ~ 77.30	2.29	箇所	76.00	176.99	178.49	179.28		北見	置戸町	堤防詳細点検
13	常呂川	常呂川	右岸	法断れすべり		B	置戸上流右岸築堤	84.80 ~ 87.30	2.35	箇所	86.00	236.88	237.88	238.62		北見	置戸町	堤防詳細点検
							重要度A 左岸		0箇所	0.00	km							
							重要度A 右岸		0箇所	0.00	km							
							重要度B 左岸		2箇所	3.09	km							
							重要度B 右岸		2箇所	4.64	km							
14	常呂川	常呂川	-	工作物		B	境野1号橋	75.60	1	箇所	75.60	174.44	175.94	175.35		北見	置戸町	※現況築堤高=折下高
15	常呂川	常呂川	-	工作物		B	学友橋	82.41	1	箇所	82.41	214.96	215.96	215.52		北見	置戸町	※現況築堤高=折下高
16	常呂川	常呂川	-	工作物		A	置戸鉄道橋	84.54	1	箇所	84.54	227.35	228.35	227.64		北見	置戸町	※現況築堤高=折下高
17	常呂川	常呂川	-	工作物		B	林友橋	84.59	1	箇所	84.59	227.63	228.63	228.94		北見	置戸町	※現況築堤高=折下高
							重要度A 左岸		0箇所	0.00	km							
							重要度A 右岸		1箇所	0.00	km							
							重要度B 左岸		0箇所	0.00	km							
							重要度B 右岸		3箇所	0.00	km							
18	常呂川	常呂川	右岸	新堤防		要注意	置戸川向築堤	81.98	1	箇所	81.98	212.15	213.15			北見	置戸町	置戸11号橋門 H23施工
19	常呂川	常呂川	右岸	新堤防		要注意	置戸上流右岸築堤	84.72	1	箇所	84.72	228.55	229.55			北見	置戸町	緑川橋門 H25施工
							要注意区間 左岸		0箇所	0.00	km							
							要注意区間 右岸		2箇所	0.00	km							
20	常呂川	常呂川	左岸	旧川跡		要注意	境野左岸築堤	74.95 ~ 76.30	1.31	箇所	75.60	174.59	176.09	176.80		北見	置戸町	
21	常呂川	常呂川	左岸	旧川跡		要注意	境野左岸築堤	77.25 ~ 78.35	1.02	箇所	77.80	187.59	188.85	189.27		北見	置戸町	
22	常呂川	常呂川	左岸	旧川跡		要注意	境野左岸築堤	79.75 ~ 80.15	0.38	箇所	80.00	200.53	201.53	202.04		北見	置戸町	
23	常呂川	常呂川	左岸	旧川跡		要注意	置戸左岸築堤	86.60 ~ 87.00	0.37	箇所	86.80	243.12	244.12	245.03		北見	置戸町	
24	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	境野右岸築堤	74.80 ~ 74.85	0.04	箇所	74.90	169.77	171.27	171.65		北見	置戸町	
25	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	境野右岸築堤	75.10 ~ 75.15	0.05	箇所	75.20	172.23	173.73	174.22		北見	置戸町	
26	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸川向築堤	81.20 ~ 81.30	0.10	箇所	81.20	207.56	208.56	208.92		北見	置戸町	
27	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸川向築堤	81.60 ~ 82.35	0.72	箇所	82.00	212.31	213.31	213.77		北見	置戸町	
28	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸川向築堤	82.50 ~ 82.60	0.09	箇所	82.60	216.09	217.09	217.35		北見	置戸町	
29	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸上流右岸築堤	83.95 ~ 84.20	0.27	箇所	84.00	224.22	225.22	225.47		北見	置戸町	
30	常呂川	常呂川	右岸	旧川跡		要注意	置戸上流右岸築堤	86.05 ~ 86.55	0.52	箇所	86.40	239.97	240.97	241.50		北見	置戸町	
							要注意区間 左岸		4箇所	3.08	km							
							要注意区間 右岸		7箇所	1.79	km							



数値地図 25,000 (地図画像) - 『置戸』 (国土地理院 H4. 6. 1発行) を編集
『北見勝山』 (国土地理院 H5. 8. 1発行) を編集

3 土砂災害危険箇所一覽図



4 施設整備計画

災害の発生を未然に防止するために、重要警戒区域等の施設管理者は、整備計画を策定するものとする。

第19節 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

1 地震に強い町構造の形成

- (1) 防災拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図る。
- (2) 不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。
- (2) 町及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法の指導等に努める。
- (3) 町及び道は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4) 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図る。
- (5) 地震により被害を受けた建築物は、余震によって倒壊するなど二次災害が発生する危険性があるため、災害発生後、早急に応急危険度判定を実施する必要がある。このため、町は応急危険度判定迅速かつ的確に実施するための体制を整備し、人的被害などの二次被害の防止に努める。

3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震設計やネットワークの充実に努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等の

ライフライン施設及びかんがい用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能を確保するため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

(2) 町、道及び防災関係機関は、密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

(3) 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

7 地質、地盤の安全確保と液状化対策

町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時に十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点・計画的に進める。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

1 町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を総合振興局長に報告するものとする。
- (2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 町の道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めにより、災害情報をオホーツク総合振興局及び関係機関に報告する。

(1) 取扱要領

- ア 各班長は、所管にかかわる災害及び被害状況を収集して、災害報告系統図により企画調整班長を経て、副本部長及び本部長に報告する。ただし、重要な事項は、各班長が企画調整班長、副本部長及び本部長に直接報告する。
- イ 各班長は、基本法以外の法令に基づき被害報告等を行う場合は、企画調整班長と連絡調整を行い相違のないようにしなければならない。

(2) 報告の対象

- ア 人的被害・住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町として軽微であったとしても、管内全体から判断して報告を要すると認められるもの
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるもの
- カ その他特に指示があった災害

(3) 報告の種類

ア 各班の報告

各班長等は、災害及び被害の状況を連絡票又は電話等で逐次企画調整班長に連絡、企画調整班長は、副本部長、本部長に報告する。

イ 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかにオホーツク総合振興局長に報告する。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

ウ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分によりオホーツク総合振興局長に報告する。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）は除外する。

(ア) 速報

被害発生後直ちに件数のみ報告する。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、報告する。

なお、報告内容に変更が生じたときはその都度報告する。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示による。

(ウ) 最終報告

応急緊急措置が完了した後、15日以内に報告する。

(エ) その他の報告

災害の報告は、(イ)及び(ウ)によるほか、法令等の定めにより、それぞれ所要の報告をする。

エ 報告の方法

災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行う。

(4) 被害状況判定基準

被害状況判定基準は、「資料編 被害状況判定基準」のとおりである。

第2 動員計画

災害応急対策活動等を迅速かつ的確に行うための要員の召集及び伝達に関する事項は、本計画の定めるところによる。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 本部職員に対する伝達

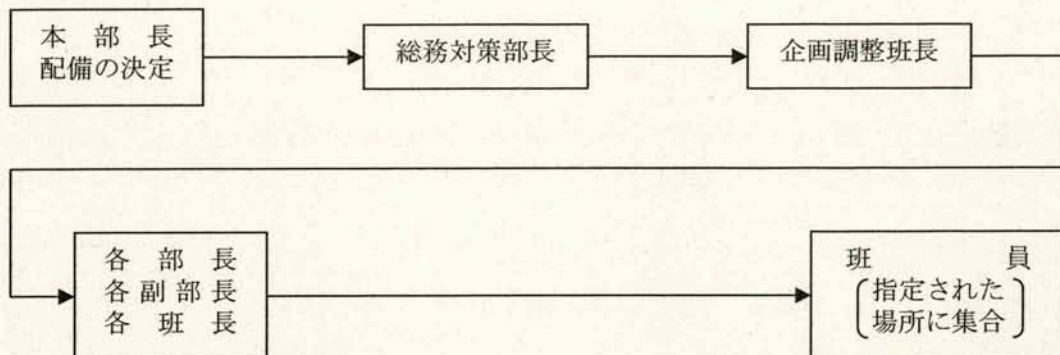
ア 平常勤務時の伝達系統及び方法

本部長の指示により総務対策部長は、庁内放送、電話等により各対策部長に対して伝達を行うものとする。

各対策部長は所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その他

の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

(伝達系統)



イ 休日又は退庁後の伝達

(ア) 各部員への連絡方法

各対策部長は、所属の各部員の住所及び連絡方法等を把握しておき、直ちに動員できるよう措置しておくものとする。

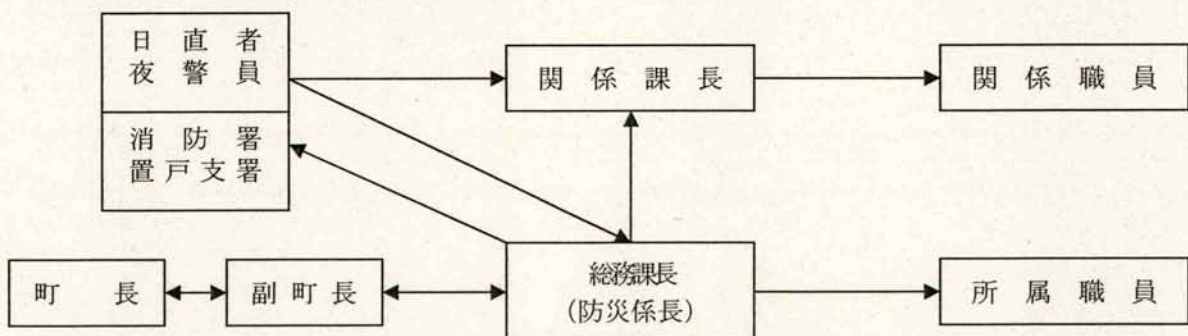
(イ) 宿日直者（警備員）は、次に掲げる情報を察知したときは、総務対策部長に連絡して指示を受け、必要に応じて関係部長及び関係職員に通知するものとする。

ア) 災害発生のおそれのある気象情報等を関係機関から通報され、又は察知し、緊急措置を実施する必要があると認められたとき。

イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

(宿日直者・警備員による伝達系統)



(2) 職員の非常登庁

職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。なお、災害対策本部が設置された場合は、

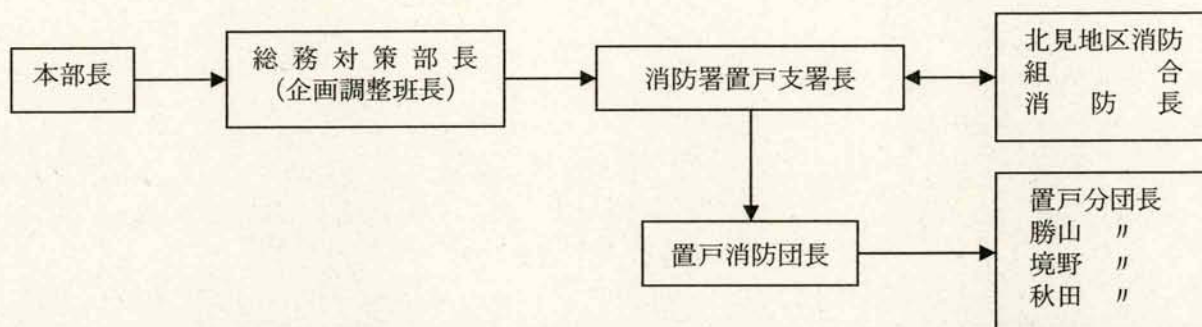
電話、広報車、ラジオ、テレビ放送等により周知し、職員がこの旨を知ったときは直ちに登庁するものとする。

また、災害の規模別動員数は「第3章 災害対策本部」の定めるところによるものとする。ただし、災害の状況により町長が必要と判断したときは、関係対策部及びその動員数を増減するものとする。

(3) 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

(消防機関の伝達系統)



2 他機関に対する応援出動要請

(1) 道、他市町村等に対する要請

ア 要請の決定

各対策部長は、道、他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要がある場合は、総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。本部長は、直ちに各対策部長を招集し協議の上要請の可否を決定するものとする。

ただし、緊急を要する場合は直接本部長が決定するものとする。

イ 要請の手続き

「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき要請するものとする。

ウ 応援隊の活動状況の把握

応援隊の活動についての折衝には直接関係のある各部が当たるが、応援の日数及び応援隊の食料・宿舎などについては必要に応じて総務対策部を通じて本部長に報告するものとし、終始連絡を密にして応援の状況を把握しておくものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき派遣要請を行うものとする。

第2節 災害通信計画

災害時における災害情報等の収集、及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を実行するための通信施設、系統等は本計画の定めるところによる。

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

(1) 災害時優先電話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話を使用する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。
なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番無し)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータがでたら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

災害対策業務のため電話により電報を発信する場合、冒頭に非常電報である旨を告げなければならない。電報発信依頼紙によって発信する場合は、欄外に「非常」と朱書しなければならない。

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
北海道開発局及び開発建設部を経で行う。
- (2) 消防無線による通信
北見地区消防組合置戸支署を経で行う。
- (3) 陸上自衛隊の通信等による通信
北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経で行う。
- (4) 警察電話による通信
警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経で行う。
- (5) 警察無線電話装置による通信
北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経で行う。
- (6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
北海道の本庁、総合振興局及び振興局、又は市町村等を経で行う。

4 通信途絶時等における措置

- (1) 北海道総合通信局の対応
北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。
 - ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出
 - イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）
- (2) 防災関係機関の対応
防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

5 無線通信施設

関係機関名	所轄機関名	所在地	備考
置戸町防災行政無線	置戸町役場 (総務課)	置戸町字置戸 181 番地	基地局 1 基 移動局 17 基 携帯移動局 7 基
消防業務無線	北見地区消防 組合置戸支署	置戸町字置戸 192 番地	基地局 1 基 固定局 4 基 移動局 10 基 携帯移動局 8 基
北海道総合行政 情報ネットワーク	北海道	置戸町字置戸 181 番地	受令台 1 基

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

なお、災害情報等の発表及び広報を行うときは、本部長の承認を得て行うものとし、災害対策本部における発表責任者、広報対象及び伝達方法は、次表に定めるとおりとする。

主管対策部	発表責任者	広報対象	伝達方法
総務対策部	副本部長	報道機関	口頭又は文書
	正一総務対策部長 副一広報班長	一般住民及び被災者	町広報車、消防広報車からの放送又は地域別情報責任者による
		対策本部職員	庁内放送又は口頭
		防災関係機関等 関係施設	電話、無線又は伝達員

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町は、報道機関（ラジオ、テレビ、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、広報車両、郵便局、インターネットなど、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者や障害者等の要配慮者への伝達に十分配慮するものとする。

- (2) 町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

報道機関に対する情報発表等の方法は以下のとおりとする

ア 収集した被害状況、災害情報等について、次のとおり発表するものとする。

- (ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (イ) 災害発生の場所
- (ウ) 被害状況

- (エ) 災害応急対策の状況
- (オ) 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- (カ) 災害対策本部の設置又は廃止
- (キ) その他必要な事項

イ 災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、新聞・ラジオ・テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

(3) 住民に対する広報の方法

町長は、防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して次のとおり迅速かつ確実な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

ア 広報の方法

- (ア) 新聞・ラジオ・テレビの利用
- (イ) 広報紙・チラシ類の印刷物利用
- (ウ) 広報車等の利用
- (エ) インターネットによる利用
- (オ) その他の方法

イ 広報事項

- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
- (イ) 災害応急対策とその状況
- (ウ) 災害復旧対策とその状況
- (エ) 災害地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要な事項

(4) 防災関係機関に対する広報

防災関係機関に対しては、災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

(5) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

(6) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや公共情報コモンズを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二

次災害の危険性、避難指示・高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を町民に広報するとともに、北海道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

4 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

5 広報資料の収集要領

災害情報等の収集については、「災害情報等の報告収集及び伝達計画」によるほか、次により収集するものとする。

- (1) 災害現場の取材による情報の収集
- (2) 一般住民、報道機関、その他関係諸機関の取材による情報の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による情報の収集

6 災害記録等の作成

災害の状況により必要がある場合は、災害写真等の記録作成を行うものとする。

7 被災者相談所の開設

町長は必要があると認めたときは、被災者相談所を開設し、被災者の生活相談等に応ずるものとする。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険

証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。
- (4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷もしくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷または疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の指示を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、高齢者等避難及び避難指示のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するとともに、立退き先を指示する。

また、町避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかにオホーツク総合振興局に報告する（避難解除の場合も同様）。

なお、町長が立退指示をすることができない場合は、警察官にその指示を要請する。

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

町は、避難のための立退きの指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、町は、高齢者等避難や避難指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切な判断を行うように努める。

第3 避難指示又は避難準備情報の周知

町長は、避難準備情報の提供、避難のための立退きの指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、放送設備、サイレン、広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供するこ

とに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

名簿対象者範囲及び名簿記載内容については「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」による。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 避難所の開設

- 1 町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、地域防災計画等の定めるところにより、速やかに指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。
- 2 町は、さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 3 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 4 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

第9 避難所の運営管理等

- 1 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- 2 町は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- 3 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものと

する。

- 4 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 5 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 6 町は道とともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。
- 7 町は道とともに、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第10 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めることができる。
- (2) 道内広域一時滞在进行を協議する場合、町長は、あらかじめ知事へ報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する
- (3) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (4) 町長は、道内広域一時滞在进行の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。あわせてその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 知事は、災害の発生により町長が必要な事務を行えなくなつた場合、被災住民について道内広域一時滞在进行の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わつて実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になつたと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行う。なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置につ

いて、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、本節において「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。
- (2) 道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。
ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 知事は、町長より要求があったときは、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。
- (7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあつても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第5節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより町長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者は、所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

第1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められているものは次のとおりである。

- 1 町長、町の各委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- 2 北海道知事（基本法第70条）
- 3 警察官（基本法第63条第2項）
- 4 指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 5 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条）
- 6 消防長又は消防署長等（消防法第29条）
- 7 水防管理者（町長）、消防機関の長（水防法第17条、第21条）
- 8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）

第2 町の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、樹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、樹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないとき

は、その通知事項を置戸町公告式条例（昭和 25 年条例第 3 号。以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

(7) 名称又は種類

(イ) 形状及び数量

(ウ) 所在した場所

(エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(4) 道知事に対する応援の要請等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(5) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条）

イ 町長及び消防署支署長は水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第 24 条）

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 10 第 1 項）

オ 町長は、前各号の応援措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

第 3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助法第 30 条に基づき災害救助法施行

細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号）により委任された職務については町長が行う。

(2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- (イ) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (ロ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ハ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (ニ) 医療及び助産
- (ホ) 災害にかかった者の救出
- (ヘ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (コ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (セ) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 遺体の搜索及び処理
- (サ) 障害物の除去
- (シ) 輸送及び労務要員雇上げ

イ 救助の程度、方法及び期間は応急救助に必要な範囲内において知事がこれを定める。

(3) 救助法の適用手続及び適用基準

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が別表の適用基準のいずれかに該当し、又は当該する見込みがある場合は、直ちに総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処理について指示を受けるものとする。

第 4 救助の期間、費用の限度及び帳簿

避難、救出、給水、食料供給、衣料生活必需品物資供給、応急仮設住宅、住宅応急修理、助産、輸送、障害物の除去、遺体の搜索、処理、埋葬及び文教対策計画の救助の実施期間、費用の限度額は、救助法施行細則の定めるところによる。

救助法の適用基準

区 分		被 害 区 分	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住 家が滅失した場合等
			住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
		置 戸 町 (5,000 人未満) (令和 2 年国勢調査人口 2,775 人)	30	15	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ るとき。
摘 要	1 住家被害の判定基準				
	(1) 滅失 (全壊、全焼、流失)		住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70% 以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50% 以上に達した程度のもの		
	(2) 半壊、半焼 (2 世帯で滅失 1 世帯に 換算)		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70% のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20% 以上 50% 未満のもの		
	(3) 床上浸水 (3 世帯で滅失 1 世帯に 換算)		床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの		
	2 世帯の判定		(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に則し判断する。		

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の派遣要請に関する事項は、本計画の定めるところによる。

第1 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請にあたっては、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等の応援を必要とするとき。

第2 災害派遣要請の手続き等

1 要請方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって、知事（総合振興局長）に依頼するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害状況及び自衛隊の派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

2 緊急時の要請について

町長は、人命の緊急救助に関し知事（総合振興局長）に依頼するいとまがない場合、又は通信の途絶等により知事（総合振興局長）と自衛隊との連絡が不能である場合は、直接指定部隊等の長に通知することができるものとする。ただし、この場合、速やかに知事（総合振興局長）に連絡し、1の手続きを行うものとする。

3 担当部班及び要請先

- (1) 担当班

総務対策部庶務班

(2) 要請先

オホーツク総合振興局 地域政策部地域政策課

(3) 情報等の連絡先

陸上自衛隊美幌駐屯地

第3 災害派遣部隊の受入体制

1 受入準備の確立

道から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 宿泊所等の準備

町長を指揮者として、派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備、その他受入のための必要な措置及び準備をする。

(2) 作業計画の樹立

町長は、応援を求める作業の内容、所要人員、資機材等の確保、その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるように準備しておくものとする。

また、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

なお、部隊本部は、対策本部内におくものとする。

災害派遣部隊との連絡責任者は本部総務対策部長とし、連絡員は、総務対策部員をもってあてるものとする。

2 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

(2) 道への報告

総務対策部企画調整班は、派遣部隊到着後、必要に応じて、次の事項を総合振興局を経由し知事に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

第4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第5 経費

次の費用については、町において負担するものとする。その他必要な経費については、自衛隊と協議の上定めるものとする。

- 1 資機材費及び機械器具の借上料
- 2 電話料及びその施設費
- 3 電気料
- 4 水道料
- 5 くみ取り料

派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食施設等の提供を受けた場合には、これを利用する。

第6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（総合振興局長）にその旨を報告するものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5章 第4節 避難対策計画」による。

第1 実施責任

1 町

- (1) 大規模災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

- (2) 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

- (3) 各部長は、道及び他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要がある場合は、総務対策部長を通じて本部長が決定するものとする。本部長は、直ちに本部員会議を招集し、協議の上要請の可否を決定するものとする。

ただし、そのいとまがない場合は、直接本部長が決定するものとする。

- (4) 要請の手続きは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- (5) 応援隊の活動状況の把握

応援隊の活動についての対応は、直接関係する部が当たるものとする。

部長は、応援の日数及び隊員の宿舎、食料などについて総務対策部長に報告し、総務対策部長は、応援活動の状況を把握しておくものとする。

2 消防機関

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。また、必要に応じて広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

第8節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプターの活用に関する事項は、本計画の定めるところによる。

第1 運行要請の要件

町長等は、災害の発生により次の要件に該当した場合で、消防防災ヘリコプターによる活動が必要と判断したときは、北海道知事に対して要請を行うものとする。

- 1 町の消防力だけでは災害防止が著しく困難な場合
- 2 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 3 その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

第2 要請先及び要請方法

1 要請先

北海道総務部総合防災対策室防災消防課防災航空室

TEL：011-782-3233

FAX：011-782-3234

2 要請方法

応援要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、「救急患者の搬送手続き」により実施するものとする。

- (1) 災害の種類
 - (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
 - (3) 災害現場の気象状況
 - (4) 災害現場の最高指導者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
 - (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
 - (7) その他必要な事項
- #### 3 臨時ヘリポートの指定

臨時ヘリポートは、「第5章 第14節 輸送計画」の定めるところによるものとする。

第3 消防防災ヘリコプターの活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況の偵察、情報収集
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助、救出

3 火災防御活動

- (1) 林野火災における空中消火
- (2) 偵察・情報収集
- (3) 消防隊員、資機材等の搬送

4 その他

- (1) ヘリコプターの活用が有効と認められる場合

第4 受入体制

町長等は、ヘリコプターの災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制の確保を整え
るとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

また、ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置及び地上の支援体制
等を講じるものとする。

第5 救急患者の搬送手続き

1 依頼病院等

- (1) 救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、
あらかじめ航空室に連絡する。

この場合における連絡は、ファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電
話により到着の確認等を行うものとする。

- (2) 航空室に連絡をした後、置戸町に救急患者の緊急搬送を要請する。
- (3) 置戸町から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受
入医療機関に連絡する。

2 置戸町

- (1) 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬
送する必要があると認められる場合は、航空室にヘリコプターの出動を要請し、その
後総合振興局にその旨を連絡する。

要請は電話により行うとともに、ファクシミリを使用して行う。

- (2) 依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保
を行う。
- (3) ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の
手配を行う。
- (4) 航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を

依頼病院等に連絡する。

3 航空室

- (1) 依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始する。
- (2) 市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、総合振興局にその旨を連絡する。

また、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部に対し必要な情報を提供するとともに、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、上記機関に対しヘリコプターの出動を要請する。

4 付添人の搭乗

医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができる。この場合において、付添人はあらかじめ誓約書を機長に提出するものとする。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出、あるいは住民の生命又は身体を保護するため、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域住民に対し避難のための立退きを指示し、又は避難者を保護するための計画及び生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救出し保護することについては、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 避難実施責任者及び措置

緊急時に際し必要があると認められるときは、次の避難実施責任者は、災害対策基本法、その他法律に基づき危険区域にある住民に立退き指示等の措置をとるものとする。

1 避難計画

(1) 避難実施責任者

ア 町長（町民対策部厚生班）は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを指示するとともに立退き先を指示する。

イ 警察官

町長が指示するいとまがないとき、又は町長から要請があったとき、避難のための立退きを指示する。

ウ 知事又はその命を受けた道職員

(ア) 洪水等により著しく危険が切迫していると認められるとき立退きを指示する。

(イ) 地すべりにより危険が切迫していると認められるとき立退きを指示する。

2 避難の指示区分の基準

指示区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	
緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいともがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 避難指示の伝達方法

1 避難指示等の判断・伝達マニュアル

避難指示等の発令・伝達に関し、災害発生時に避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの整備に努める。

2 指示事項

ア 避難先

イ 避難経路

ウ 避難の理由

エ 注意事項

- (ア) 携行品は、限られたもの（食料、水筒、タオル、チリ紙、着がえ、救急薬品、懐中電灯、トランジスターラジオ等）だけにする。
- (イ) 服装は、軽装とし、帽子、頭巾、雨具、防寒具等を携行する。
- (ウ) 避難後の戸締り。

3 伝達方法

ア 放送、電話、防災行政無線等による伝達

NHK、民間放送局に対し、指示を行なった旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送するよう協力を依頼する。また、電話、防災行政無線等を通じ住民に伝達する。

イ 広報車による伝達

町、消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ 伝達員による個別伝達

避難を指示した時が夜間、停電時等で完全な周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し、個別伝達をするものとする。

エ 要配慮者への配慮

要配慮者には多様な伝達手段を活用し、伝達配慮に努める。

第3 避難所

避難所は、緊急避難のため一時避難場所と収容避難のための避難所に区分し、災害の種別や規模、避難人口その他の情勢を判断し、あらかじめ定められている避難収容施設の中から指定する。

第4 避難方法

1 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防団員、警察官及び本部員が町長の指示に基づき各部相互連携のもとに行う。

2 避難の順位

避難に際しては、避難行動要支援者を優先させる。

3 避難所連絡員

ア 町長は、避難所を開設し避難住民を収容したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。

イ 連絡員は、避難住民の実態把握と保護に当たり本部との情報連絡を行う。

第5 道に対する報告

避難の指示を町長が発令したときは、（町長以外の者が発令したときは、町長を経由）次の事項を記録し総合振興局長に報告する。

- (1) 避難場所の開設の日時及び場所
- (2) 開設箇所数（施設名）及び収容人員
- (3) 開設期間の見込及び炊き出し等の状況

第6 避難所での記録

各避難所での従事者は、避難所及び避難住民に対する記録をとるものとする。

第7 施設等管理者の避難計画

保育所、幼稚園、学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は避難計画を作成し、災害時における避難の万全を期するものとする。

第8 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長（救出法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、消防機関、警察官等の協力を得て救出を行うものとする。

(2) 他機関への救出の要請

災害が甚大であり、本部のみで救出実施が困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請計画

の定めるところにより、総合振興局長に自衛隊の派遣要請をするものとする。

(3) 救出を必要とする者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときとする。

ア 火災の際に火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

エ 山くずれ、地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車、飛行機等の大事故が発生した場合

指定緊急避難場所

発災して避難が必要な場合、地域で一時（いつとき）集合する場所、又は一時的に退避して身の安全を確保する場所。公園や学校のグラウンドなど。（一時避難場所）

地区名	避難場所	所在地	面積 (㎡)	施設の管理者
秋田 境野 置戸	旧秋田小学校グラウンド	字秋田 264 番地	11,767	学校教育課長
	旧境野小学校グラウンド	字豊住 102 番地の 1	13,455	学校教育課長
	置戸小学校グラウンド	字置戸 258 番地の 1	7,121	学 校 長
	置戸町営野球場	字置戸 255 番地の 1	11,729	社会教育課長
	南ヶ丘山村広場	字置戸 284 番地	9,342	産業振興課長
	置戸町イベント広場	字置戸 398 番地の 5	10,132	社会教育課長
	置戸中学校グラウンド	字拓殖 47 番地の 1	47,638	学 校 長
	置戸高等学校グラウンド	字置戸 256 番地の 8	25,023	学 校 長
勝山	旧勝山小学校グラウンド	字勝山 247 番地の 1	15,660	学 校 長

指定避難場所

自宅で生活できない人等が屋内の施設で身体や生命を守る場所で、指定緊急避難所を兼ねる。

地区名	施設名	所在地	施設の管理者	避難所の 電話番号	収容人員 (人)
秋田	旧秋田小学校	字秋田 264 番地	学校教育課長	—	168
	秋田地区住民センター	字秋田 279 番地の 4	社会教育課長	55-2455	68
境野	旧境野小学校	字豊住 102 番地の 1	学校教育課長	—	308
	境野公民館	字境野 438 番地の 4	社会教育課長	55-2002	95
川南	川南会館	字川南 203 番地の 4	総務課長	—	12
	常盤会館	字常盤 431 番地の 12	〃	—	11
置戸	置戸小学校	字置戸 258 番地の 1	学 校 長	52-3850	622
	置戸町ファミリーセンター	字置戸 398 番地の 14	社会教育課長	52-3572	433
	置戸町中央公民館	字置戸 245 番地の 1	〃	52-3075	315
	置戸コミュニティホール	字置戸 456 番地の 1	総務課長	52-3520	223
	置戸中学校	字拓殖 47 番地の 1	学 校 長	52-3100	905
	置戸高等学校	字置戸 256 番地の 8	〃	52-3263	486
	川向住民センター	字置戸 255 番地の 1	総務課長	52-3853	88

勝 山	拓殖住民センター	字拓殖 16 番地の 2	〃	53-2820	56
	置戸町老人いこいの家	字置戸 188 番地	地域福祉センター所長	53-2278	27
	置戸町地域福祉センター	字置戸 246 番地の 3	〃	52-3333	270
	拓実会館	字拓殖 387 番地の 1	総務課長	—	12
	勝山公民館	字勝山 247 番地の 1	社会教育課長	54-2003	250
	安住中里会館	字安住 63 番地の 2	総務課長	—	31

福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

地区名	避難場所	所在地	施設の管理者	避難所の電話番号	収容人員(人)
置戸	置戸町地域福祉センター	字置戸 246 番地の 3	地域福祉センター所長	52-3333	270

第 10 節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療・救護の実施についての計画は、次のとおりである。

第 1 基本方針

- 1 医療・救護活動は、原則として町又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期（発災後おおむね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、災害の状況に応じて編成する。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム（DMAT）のみ)
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時における、心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第 2 実施責任

- 1 町長が実施する。
- 2 救助法が適用された場合は、知事（知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部）又は知事の委任を受けて町長が実施する。

第3 医療・救護の対象

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者の把握は、できる限り迅速かつ的確に行い、町長（本部長）に通知する。

通知を受けた町長（本部長）は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講じるよう関係対策班（関係各課）に指示する。

第4 医療・救護活動の実施

1 町

- (1) 町は、災害の程度により医療・救護活動を必要と認めたときは、置戸赤十字病院と連携して医療活動を実施するほか、必要に応じ、北見医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。

要請する場合は、次の項目を通知する。

ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ 出動の時期及び場所

ウ 出動を要する人員及び資機材

エ その他必要な事項

- (2) 町は、災害の程度により歯科医療・救護活動を必要と認めたときは、北海道歯科医師会及び北見歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。
- (3) 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (4) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施するほか、オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室等と連携をとりながら、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第5 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として北見地区消防組合（置戸支署）が実施する。

ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3 ドクターヘリの受入れ体制の確保

町はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じる。

第6 救護所の設置

救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するが、災害の状況等により他の公共施設等を使用する。

第7 医薬品等の確保

町は、医療・救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第8 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第9 医療・救護活動実施の記録

医療・救護活動を実施したときは、その状況を記録しておく。

第10 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第 1 1 節 防疫計画

災害時における被災地の防疫（食中毒を含む）については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

町は道とともに、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

町（町民対策部衛生班）は、知事の指示に従い感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置について実施するものとする。また、オホーツク総合振興局の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第 2 防疫班等の編成

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を編成しておくものとする。

(1) 感染症予防委員の選任

ア 町長は知事の指示により感染症予防委員を選任し、防疫活動に従事させるものとする。

イ 感染症予防委員は、各自治会から選任する。

(2) 防疫班の編成

ア 町長は、防疫実施のため防疫班を編成するものとする。

イ 防疫班は、衛生技術者、事務員、作業員をもって編成する。

第 3 感染症の予防

1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）

(3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）

(4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）

(5) 公共の場所の清潔方法に関する指示

(6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

感染症の予防

防疫の種別	実 施 方 法
消 毒	町長は感染症法第27条第2項の規定により知事から指示があった場合は、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。
検病調査及び保健指導等	町長は道と連携し、集団避難所における検病調査を少なくとも1日1回以上行う。検病調査の結果、必要があるときは保健指導を実施する。
臨時予防接種	町長は知事の指示により、予防接種法第6条及び第9条により対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。
ねずみ族、昆虫等の駆除	町長は感染症法第28条第2項の規定により知事から指示があった場合は、感染症法施行規則第15条の定める基準により実施する。
物件に係る措置	町長は感染症法第29条第2項の規定により知事から指示があった場合は、感染症法施行規則第16条の定める基準により速やかにこれを実施する。
生活用水の供給	町長は感染症法第31条第2項の規定により知事から指示があった場合は、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。
一般飲用井戸等の管理等	町長は飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。
公共の場所の清潔方法	町長は道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

第4 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 衛生指導

振興局、北見地域保健室等の指導のもと、避難所等の清潔方法及び避難者の衣服等の日光消毒の指導を行う。また、必要があるときは、便所、炊事場、洗濯場等の消毒等の実施を指導し、手洗いの励行など衛生指導を徹底させるものとする。

3 集団給食

給食従事者は原則として、健康診断を終了した者であって、胃腸炎の症状がない者であって、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5 避難所における精神的不安解消のためのサポート体制

町長は、危機的状況にある住民に対し、精神的不安解消のため次のことを実施する。

- (1) 一般住民の健康管理及び適切な医療の提供を行う。
- (2) 通信の自由を実効的に確保するための必要な措置を行う。
- (3) 不安解消のための状況について十分な説明を適時行う。
- (4) 不安解消のためカウンセリングを行う。

第5 患者等に対する措置

町長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとるものとする。ただし、第二種感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、臨時隔離病舎を設けて収容するものとする。又やむをえない事由で自宅隔離を行う場合は、衛生的処理を特に厳重にするものとする。

町長は、感染症患者又は病原体保有者の人権に配慮して次のことを実施する。

- 1 感染症の発生に関する適切な情報の提供及び感染症とその予防に関する知識の普及を行うとともに、感染症まん延予防措置を行うにあたって患者等の人権に十分配慮するよう努める。
- 2 医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供するよう努める。
- 3 町民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うとともに、偏見や差別により患者等の人権を損なわないよう努める。

4 第二種感染症指定医療機関

所在地	北見市北6条東2丁目1
名称	北見赤十字病院
指定病床数	2
電話番号	25-6806

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

2 実施の方法

なお、具体的な対策は家畜保健衛生所長の指示により、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町及び北海道警察が協力して災害時における警戒、警備に当たる。

第2 北海道警察との連携

町は、北海道警察と緊密な連携のもと、北海道警察の実施する災害警備諸対策への協力を行うほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を整備するよう努める。

また、北海道警察との連携のもとで、災害情報の収集及び町民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

第3 諸活動

1 災害の予警報の伝達に関する事項

(1) 予警報の伝達と連携

警察署長は、气象台及び町等の関係機関と、災害に関する予警報の伝達に関して平素より緊密な連絡をとる。

(2) 警察官による異常な現象を発見した旨の通報

警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、町に通報する。

2 事前措置に関する事項

(1) 応急措置の実施に必要な準備を要請

町長が、基本法第58条に基づき警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備

を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、北見警察署長を経て北見方面本部長に対して行う。

- ア 出動を要する理由
- イ 出動を要請する職員の職種別人員数
- ウ 出動を必要とする期間
- エ その他出動についての必要事項

(2) 警察署長の事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第 59 条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合、町長は当該措置の事後処理を行う。

3 災害情報の収集に関する事項

(1) 災害警備活動上必要な災害に関する情報の収集と連絡

警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、必要に応じて警察官を町に派遣する等、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集し、必要と認められる場合には、関係機関に連絡する。

(2) 災害情報収集報告責任者の指定

警察署長は、災害情報の収集及び報告を迅速に処理するため、あらかじめ災害情報収集報告責任者を指定する。

4 避難に関する事項

(1) 町長と警察署長との協議

町長は、あらかじめ警察と、避難の指示、避難路、避難場所について協議し、その方法を定める。

(2) 警察官による避難の指示又は警告

警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条の規定により避難の指示又は警告を行う場合は、避難対策計画に定める避難先を示す。

ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により避難対策計画によりがたい場合は、適宜措置を講ずる。この場合、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行う。

(3) 警察官の避難誘導

警察官は、避難誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り、警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町及び北海道公安委員会（北海道警察）が協力して災害時における交通応急対策に当たる。

第2 交通応急対策の実施

1 町

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合、町は道路の警戒に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限する。
- (3) 迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- (4) 国道・道道に関してもその管理機関との連絡を密にし交通の確保と危険防止に努める。
- (5) 町が管理している緊急通行用車両のガソリン等の確保に努める。
- (6) 道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し関係機関に連絡する。
- (7) 道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

2 警察署

(1) 北海道警察による通行の禁止及び制限

北見警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、また、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 緊急措置による通行の禁止及び制限

警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 緊急輸送の確保が必要な場合

警察署長は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保する必要があると

認めるときは、基本法第76条の規定に基づき区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 理由の通知

緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

イ 標章の掲示

車両の使用者の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行い、「緊急通行車両確認証明書」（基本法施行規則別記様式第4）及び「標章」（同規則別記様式第3）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

3 自衛隊

災害派遣を命じられた自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施する。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずる。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施する。

4 消防吏員

消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。

(1) 消防職員・消防団員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められたときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(2) 消防職員・消防団員は、前号の措置を命じられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

5 道路管理者

道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

第3 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び警察署は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事(総合振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁(総合振興局)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(ハ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(ニ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(ホ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(ヘ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(コ) 緊急輸送の確保に関する事項

(セ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

道、市町村及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ロ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(ハ) 電報の配達のため使用する車両

(ニ) 廃棄物の収集に使用する車両

(ホ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

(ヘ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第 1 4 節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策の万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援あるいは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任者

災害時の輸送は、災害応急対策を実施する置戸町長が行ない輸送の統括は、土木対策部が行う。

第 2 災害時輸送の方法

1 車両等による輸送

災害時の輸送は、一時的には自己機関の所有する車両等を使用する。被災地までの距離、被害の状況等により、自己機関の所有する台数で不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。

2 人力輸送等

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による輸送を行う。

なお、労務者の雇上げについては、「第 3 2 節 労務供給計画」に基づき行う。

3 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などに緊急輸送の必要がある場合には、知事（防災航空室）に対し「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要領」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより消防防災ヘリコプターの運航を要請する。ヘリコプターの発着場所は原則的には、下表による。

ヘリコプター発着場所

場 所	所 在 地
旧 秋 田 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	置戸町字秋田 264 番地
旧 境 野 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	〃 字豊住 102 番地の 1
置 戸 高 等 学 校 グ ラ ウ ン ド	〃 字置戸 256 番地の 8
置 戸 中 学 校 グ ラ ウ ン ド	〃 字拓殖 47 番地の 1
旧 勝 山 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	〃 字勝山 247 番地の 1
鹿ノ子ダム緊急災害用ヘリポート	〃 字常元 594 番地の 2

4 急患者の緊急輸送

現地において、患者の措置をすることが困難な場合で、車両等による陸上輸送が困難なときは、町長は関係機関に対し、雪上車又は航空機等の出動を要請し、患者の輸送に万全を期するものとする。

第15節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の確保と供給の手続き等に関する事項は、本計画の定めるところによる。

なお、町内において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、応急用を確保できない場合、また必要数量を満たし得ない場合は、その確保について総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

第1 実施責任

- 1 町長（総務対策部）は、災害時において、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料を確保し、配給を行うものとする。
- 2 道は必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。
- 3 北海道農政事務所は、必要に応じて、食料の調達及び供給について、北海道との連絡調整を実施する。

第2 食料の供給

- 1 町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について総合振興局長を通じて知事に要請する。
- 2 知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し食料の調達を要請する。また、その事態を照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。なお、米穀については、必要に応じ、別記「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。
- 3 北海道農政事務所は、農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、北海道及び町と十分連絡を取りつつ被災地の食料需給状況を、調達・供給開始後はその到着状況について確認する。

(参考)

災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例(「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」抄)

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 農林水産省生産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1) のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書(案)様式4-20)により契約を締結する。

(2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

第3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は「第14節 輸送計画」及び「第32節 労務供給計画」により措置するものとする。

第4 主要食料配給計画

1 実施責任者

主要食料配給の実施責任者は、町長(町民対策部厚生班)とする。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

2 配給対象者

町長は、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあり、被災者、救助作業員、災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を必要とする場合に配給する。

第5 食料の調達

- 1 缶詰、インスタント食品等の副食及び調味料は、必要に応じて町内の業者から調達する。また、町内で調達できない場合は、近隣の販売業者から調達するものとし、それでも必要数量を確保できないときは、オホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。
- 2 乳幼児の食料
乳幼児の食料となる粉ミルク等は、必要に応じて町内の業者から調達する。
- 3 緊急調達計画
災害時に速やかに対応できるよう、事前に町内業者と協議し、調達先を定めておくとともに、調達可能な数量を把握しておく。

第6 炊き出し計画

- 1 実施責任者
被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、厚生班と協力して主食の確保に当たり、輸送班が配給するものとする。
- 2 炊き出し施設及び器具の状況
町内各避難者収容施設が有する給食施設により行ない、これで不足の場合は置戸町給食センターのほか地域内事業所等の協力を得てその対策を講ずるものとする。
- 3 応急食料
被害の状況により食器等を確保するまでの間は、おにぎり、漬物、かん詰等の給付を行う。
- 4 業者からの搬入
避難収容施設及び町において炊き出しが困難な場合は、炊き出しの準備を明示し業者から購入のうえ配給する。
- 5 協力団体
避難収容施設等における炊き出しの協力団体は、町内の女性組織が当たるものとする。
- 6 衛生管理
炊き出しにあたっては、常に食品の衛生的な取扱いに配慮するものとし、十分加熱でき、調理が容易な者であること。

第7 要配慮者対策

被災者の中に要配慮者が含まれている場合は、要配慮者に配慮した食料を配給するものとする。

第8 食料等の備蓄

町長は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

第16節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となったとき、住民に必要な最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

なお、給水計画の実施者は町長（土木対策部）が行ない、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活水の確保

災害時の生活水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

第2 水道施設の復旧

災害により給水施設が被災したときは、住民に必要な飲料水の確保と避難所、医療施設、消火栓等緊急を要するものから優先的に行う。

第3 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄

水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。給水の方法は、被害の状況に応じ北見地域保健室等の指示に基づき次の適宜な方法により行う。

第4 応援の要請

町長は、飲料水の供給を実施することが困難な場合は、隣接市町長又は知事に飲料水の供給、又はこれらに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第5 住民への周知

給水の実施にあたっては、給水時間、給水場所、給水方法を事前に住民に周知する。

第6 給水資機材

給水資機材の保有状況については資料編参照

第17節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- (1) 救助法が適用されない場合におけるり災者に対する物資の供給は、町長（厚生班）が行うものとする。
- (2) 救助法が適用された場合のり災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、町長（厚生班）が知事の委任により実施するものとする。
- (3) 物資の調達、輸送
 - ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
 - イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
 - ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (4) 町長は、物資の調達が困難なときは、近隣市町村にそのあつせんを依頼する。
- (5) 要配慮者に配慮した物資の備蓄
 - 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。
 - ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
 - イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

第2 実施の方法

- 1 市町村長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。
- 2 知事は市町村長等の要請に基づき必要物資のあつせん、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。
- 3 救助法による給（貸）与の対象者については以下のように定める。
 - ア 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水とする。）
 - イ 災害により被服、寝具、その他日常生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- 4 給（貸）与の方法
 - ア 町長は、り災世帯調査に基づき、救助物資購入（配分）計画を立てるものとする。

イ 町長は、調達物資を物資受払簿により整理の上、物資給（貸）与簿により災者に給（貸）与するものとする。

なお、救助法による救助物資その他義援物資とは、明確に区分し処理するものとする。

5 給（貸）与品目

- ア 寝 具
- イ 外 衣
- ウ 肌 着
- エ 身廻り品
- オ 炊事道具
- カ 食 器
- キ 光熱材料
- ク 応急日用品

6 給（貸）与の期間

給（貸）与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし災害期間が長期にわたるときは、この期間を延長することができる。

7 給（貸）与の費用

給（貸）与の費用は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第 3 物資の調達

- 1 物資の供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求める。
- 2 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法をとる。
- 3 物資供給に必要な数量の確保ができない場合、知事に生活必需品の確保のための協力要請又はあつせん依頼を行う。

第 4 地区別取扱い者

物資の給（貸）与を迅速に実施するため、各地区連合会長を物資取扱い者と定め、町長（厚生班）と協力して行う。

第 18 節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第 2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。

第 19 節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、北海道地域防災計画の定めるところによる。

町は、災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、連絡を受けるものとする。

第 20 節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、北海道地域防災計画の定めるところによる。

災害発生時には、ガス事業法第 30 条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第 2 1 節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第 1 上水道施設の応急措置

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

第 2 下水道施設の応急措置

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

第 3 広報活動

町は、災害により上下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第 2 2 節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第 1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地滑り
土石流
崖崩れ
火山噴火
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤、
砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第 2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により応急復旧を実施するものとする。

第3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合の、被災宅地の安全対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町は、道及び関係機関と密接に連携のもと、被災宅地の安全対策を講ずる。

第2 危険度判定の実施

町は道との連携を図り、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）による被災宅地危険度判定を実施し、被害状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止・軽減し、住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 判定の結果の表示及び周知

被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）を当該宅地の所有者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。

3 判定士の業務

(1) 判定の基準

「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに判定する。

(2) 判定の区分

宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

(3) 判定の表示

判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

判定の内容

危険	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高く、使用及び立入りができない場合
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能な場合
調査済	建築物の損傷が少ない場合

ステッカーの表示方法

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済宅地	青のステッカーを表示する

4 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であり、余震等で被害が進んだ場合又は適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

5 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

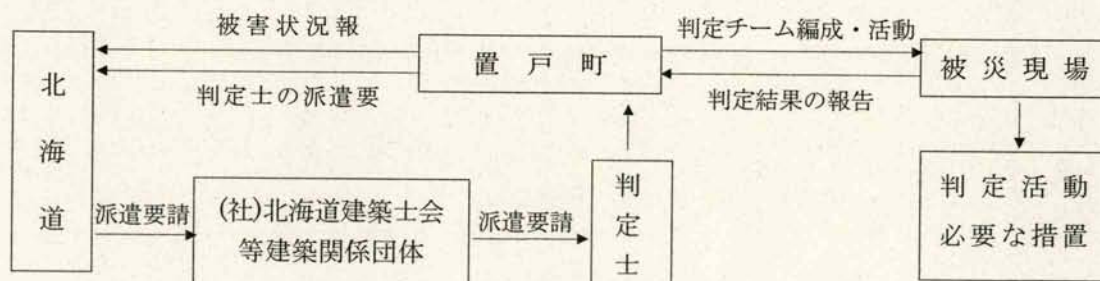
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第3 平常時の備え

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次の事項に努める。

- 1 相互支援体制を充実し、連絡体制を整備
- 2 危険度判定に使用する資機材を備蓄

判定活動体制



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失ない、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、知事の委任により町長が避難所の設置及び住宅の応急修理を行う。

また、町長（土木対策部）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施方法

1 避難所

置戸町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅の建設

町長は、必要により災害のための住家が滅失したり、被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

なお、応急仮設住宅の建設工事に着工したとき、又は完成したときは、着手届及び完成届を総合振興局長に提出しなければならない。

(1) 入居対象者

原則として、条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、当該市町村が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数(借上げを含む。)

道は市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき 29.7 平方メートルを基準とする。

構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による 2～6 戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市町村長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。
- イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 当該災害発生後3か年間は、事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

(7) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。

ただし、激甚災害の場合は3/4。

(4) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等のあっせん、調達

1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼するものとする。

2 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等、家屋の損壊等により道路、住居又はその周囲に運ばれた土砂、植木等で生活に著しい障害を及ぼすものの除去並びに被災者の保護は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長は、被災住民の日常生活等に直接障害となっている障害物を迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

- 2 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとする。なお、災害の規模、障害の内容等により各管理者は相互に協力して交通及び流路の確保を図るものとする。

第2 障害物除去の対象

障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため速やかに障害物の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流路を整備し、溢水を防止し又は河岸の決壊を防止するために必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

それぞれの実施機関において、付近の遊休地又はグラウンドを利用して集積する。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第26節 文教対策計画

文教施設の被災、又は児童生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(4) 小中学校における応急教育及び文教施設の応急復旧対策は、教育委員会が行ない、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

(5) 学校ごとの災害発生にともなう適切な措置については、学校長が具体的に応急計画を立てて行うものとする。

第2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

- ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

第3 応急教育対策

1 休校処置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったとき、学校長は教育委員会と協議し必要に応じ休校措置をとるものとする。

ア 授業開始後の処置

災害が発生し、又は予想される気象条件となったときは、各学校長は必要に応じて休校処置をとるものとする。

また、児童生徒を帰宅させる場合は、教師が付き添うなど児童生徒の安全保護に留意する。

イ 登校前の処置

登校前に休校処置を決定したときは、ラジオ、テレビ等を利用し、児童生徒に周知徹底させる。

2 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被災程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内競技場、講堂等を利用するものとする。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校を利用するものとする。

エ 仮校舎の建築

児童生徒の教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建築を検討するものとする。

3 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示によりその処置に当たる。学校長は、当該学校のみで実施が困難な場合、オホーツク教育局、教育委員会と連絡を密にし、近隣学校の教職員を動員し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 教科書の調達及び支給

(1) 教科書の調達方法

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給店等に連絡し供給を受けるものとする。

(2) 学用品の調達方法

学用品の調達は、道から送付を受けたものを配布するほか、道の指示により調達する。

(3) 支給の対象者

住家の全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水等の被害を受けた児童生徒で教科書、学用品を滅失又は毀損し、就学上支障のある者に対して支給する。

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

第4 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健衛生管理を行うものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場及び便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断等を実施すること。

第5 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び置戸町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）は、教育委員会がその保全、保護に当たる。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容並びに埋葬計画

災害により現に行方不明の状態にあるもので、周囲の状況により死亡していると推定されるもの、又は死亡と確認されるものについての搜索收容及び埋葬については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 実施責任者

実施責任者は町長とする。

町長は、警察官、消防機関、その他の関係団体等の協力を得て実施するものとする。

(救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 情報の収集

町長は、行方不明者の情報を収集し、「行方不明者リスト」を作成するものとする。

(3) 搜索の方法

町長は、行方不明者リストに基づき、消防機関、警察官に協力を要請して搜索班を編成し、搜索を実施するものとする。なお、被害状況によっては、地域住民等の協力を得て実施する。

(4) 応援の要請

搜索活動上隣接市町村の応援を必要とする場合、又は行方不明者が流出等により他市町村に漂流していると考えられる場合は、当該市町村に対し次の事項を明示して応援を要請する。

ア 行方不明者が埋没又は漂着していると予想される場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、衣服等

(5) 変死体の届け出

変死体については、直ちに警察官に届け出するものとし、その検視後に処理に当たるものとする。

第3 遺体の処理

1 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

2 遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、検視後、次により処理するものとする。

遺体の身元が判明している場合は、遺族、親族に引渡すものとするが、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合、町長は、必要に応じ医師等の協力を得て次のとおり実施するものとする。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、写真撮影等による身元確認の措置
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案（遺体の死因その他の医学的検査）
- エ 遺体見分（警察官）

3 安置場所の確保

遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

第4 遺体の埋葬

1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない遺体で町長が必要と認めた者。

2 埋葬の方法

- ア 市町村長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については警察官その他関係機関に連絡し、その調査に当たるものとし、埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。
- ウ 身元識別に時間を必要とする場合、又は遺体が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物等）に安置し、埋葬が実施できるまで保存するものとする。なお、町だけで埋葬の実施ができない場合は、関係機関等の協力を得て行うものとする。

3 埋葬費用及び期間

行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間は、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4 火葬場状況

施設名	所在地	備考
置戸町葬斎場	置戸町字中里 271 番地の 1	

5 墓地の所在状況

名称	所在地
秋田墓地	置戸町字雄勝 492 番地
境野墓地	〃 字境野 60 番地の 3、62 番地の 1
置戸墓地	〃 字中里 2 番地の 4、164 番地の 3、165 番地の 1、166 番地の 1～2、 168 番地の 3、271 番地の 2
勝山墓園	〃 字安住 141 番地の 1、143 番地、144 番地の 1～2、146 番地の 1～2、 148 番地の 1～2

第5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第 2 8 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第 2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、町は道とともに、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

実施責任者は町長とする。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんに要請することができるものとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんに要請するものとする。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法(預託、附添等)
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

1 町

- (1) 町長(町民対策部)は、地域住民等の協力を得て、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜等の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、北見地域保健室の指示に基づき町長(町民対策部)が実施するものとする。

2 清掃班の編成

- (1) 清掃班の編成は、次の基準に基づき災害の状況によりその都度編成する。

ア ごみ処理班	班長 1名	班員 2～4名
イ し尿処理班	班長 1名	班員 2名
- (2) 清掃班の編成にあたっては、各自治会衛生委員等を含めて編成する。
- (3) じん芥用車両及びし尿処理車が不足する場合は、民間車両の借上げ、又は近隣市町長に応援を要請する。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項ならびに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

(1) ごみ処理

食物の残廃物を優先に収集し、ごみの処分は焼却場のほか必要に応じて埋立など環境

衛生上、支障のない方法で行うものとする。

ごみ処理は、置戸町堆肥供給センター及び留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場を使用するものとする。

災害の状況によって、町の清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみ収集に当たるものとする。

(2) し尿処理

し尿処理施設を原則とするが、必要に応じ簡易処理場を設置して行うものとする。くみ取り車等により収集が不可能な地域については、環境衛生上支障のない場所に屋外仮設便所を設置する。また、収集不能地域に対し容器の配布を行う。

処理については、北見地区スクラムミックスセンターを使用し、完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は、必要に応じて簡易処理場を設置するものとする。

(3) 避難所のし尿処理又は仮設便所のし尿処理については、万全を期すものとする。

第3 し尿処理施設及びじん芥処理施設

し尿処理施設

所在地	北見市端野町3区
名称	北見地区スクラムミックスセンター
1日処理能力	30kℓ

じん芥処理施設

名称	所在地	面積	備考
留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処理場	北見市留辺蘂町富岡177番地1	18,100 m ²	
置戸町堆肥供給センター	字秋田17番地の2、18番地の1	6,891.28 m ²	(堆肥舎)

第4 死亡獣畜等の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行う。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、北見地域保健室の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、総合振興局の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土する。

第3 1 節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における各種ボランティア活動が、近年の大災害の貴重な経験を通して徐々に根づいてきている。本町においても、被災時に全国から自主的に駆けつけてくるボランティアの人々の協力活動は心強い支援となる。

災害時における各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

1 受け入れ窓口

(1) 町外からのボランティアに受け入れ窓口は、町民対策部とする。

(2) 受け入れ窓口は、以下について状況の把握と記録を行う。

- ア 団体名、所属名、出身地名、連絡先等
- イ 責任者、リーダー名、滞在中の連絡先、連絡方法等
- ウ 人数、性別、年齢等
- エ 専門分野、有資格内容、支援内容、活動経験等
- オ 装備品、携行品等の内容、数量等
- カ 滞在（予定）期間
- キ その他必要特記事項

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

1 災害・安否・生活情報の収集・伝達

- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア団体等の管理・統率

1 ボランティア団体等の管理・統率

町長は、ボランティアの受入及び活動状況を的確に把握するため、「ボランティア受入・活動状況表」を作成し、管理・統率を図るものとする。

ア 災害対策本部及び各避難所等より要請のある活動内容、緊急度、優先度については、常に連絡調整を密にして把握しておく。

イ 活動内容、場所、人数、期間、必要装備等に応じて、ボランティア派遣先を決定し、活動中の食事、宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うとともに、派遣後はその活動状況を把握し、災害対策本部に報告する。

ウ ボランティア活動が終了したときには、次の事項を災害対策本部に報告する。

(ア) 派遣先と活動内容

(イ) 派遣人員と期間

(ウ) 活動の効果

(エ) その他必要事項

第5 ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援するとともに、平常時の登録、研修

制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第 3 2 節 労務供給計画

町は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第 1 実施責任者

町が実施する災害対策に必要な労務者の雇用及び民間団体の活用は、町長が行う。

第 2 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず自治会の動員及び被災地以外の町民の協力を得て、次に日本赤十字奉仕団及びボランティア、特に必要な場合に作業従事者を雇用する。

(2) 動員要請

災害の状況により自治会等の労力を必要とする関係各部長は、次の事項を示し農林対策部（商工班）を通じて要請するものとする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他必要事項

第 3 労務者の雇用

活動要員の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。なお、労務者の雇用が困難な場合は、公共職業安定所に対し求人申込みをする。

(1) 労務者雇用の範囲

ア 被災者の避難誘導に必要なとき。

- イ 医療、助産の移送に必要なとき。
- ウ 被災者救出用機械等の操作に必要なとき。
- エ 飲料水の供給のための運搬、浄水用薬品等の配布に必要なとき。
- オ 救援物資の支給に必要なとき。
- カ 行方不明者の捜索又は遺体の収容処理若しくは埋葬に必要なとき。
- キ その他町長が必要と認めたとき。

第4 供給方法

- 1 町長は、災害応急対策上必要とするときは、労務者を雇用する。町において労務者を雇用できないときは、公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項

第5 雇用費用

労務者に対する雇用費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。賃金の基準は、非常時における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して定める。ただし、救助法が適用された場合は救助法の規定に準ずる。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書もって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

- (1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給料等の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

【参考】昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

災害対策基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の基準額を次のとおり定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（又は振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

救助法の適用基準

被 害 区 分 区 分		町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住 家が滅失した場合等
		住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
置 戸 町 (5,000 人未満) (令和 2 年国勢調査人口 2,775 人)		30	15	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ るとき。
摘 要	1 住家被害の判定基準			
	(1) 滅失 (全壊、全焼、流失)	住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70% 以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50% 以上に達した程度のもの		
	(2) 半壊、半焼 (2 世帯で滅失 1 世帯に 換算)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20~70% のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20% 以上 50% 未満のもの		
	(3) 床上浸水 (3 世帯で滅失 1 世帯に 換算)	床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの		
	2 世帯の判定	(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に則し判断する。		

第3 救助法の適用手続き

1 町

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を所管する総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助法の適用基準

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
被災者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等1か月以内	町
	文房具等15日以内	町
埋葬	10日以内	町
行方不明者の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間は、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第6章 地震災害対策計画

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、置戸町における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき策定されている「置戸町地域防災計画」の「地震災害対策計画」として、置戸町防災会議が策定する。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1章、第3章、第4章、第5章」による。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 置戸町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、置戸町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

処理すべき事務又は業務の大綱については「第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人一人や民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認

イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中

電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係の醸成
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 要配慮者への配慮
- ク 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

※サプライチェーン【supply chain】

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化の促進

- エ 予想被害からの復旧計画策定
 - オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
 - カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - キ 取引先とのサプライチェーンの確保
- (2) 災害時の対策
- ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ 事業の継続又は早期再開・復旧
 - キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- (3) 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進
- ア 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
 - イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町の防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
 - ウ 町の防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案をふまえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。
 - エ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。
- (4) 住民運動の展開
- 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第4節 地震防災面から見た状況

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると、北海道で記録が残っている被害地震は、1611年の三陸沖地震以来、約390年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年及び1968年の十勝沖地震、1960年のチリ地震津波、1973年の根室半島沖地震、1982年の浦河沖地震、1983年の日本海中部地震、1993年1月15日の釧路沖地震、同年7月12日の北海道南西沖地震、1994年10月4日の北海道東方沖地

震、2003年9月26日に十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。特に、北海道南西沖地震では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となったほか、2018年の北海道胆振東部地震では北海道では観測史上初の震度7を記録し、死者48名、負傷者782名、家屋被害15,978棟という甚大な被害を出した。また、苫東厚真厚真火力発電所の稼働停止により全道で297万戸が停電する「ブラックアウト」も発生した。

1 北海道の主な被害地震

地域名	発生年月日 地震災害名	震央	規模	最大震度	被害状況
太平洋側	昭和27年 3月 4日 (1952) 十勝沖地震	釧路沖 N 41° 48' E 144° 08'	8.2	6 池田、浦幌、豊頃、 幕別、大津、音別、 厚真 5 浦河、帯広、釧路	太平洋一帯に大被害、大津波 死者28、不明5、負傷者287 住家被害815、流出91、半壊1,324
	昭和43年 5月16日 (1968) 十勝沖地震	三陸はるか沖 N 40° 44' E 143° 35'	7.9	6 浦河、苫小牧、 広尾、函館	南西部地方を中心に被害、津波 死者 8、負傷者133 住家全壊全焼27、半壊81
	昭和48年 6月17日 (1973) 根室半島沖地震	根室半島南東沖 N 42° 58' E 145° 57'	7.4	5 釧路、根室、	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者28 住家全壊 2、半壊1
	昭和57年 3月21日 (1982) 浦河沖地震	浦河沖 N 42° 04' E 142° 36'	7.1	6 浦河 4 帯広、苫小牧、 札幌、小樽	日高地方沿岸を中心に被害、小津波 負傷者167 住家全壊13、半壊28
	平成 5年 1月15日 (1993) 釧路沖地震	釧路沖 N 42° 54' E 144° 22'	7.8	6 釧路 5 帯広、浦河、広尾	釧路地方に被害 死者 2、負傷者966 住家全壊53、半壊254
	平成 6年10月 4日 (1994) 北海道東方沖地震	北海道東方沖 N 43° 22' E 147° 40'	8.1	6 釧路、厚岸 5 広尾、浦河、根室、 足寄、中標津、羅臼	釧路、根室地方に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348
	平成15年 9月26日 (2003) 「平成15年（2003年） 十勝沖地震」	釧路沖 N 41° 47' E 144° 05'	8.0	6 弱 新冠、静内、浦河、 鹿追、忠類、幕別、 豊頃、釧路、厚岸 5 厚真、帯広、更別、 広尾、本別、足寄、 釧路、音別、別海、 弟子屈 ほか14市町村	太平洋沿岸一帯に被害 死者1、不明者1 負傷者847 住家全壊116、半壊368
	平成16年11月26日 (2004) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 57' E 145° 17'	7.1	5 強 弟子屈、釧路町、別海 5 弱 新冠、静内、更別、 釧路、厚岸	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者52 住家全壊1、一部破損4
	平成16年12月6日 (2004) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 51' E 145° 21' H 46	6.9	5 強 厚岸 5 弱 更別、弟子屈、釧路町、 別海	釧路、根室地方に被害 負傷者12
	平成17年1月18日 (2005) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 53' E 145° 00' H 50	6.4	5 強 厚岸 5 弱 別海	負傷者1
	平成23年3月11日 (2011) 「平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖 地震」	三陸沖 N 38° 06' E 142° 52' H 24	9.0	4 新冠、函館、浦幌、大樹、 南幌、帯広、長沼、新篠津、 音更、むかわ、北斗、釧路、 上ノ国、岩見沢、千歳、様似、 厚真、平取、更別、中富良野、 新ひだか、浦河、白糠、苫小 牧、鹿追、知内、芽室、池田	太平洋沿岸を中心に被害、 津波 死者1、負傷者3 住家半壊4、一部破損7

地域名	発生年月日 地震災害名	震央	規模	最大震度	被害状況
日 本 海 側	天保 5年 2月 9日 (1834) (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E 141° 24'	6.4	6 石狩川河口付近 (推定) 5 札幌市の一部(推定)	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
	大正 7年 5月26日 (1918) 留萌沖地震	北海道北西沖 N 44° 12' E 141° 36'	6.0	4 鬼鹿、幌延	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和15年 8月 2日 (1940) 積丹半島沖地震	北海道北西沖 N 44° 15' E 139° 28'	7.5	4 羽幌、留萌、幌延、 岩内、乙部	手塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者10、住家全壊26、半壊7
	昭和58年 5月26日 (1983) 日本海中部地震	秋田県沖 N 40° 21' E 139° 05'	7.7	4 森、江差	渡島、檜山特に奥尻に被害、大津波 死者4、負傷者24 住家全壊9、半壊12
	平成 5年 7月12日 (1993) 北海道南西沖地震	北海道南西沖 N 42° 47' E 139° 11'	7.8	5 小樽、寿都、江差 4 室蘭、苫小牧、 函館、倶知安	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、不明者28、負傷者323 住家全壊601、半壊408

地域名	発生年月日 地震災害名	震央	規模	最大震度	被害状況
内 陸	昭和34年 1月31日 (1959) 弟子屈地震	釧路支庁 N 43° 16' E 144° 35'	6.3	5 阿寒湖畔、 上御幸別 4 釧路	弟子屈、阿寒を中心に被害 住家全壊2、一部損壊
	昭和62年 1月14日 (1987) 日高山脈北部地震	日高山脈北部 N 42° 32' E 142° 56'	7.0	5 釧路 4 帯広、苫小牧、 根室、浦河、広尾	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者7 住家半壊
	平成 7年 5月23日 (1995) 空知支庁地方に発生した地震	空知支庁地方 N 43° 38' E 141° 43' H 16	5.7	5 北竜 4 留萌	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4 住家被害37
	平成 16年 12月14日 (2004) 留萌支庁南部の地震	留萌地方南部 N 44° 05' E 141° 42' H 9	6.1	5 強 苫前 5 弱 羽幌	留萌地方を中心に被害 負傷者8、住家被害165
	平成 30年 9月 6日 (2018) 北海道胆振東部地震	胆振地方中東部 N 42° 41' E 142° 00' H 37	6.7	7 厚真(一部) 6 強 厚真、安平、むかわ 6 弱 札幌東区、新千歳空 港、日高、平取 5 強 札幌北区、白石区、 手稲区、清田区、江 別、千歳、恵庭、三 笠、長沼、苫小牧 新冠、新ひだか 5 弱 石狩、北広島ほか	胆振地方を中心に被害 北海道で観測史上初の震度7 死者 43 負傷者 782 住宅全壊 469 住宅半壊 1,660 一部破損 13,849 苫東厚真火力発電所停止による大規模停電 (ブラックアウト)の発生(295万戸が停電)
遠 方 (チリ)	昭和35年 5月23日 (1960) チリ地震津波	チリ南岸 N 38° 00' E 73° 30'	8.5	—	太平洋沿岸一帯に被害、大津波 死者8、不明者7、負傷者15 住家全壊38、流出158、半壊82

注)「震源」欄の記号は、N(北緯)、E(東経)、S(南緯)、W(西経)、H(震源の深さ(Km))を表す。

「規模」欄の数値は、M(マグニチュード)を表す。

「チリ地震津波」の震源要素は米国地質調査所による。

※地震災害名の「」は気象庁により命名された地震を表す。

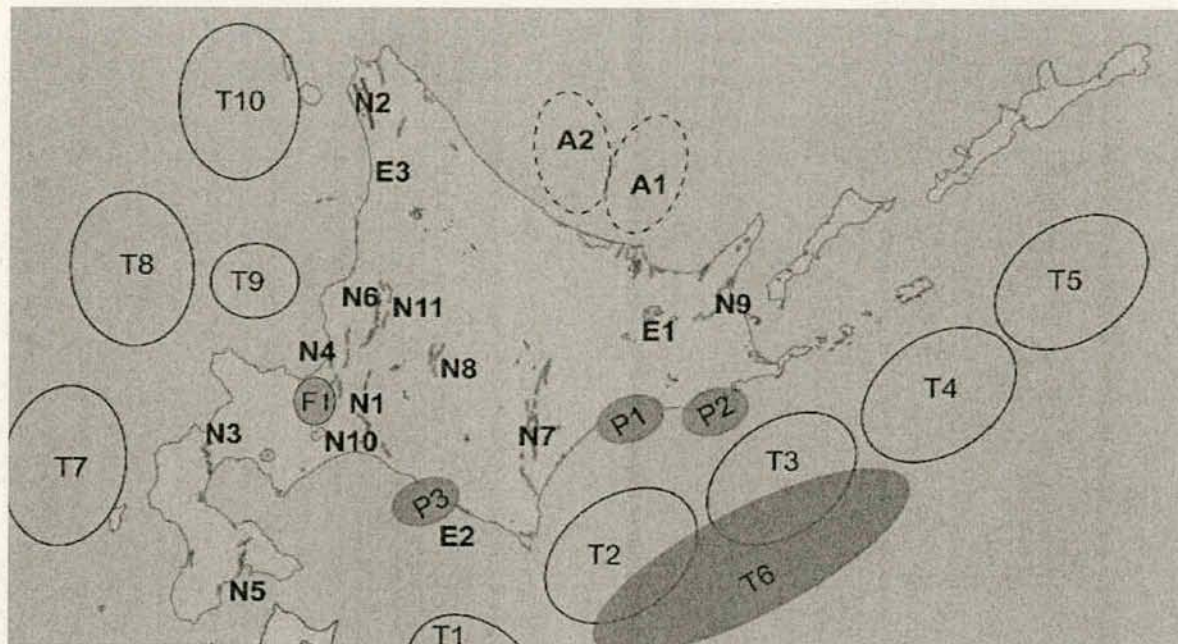
2 北海道による被害想定

道では、北海道での想定地震を以下の表及び図としている。

表：想定される地震

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニ チュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1 三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	---
T2 十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	---
T3 根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	---
T4 色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	---
T5 択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	---
T6 500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	---
(日本海東縁部)					
T7 北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8	---
T8 積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8	---
T9 留萌沖	---	1947年	既知	7.5	---
T10 北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	---
(プレート内)					
P1 釧路直下	---	1993年	既知	7.5	---
P2 厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2	---
P3 日高西部	---	1993年型	推定	7.2	---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1 石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側			7.5	42
	主部南側			7.2	26
N2 サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N3 黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N4 当別	地震本部		既知	7.0	22
N5 函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
N6 増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N7 十勝平野	地震本部		既知		
	主部			8.0	88
	光地園			7.2	28
N8 富良野	地震本部		既知		
	西部			7.2	28
	東部			7.2	28
N9 標津	地震本部		既知	7.7以上	56
N10 石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N11 沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
(伏在断層)					
F1 札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	---
(既往の内陸地震)					
E1 弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5	---
E2 浦河周辺	---	1982年	推定	7.1	---
E3 道北地域	---	1874年	推定	6.5	---
(オホーツク海)					
A1 網走沖	---	未知	推定	7.8	60
A2 紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9	70

図：想定される地震



出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）〔平成26年3月28日修正〕より

上記想定地震はもとより、震源がより本町に近い場合、または地震により火災や土砂災害等が発生した場合、さらなる被害の拡大が予想されることに對し、注意を払っておく必要がある。

第5節 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する組織及び任務分担等については、「第3章 防災組織」の定めるところにより実施するものとする。

第6節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震

速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

第2 地震・津波に関する情報の種類と内容

1 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	震央地名・震源位置・震源の深さ・地震の規模（マグニチュード）（以下「震源要素」という。）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	震源要素と震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点と震源要素を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠隔地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、震源要素を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料は以下のとおり。

ア 地震解説資料

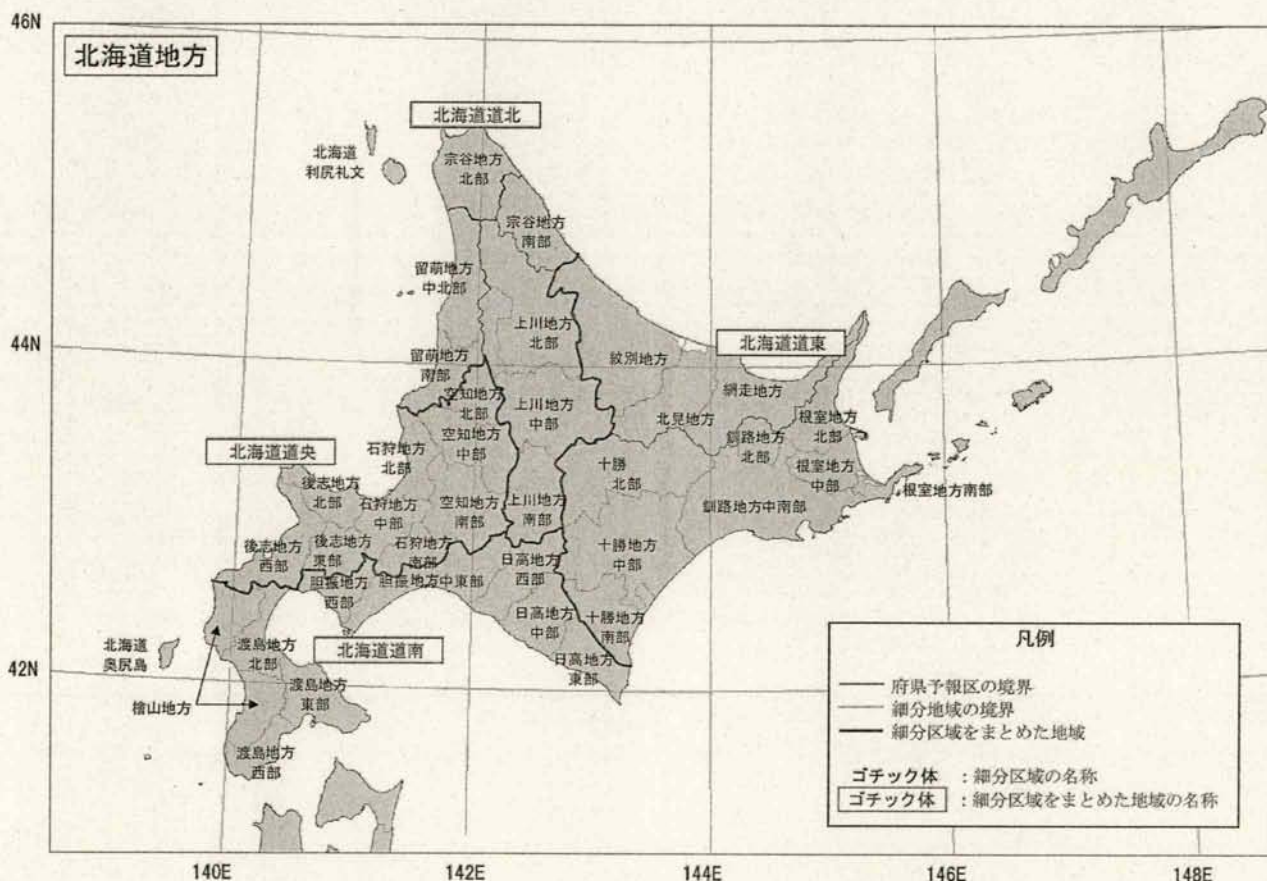
オホーツク海沿岸で、津波警報・津波注意報が発表された時や網走・北見・紋別地方の震度観測点で震度4以上の地震が観測された場合等に防災に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料を網走地方気象台が発表する。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために札幌管区気象台・網走地方気象台で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本庁及び札幌管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表する。

第3 地震に関する情報に用いる地域名称及び震央地名

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域名称



2 震央地名名称及び震度情報に用いる地域名称、震度観測点名称



第7節 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1 住民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験をふまえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

第2 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 崖崩れに注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 素早く火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。

- (7) 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第3 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) 素早く火の始末をすること。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (4) 正確な情報を入手すること。
- (5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (6) エレベーターの使用は避けること。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていな

いおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。（「第5章 第4節 避難対策計画」参照）

第8節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- イ 広報紙、広報車両の利用
- ウ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- エ パンフレットの配布
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- 3 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第9節 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

第1 訓練実施機関

災害予防責任者は、自主的に訓練計画を作成し、共同して訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それをふまえた体制の改善について検討する。

第2 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

1 情報通信訓練

- 2 広報訓練
- 3 指揮統制訓練
- 4 火災防御訓練
- 5 緊急輸送訓練
- 6 公共施設復旧訓練
- 7 ガス漏洩事故処理訓練
- 8 避難訓練
- 9 救出救護訓練
- 10 警備・交通規制訓練
- 11 炊き出し、給水訓練
- 12 災害偵察訓練等

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第10節 避難体制整備計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、「第4章 第6節 避難体制整備計画」のとおりである。

第 1 1 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、「第 4 章 第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」による。

第 1 2 節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発を行う。

第 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 3 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

第5 消防計画の整備強化

防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第13節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、「第9章 第3節 危険物等災害対策計画」による。

第14節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

第1 建築物の防災対策

1 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、低層過密の市街地の再開発等、総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は道と連携して、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

町は道と連携して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修推進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策の実施及び台帳への登録

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

また被災建築物の安全対策を実施し、台帳への登録を行う。

第2 崖地に近接する建築物の防災対策

町は道と連携して、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

- (1) 地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等に関する事項について定めるものとする。
- (3) 地域防災計画において、警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 土砂災害警戒区域を含む地区について、町は地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第2 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、一たび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、国、道と連携し、地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

町は住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、一たび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、国、道と連携し、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

町は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(3) 土石流予防計画

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第16節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震(1995年)においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

釧路沖地震(1993年)、北海道南西沖地震(1993年)、北海道東方沖地震(1994年)においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、十勝沖地震(2003年)において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

第2 液状化対策の推進

- 1 町並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。
- 2 液状化の対策
町の液状化対策にあたっては、道との連携を図り、実施していくものとする。
- 3 液状化対策の普及・啓発
町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。地震時の積雪・寒冷対策は、「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」による。

第18節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第19節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
地震時の複合災害に関する対策は、「第4章 第17節 複合災害に関する計画」による。

第20節 災害応急対策計画

地震災害に対する応急対策計画については、「第5章 災害応急対策計画」に定めるところにより実施するほか、下記の対策を実施するものとする。

第1 二次災害の防止

1 町長は、余震等による二次災害を防止するため、次の対策を実施するものとする。なお、町単独で実施するのが困難な場合、道及び防災関係機関に応援を要請するものとする。

- (1) 避難所施設の点検
- (2) 町有施設の点検

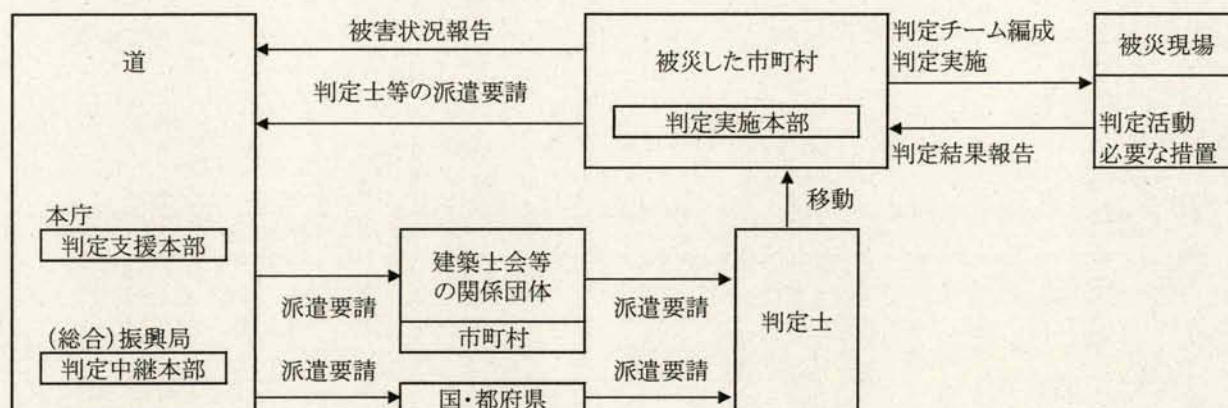
- (3) 町所管道路、橋梁等構造物の点検
- (4) 民間建物の応急危険度判定
- (5) 水害及び土砂危険箇所の点検
- 2 二次災害のおそれがある場合は、避難指示等の措置を行う。
- 3 町民等に二次災害に関する情報の周知を行う。

第2 被災建築物の安全対策

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判断し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施は、次のとおりとする。

1 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。



2 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄筋造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりとする。

【危険】：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

【要注意】：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

【調査済】：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第21節 災害復旧計画

地震災害に対する復旧計画については、「第10章 第1節 災害復旧計画」の定めるところにより実施するものとする。

第7章 火山災害対策計画

北海道内において、噴火、降灰(礫)、溶岩、有害ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道、火山周辺市町村及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、北海道地域防災計画の定めるところによる。

当町は常時観測火山周辺市町村等の位置付けはないが、災害の規模により、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

第8章 原子力災害対策計画

電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策に関する計画は、北海道地域防災計画の別冊である「原子力防災計画編」による。

なお、本町は、道の原子力防災計画において、町が策定する地域防災計画に原子力防災計画編を作成すべき市町村としての指定はないが、原子力防災の対策実施に当たっては、北海道地域防災計画「原子力防災計画編」に定めるところにより、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

本町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者をともなう大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

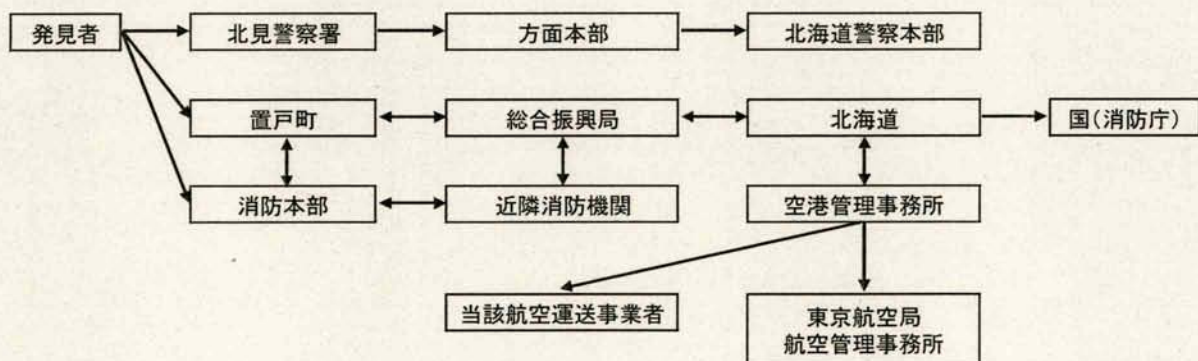
第3 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」

の定めによる。

3 応急活動体制

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ「第3章 防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤、化学消防車等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- (2) 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町長は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 道路管理者

- (1) 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等につ

いて徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要に措置を講ずるものとする。

- (6) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (7) 道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (8) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果をふまえ再発防止対策を実施するものとする。

2 北海道警察

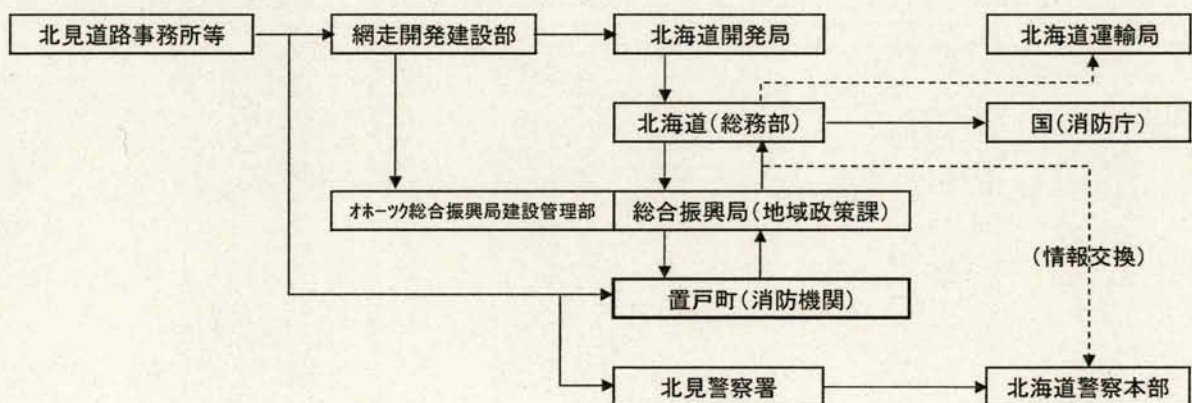
道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

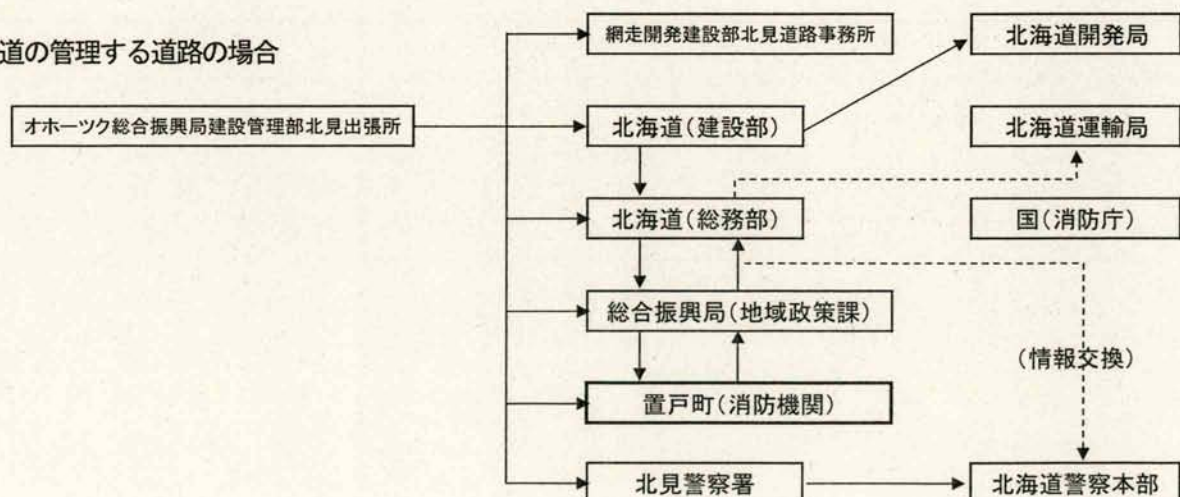
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

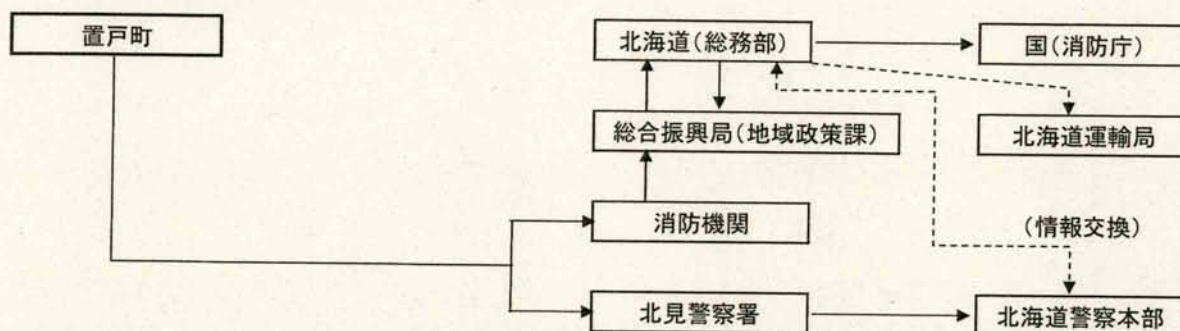
国の管理する道路の場合



道の管理する道路の場合



町の管理する道路の場合



2 災害広報

災害時における広報活動については、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより実施するものとする。

3 応急活動対策

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 消防活動

災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合に、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町長は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第9章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災にともなう障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186条)第2条第7項に規定されているもの

〈例〉石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

2 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの

〈例〉火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの

〈例〉液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの

〈例〉毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

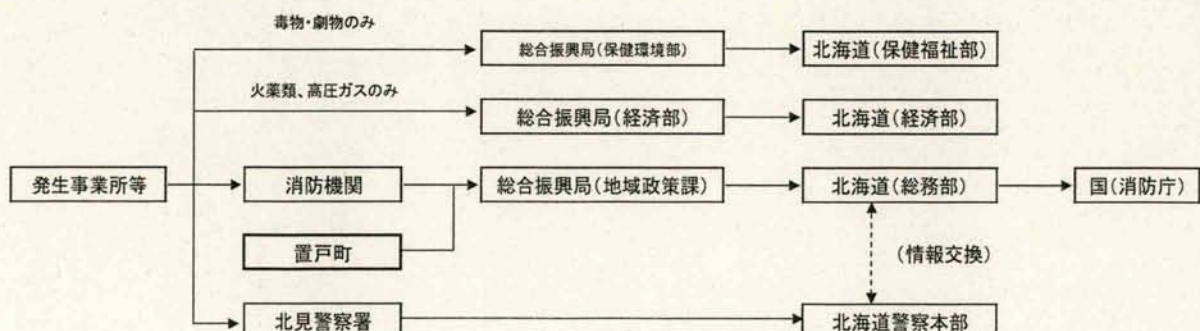
5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



2 災害広報

災害時における広報活動については、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより実施するものとする。

3 応急活動対策

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器、化学消防車等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町長は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 交通規制

町長は北海道警察等各関係機関と協力して、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町長は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、道へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 町、消防機関

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、屋根不燃化区域等の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定める

べき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害弱者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、北海道から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

対象地域	警報発令条件
オホーツク	実効湿度 66%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 14m/s 以上のとき

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



2 災害広報

災害時における広報活動については、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより実施するものとする。

3 応急活動対策

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

大規模な火事災害時における救助救出活動については、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 消防活動

「第4章 第10節 消防計画」に定めるところにより実施し、特に人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町長は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容並びに埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

9 交通規制

町長は北海道警察等各関係機関と協力して、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、大規模な火事災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、市町村へ応援を要請するものとする。

第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

林野火災の発生を防止するため、町及び関係機関は、次の対策を講ずるものとする。

1 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

- (1) たばこ、たき火等の不始末による出火の危険性について、関係機関の協力を得ながら広く周知を行う。
- (2) 入林の許可、届出等について指導する。
- (3) 火災警防発令又は気象条件が急変した場合は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

2 火入対策

危険期間中の火入は、できるだけ避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

- (1) 火入をする場合は、置戸町火入れに関する条例（昭和59年条例第9号）の規定に基づき、許可を受けるように指導するものとする。

また、火入方法を指導し、許可条件を厳守させるものとする。

- (2) 火災警報発令中、又は気象状況が急変したときは、一切の火入を中止させる。
- (3) 火災跡地の完全消火を図るため、火入責任者を設け残火を確認するとともに、火入跡地の状況によっては、常に巡視を行うものとする。

3 林野内の事業者対策

林野内において事業を営む者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- (1) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (2) 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
- (3) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

4 バス等運送機関の対策

バス等運送機関は、危険期間中、乗客乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するた

め、乗客に対する注意喚起、林野火災発見時の連絡系統及び周知方法の確立等により、路線火災の防止に努めるものとする。

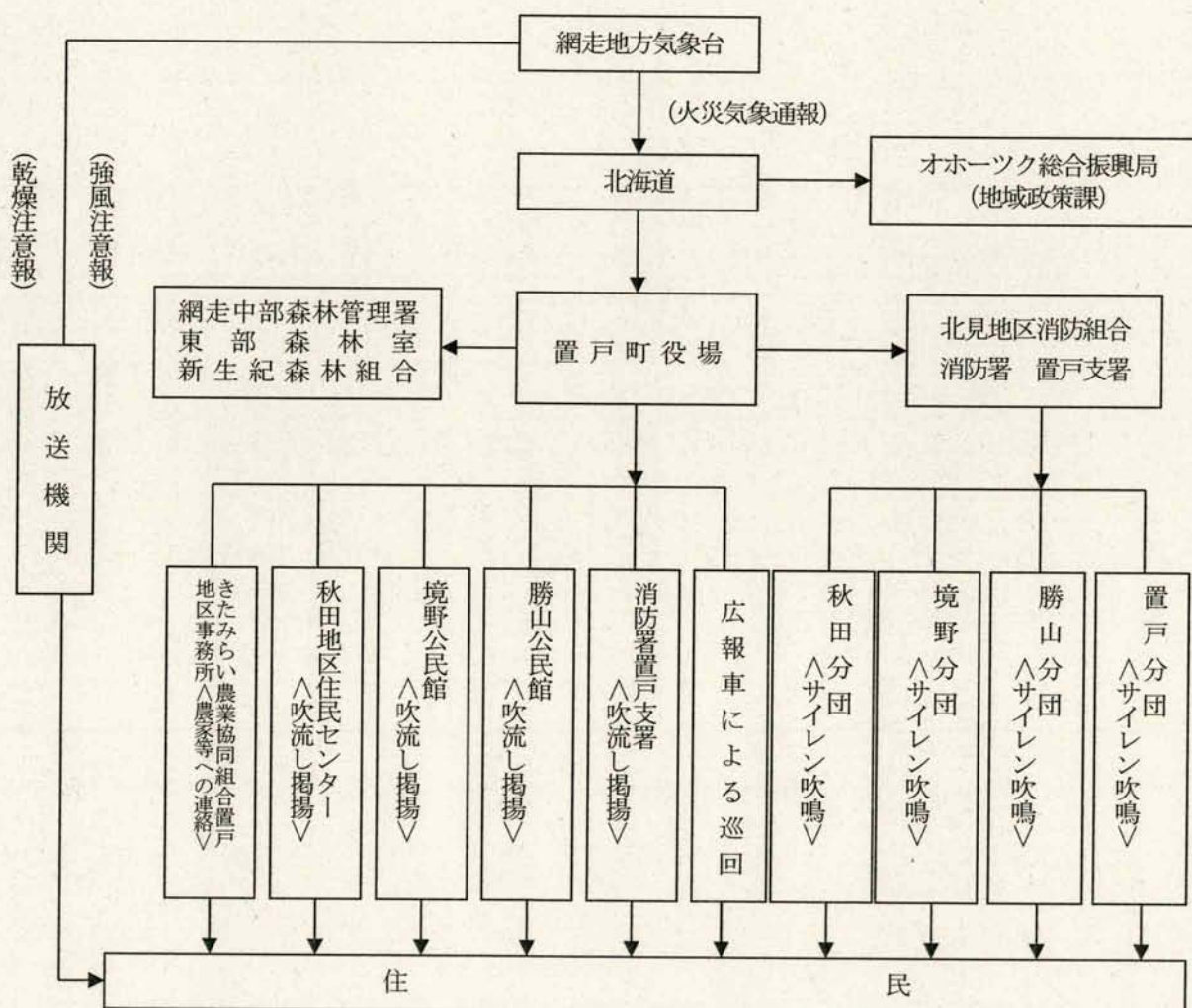
5 森林所有者の対策

森林所有者は、自己所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (2) 無断入林者に対する指導
- (3) 火入れに対する安全対策

6 情報通信

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



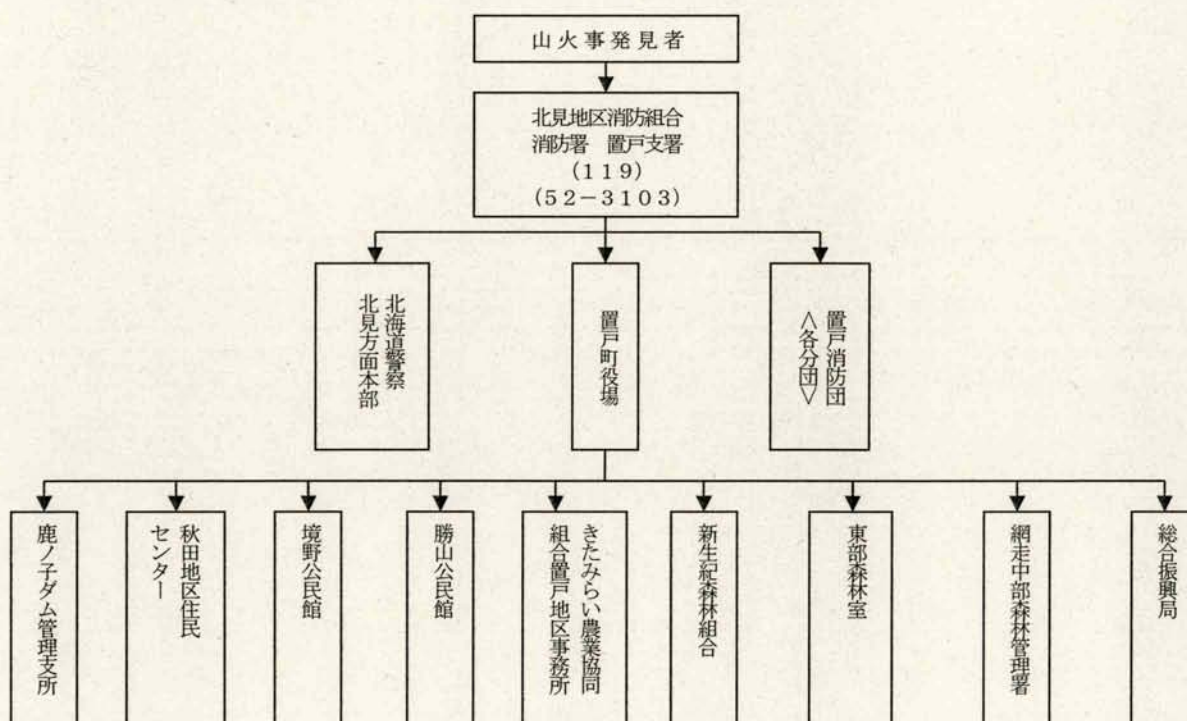
第2 災害応急対策

1 情報通信

林野火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとし、下記の事項について実施するものとする。

- (1) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (3) 関係機関は相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(山火事発生通報系統図)



2 災害広報

災害時における広報活動については、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより実施するものとする。

3 応急活動対策

町は、林野災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ「第3章 防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

林野火災時における救助救出活動については、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

林野火災時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 消防活動

林野火災は、気象や地理的条件により消火活動の制約を受け拡大のおそれがあるので、山火事を発見した地元機関は直ちに出勤し、初期消火にあたらなければならない。また、火災の状況により隣接関係機関に出勤の要請を行うものとし、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第8節 ヘリコプター活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の收容等

町長は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の收容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

町長は、北海道警察等各関係機関と協力して、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

9 自衛隊派遣要請

町長は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合には、「第5章 第6節 自衛隊派遣要及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

10 広域応援

町長は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請するものとする。

11 被害報告

町長は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに総合振興局へ行うものとする。

第10章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、被害の程度を充分検討して計画を立て、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設

- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 簡易水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 空港施設災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第5 応急金融対策

1 農林業応急融資

- (1) 天災により災農林業者に対する資金の融資は、「天災融資法」を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にし農業経営の維持安定を図る。
- (2) 「農林漁業金融公庫資金」の活用を図り、さらに「自作農維持資金」の長期低利資金の導入を行ない、農業経営の維持安定を図る。
- (3) 農地等の災害復旧資金として「土地改良（災害対策）資金」などの積極的導入を図る。

2 生活確保資金融資

- (1) り災した生活困窮者等の再起のため、事業資金その他融資の貸付資金を確保する。
 - ア 生活応急資金
 - イ 世帯更生のための災害援助資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金
 - ウ 災害援護貸付金
 - エ 国民金融公庫資金
- (2) り災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住宅を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

ア 生活福祉資金の災害援護貸付金又は災害復興住宅建設補修資金

イ 母子福祉資金の住宅資金

3 応急金融の概要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の概要は、道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

第2節 被災者援護計画

第1 リ災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、リ災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町長は、リ災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができる。

2 消防機関

- (1) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因するリ災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係るリ災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ リ災証明書の交付の状況
 - サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - シ 提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の1の(2)のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援